



# スペシャルオリンピックス 公式ゼネラルルール 2025 年版

監修発行 2013 年 10 月  
公益財団法人スペシャルオリンピックス日本  
改正 2015 年 10 月  
改正 2016 年 10 月  
改正 2023 年 10 月  
改正 2025 年 5 月 29 日

**Special Olympics**





スペシャルオリンピックス公式ゼネラルルール  
日本語版を刊行するにあたって

2013年10月

スペシャルオリンピックス公式ゼネラルルールとは、スペシャルオリンピックス国際本部が認定プログラムを対象に発行しているスペシャルオリンピックスの活動および運営指針となる総則です。

このゼネラルルールには SOI と認定プログラムの関係性や、それぞれの役割と責任が記載されています。文中の「認定プログラム(Accredited Program)」とは、SOI から認定を受けたプログラム、すなわちスペシャルオリンピックス日本を意味し、また、「サブプログラム(Sub-Program)」は、各国における地区組織を示しています。その点に留意し、お取扱いいただくようお願いいたします。なお、地区組織が設立する時にお渡している「SON 地区運営基準」や、設立時に交わす「協定書」は、ゼネラルルールにおけるサブプログラムの運営基準を基に作成したものです。

なお、法律や社会制度等の国情の違いから、ゼネラルルール通りに運営することが難しい場合、認定プログラムは SOI の承認を得た上で、ゼネラルルールとは異なる運営を行うことが認められています。ゼネラルルールの記載と SON の運営に矛盾がある場合については、SON の方針に準じて運営を行っていただくようお願いいたします。

なお、ゼネラルルールの解釈等で不明点がありましたら SON 事務局までご連絡ください。

公益財団法人スペシャルオリンピックス日本事務局



## 目次

はじめに	6
第1条 スペシャルオリンピックスの使命、目的、活動の原則	13
セクション 1.01 使命	13
セクション 1.02 目標	13
セクション 1.03 設立理念	13
セクション 1.04 スペシャルオリンピックスの構成	14
第2条 スペシャルオリンピックス・アスリート	16
セクション 2.01 スペシャルオリンピックスの参加資格	16
セクション 2.02 アスリートの登録	17
セクション 2.03 アスリートの氏名と肖像の使用	21
セクション 2.04 アスリートの権利放棄	21
セクション 2.05 血液感染症キャリアの参加	21
セクション 2.06 参加アスリート数の確認と報告	21
第3条 スポーツトレーニングと競技会	22
セクション 3.01 トレーニングと競技会の目的	22
セクション 3.02 料金請求の禁止	22
セクション 3.03 トレーニングと競技会の一般規定	23
セクション 3.04 スペシャルオリンピックス競技に関する規定	23
セクション 3.05 トレーニングに関する規定	25
セクション 3.06 競技会に関する規定	25
セクション 3.07 表彰	26
セクション 3.08 世界大会の運営	26
セクション 3.09 SOI 認定大会の運営	27
セクション 3.10 招待大会とトーナメント	27
セクション 3.11 ユニファイド・スポーツ®	29
セクション 3.12 モーターアクティビティーズトレーニングプログラム (MATP)	29
セクション 3.13 ヤングアスリート	29
セクション 3.14 ボランティア	29
第4条 SOI のスペシャルオリンピックスに対する管理体制	30
セクション 4.01 SOI の管理運営権と任務	30
セクション 4.02 スペシャルオリンピックスの情報連絡網	32
セクション 4.03 SOI の決裁権	32
セクション 4.04 ゼネラルルールの改定	32
セクション 4.05 統一基準の改定	34
セクション 4.06 國際アドバイザリー委員会 (IAC)	34
セクション 4.07 リージョナルリーダーシップカウンシル (RLC)	34
セクション 4.08 サブリージョナルリーダーシップカウンシル	36
セクション 4.09 スポーツルール諮問委員会	36
セクション 4.10 ゼネラルルール諮問委員会	36
セクション 4.12 トーチラン委員会 (Torch Run Executive Council)	37
セクション 4.13 競技者意見評議会	37
セクション 4.14 創立者評議会	38
セクション 4.15 その他の諮問委員会	38
セクション 4.16 認定プログラムの活動の承認	38
セクション 4.17 トーナメントとデモンストレーション	38
セクション 4.18 認定プログラムの活動の承認	39
セクション 4.19 放送・録画について	39
セクション 4.20 SO マークの登録と保護	40
セクション 4.21 公式言語	40
第5条 認定プログラムの統括と運営	41
セクション 5.01 組織上の要件	41
セクション 5.02 管理機関	41



セクション 5.03 認定プログラムが使用する名称	43
セクション 5.04 認定プログラムの権限の制約	43
セクション 5.05 トレーニングと競技会の一般条件	43
セクション 5.06 プログラムの範囲：発展義務	44
セクション 5.07 スペシャルオリンピックスの名称とその他の SO マークの使用	44
セクション 5.08 大会における宣伝文の表示と国旗掲揚の禁止	45
セクション 5.09 アルコール、大麻、ベイプ、タバコについての方針	47
セクション 5.10 規則遵守	47
セクション 5.11 ボランティア活動指針の遵守	48
セクション 5.12 第三者との契約	48
セクション 5.13 利害対立の回避	48
セクション 5.14 財務と保険	48
セクション 5.15 行動規範	48
セクション 5.16 セーフガード	48
第6条 スペシャルオリンピックス・プログラムの認定	49
セクション 6.01 認定の目的	49
セクション 6.02 権限	49
セクション 6.03 認定授与の権限	49
セクション 6.04 認定証書	50
セクション 6.05 認定基準	50
セクション 6.06 認定基準の変更	50
セクション 6.07 認定の時期と期間	50
セクション 6.08 新規認定と更新の申請	50
セクション 6.09 認定許可証申請	51
セクション 6.10 SOI による認定申請の審査	51
セクション 6.12 認定プログラムの義務	52
セクション 6.13 認定プログラムの権利	52
セクション 6.14 認定プログラムの義務不履行に対する SOI の処分	52
セクション 6.15 処分の理由	53
セクション 6.16 処分の手続き	53
セクション 6.17 異議申立ての手続き	55
セクション 6.18 認定の緊急停止	55
セクション 6.19 認定停止／の処置	56
セクション 6.20 SOI ができる制裁措置	56
セクション 6.21 地区組織の認定	58
セクション 6.22 ゼネラルルールの適用免除	58
第7条 資金活動とその展開	59
セクション 7.01 スペシャルオリンピックス内での資金活動	59
セクション 7.02 SOI の総合的権限	59
セクション 7.03 認定プログラムの権限	61
セクション 7.04 認定プログラム資金調達の責任	62
セクション 7.05 SOI の公式（独占的）非公式（非独占的）スポンサーの指名	64
セクション 7.06 スポンサー承認の要件	65
セクション 7.07 SOI の契約方針	66
セクション 7.08 LOC の資金調達の義務	67
セクション 7.09 認定プログラムの義務の報告	67
セクション 7.10 SOI が配布する資金活動の広報	67
セクション 7.11 SO マークと SOI 所有の他の知的財産保護協力	67
セクション 7.12 第三者所有マークの使用の回避	68
第8条 財務管理の整備、財務の責任、保険	68
セクション 8.01 財務管理基盤	68
セクション 8.02 会計年度	69
セクション 8.04 財務報告書	69
セクション 8.05 決算報告	69



セクション 8.06 SOIへの報告	70
セクション 8.07 地区組織の財務管理	71
セクション 8.08 認定料金	71
セクション 8.09 保険の要件	71
セクション 8.10 データのプライバシーとセキュリティ	71
第9条 ゼネラルルールの解釈	71
セクション 9.01 代替え用語	71
セクション 9.02 見出し語について	71
セクション 9.03 第三者団体の権利	71
セクション 9.04 任意放棄の禁止	72
セクション 9.05 翻訳	72
セクション 9.06 規則の適用と優先	72
第10条 用語の定義	73
セクション 10.01 用語の定義	73
スペシャルオリンピックス ゼネラルルール 補則	76
第3条 スポーツトレーニングと競技会	76
セクション 3.07 表彰	76
セクション 3.09 SOI 認定大会の運営	76
セクション 3.13 ボランティア	76
第4条 SOI のスペシャルオリンピックスに対する管理体制	78
セクション 4.18 SO マークの登録と保護	78
第5条 認定プログラムの統括と運営	78
セクション 5.01 組織上の要件	78
セクション 5.11 ボランティア活動指針の遵守	78
第7条 資金活動とその展開	78
セクション 7.02 SOI の総合的権限	78
セクション 7.03 認定プログラムの権限	79
セクション 7.04 認定プログラム資金調達の責任	79
第8条 財務管理の整備、財務の責任、保険	79
セクション 8.09 保険の要件	79
第9条 ゼネラルルールの解釈	80
セクション 9.07 多様性、公平性、包括性の要件	80
第10条 用語の定義	80



## はじめに

このスペシャルオリンピックスゼネラルルールは、認定されたすべてのスペシャルオリンピックス・プログラムおよびLOC(大会組織委員会等)に対し、最新かつ統合された指針を提供するために改訂・再整理されたものです。本ゼネラルルールの改訂版は、2025年5月29日より効力を有します。なお、本一般規則は、Special Olympics, Inc. の公式刊行物です。



親愛なるプログラムリーダーおよび同僚の皆さんへ：

50年近くにわたりスペシャルオリンピックスの活動的な仲間として、また擁護者として、この待望の SO 総則の改訂版が発行されたことを大変嬉しく思います。

この待望の SO 総則改訂版が発行され、使用できるようになったことを大変嬉しく思います。

使用できることを大変嬉しく思います。この改訂新版は、SO プログラムのリーダーや、SOI 本部や地域事務所を含むあらゆるレベルのスタッフにとって、貴重な助けと指針となることでしょう。この改訂版は、SOI 本部やリージョナル・オフィスを含むあらゆるレベルの SO プログラムのリーダーやスタッフに、貴重な助けと指針を提供する。多面的で包括的なスペシャルオリンピックスの組織と運営にタイムリーな情報为您提供する。

多面的で包括的なスペシャルオリンピックス事業の基礎となる組織と運営に関するタイムリーな情報を提供する。この改訂版は 世界中の SO 活動の管理および全体的な運営を合理化し、改善するのに役立つことは明らかです。本書は、様々な SO プログラムに関連する多くの法的事項について、専門的で技術的な助言を提供します。

プログラムに関連する多くの法的事項について、専門的かつ技術的な助言を提供しています。

私は長年、SO のリーダーとしてさまざまな職務に就いてきましたが、その間に、次のようなことが何度もあったことを思い出します。

総則のマニュアルを参照したことを思い出します。私はいつも一般規則を参考にしていました。

アシストとガイダンスを求めていました。実際、それは私にとって一種の作戦上の「バイブル」のような役割を果たしていました。

この新版は、私たちの地域や地方の人生を変えることに関連する統一性と団結に焦点を当てた統一ツールとして、特に有益なものとなるでしょう。

アスリートとその家族に奉仕するための、地域や地方の人生を変える努力に焦点を当てた統一ツールとして、この新版は特に有益なものとなるでしょう。私の考えでは 私たちが SO の使命の保護者としての役割を果たすとき、そこに記載されている情報は、私たちがより用心深くなるのに役立つと思います。

SO の 「ビッグファミリー」 が、このような包括的で有用な文書を手に入れたことは、とても喜ばしいことです。

私は、SO 内のあらゆるレベルの指導者仲間に、この最も価値ある出版物を最大限に活用することを熱烈に推薦します。

この最も価値ある出版物を最大限に活用するよう、熱烈に推薦します。

最後に、この最新版の完成に協力してくれたすべての人に、特別な「ありがとう」と「おめでとう」を贈ります。

おめでとうございます。

ディッケン・ヤング博士

スペシャルオリンピックス香港創設者兼会長

元 SOI 理事、アジア太平洋・東アジア地域会長



## スペシャルオリンピックス運動へ:

この運動に生まれた若い女性として、私たちは世界中の人々のスペシャルオリンピックスの使命に対する信じられないほどの献身に絶えず驚き、刺激を受けてきました。キャンプシュライバーでの始まりから、この運動の目標は、知的障害を持つ人々に感情的および運動的に成長し、何時間もの練習と他者との競争を通じてユニークな絆を形成する機会を提供することでした。そして、知的障害のない人々に、スペシャルオリンピックスのアスリートと境界を越え、つながり、永続的な友情を築くためのスペースを提供することが目標でした。運動の能力と範囲が拡大するにつれて、これらの素晴らしい機会も拡大しています。1960年に祖母のメリーランド州の農場に34人の子供たちと26人のカウンセラーが集まつたことから、170カ国以上から7,000人以上のアスリートが参加した2019年のアブダビ・ワールドゲームズ・ショーまで、この運動は目覚ましい成長を遂げました。この目覚ましい成長を反映してミッションは方向転換しており、そのためにはSO一般規則を継続的に改訂する必要があります。

創設者評議会の議長および副議長として、私たちは、新たな課題や機会が発生すると、運動に関与する人々が、祖母が最初に概念化したのと同じ使命に向かって私たち全員が取り組んでいることを確認するためのガイドとして一般規則を持っていることを高く評価しています。この一般ルールは、本社の従業員、世界中のプログラムのスタッフとリーダー、そして世界中のアスリートが集まり、競争し、しばしば課せられる制限に挑戦するための舞台を提供するために活動している地元の組織委員会を指導するものです。また、一般規則では、制限とベストプラクティスも規定されており、これにより、世界中のプログラムにおけるプログラミングと実施における高水準の品質を保護するのに役立ちます。

私たちは、運動に関わるすべての人がこの重要なリソースを使用して、正しい手段で同じ目標を達成するための軌道に乗ることを願っています。

最後に、この最新版の作成に協力してくださった皆様に感謝いたします。これほど徹底したドキュメントの作成には、多大な時間と労力が必要です。

モリー・シュライバー&キャスリーン・シュライバー  
創設者評議会議長兼副



親愛なるプログラムリーダーの皆様、

スペシャルオリンピックスの一般ルールの改訂にご尽力いただき、誠にありがとうございます。こんなに久しぶりです。時代が変わったため、これらのルールを更新することは非常に重要です。今では、学校のユニファイドアスリートやヤングアスリートなど、より多くのアスリートがいます。私たちは、スポーツやサービスを提供するアスリートの変化に対応するために、ルールを更新する必要があります。ですから、これらは私たち全員が従うべき改訂されたルールです。例えば、イベントでは禁煙ですが、今では電子タバコなどを使うようになったので、電子タバコは許されていると言えます(タバコがないので)。そのため、プログラムの成長に合わせてこれらのルールを更新する必要があります。

私は 1970 年からスペシャルオリンピックスのアスリートとして活動しており、現在も競技を続けています。私は多くの委員会に参加し、アスリートの視点から私の声を共有してきました。私たちのアスリートの声は重要であり、スペシャルオリンピックス運動の改善のために声を上げる必要があります。これが私たちのプログラムです。改訂された一般規則に取り組んでいただいた皆様、誠にありがとうございます。

ロレッタ・クレイボーン

スペシャルオリンピックス・アスリート、チーフ・インスピレーション・オフィサー



スペシャルオリンピックス(SOI)は、様々な団体や組織と以下の関係を有する。

スペシャルオリンピックスの一般ルールへ

スペシャルオリンピックスは、スポーツの変革力と喜びを解き放ち、知的障害を持つアスリートの可能性を最大限に引き出し、世界中でよりインクルーシブなコミュニティを日々作り上げています。

私たちは、ミッションを遂行する際の行動と行動を導く一連の価値観を通じてこれを行います。

#### **喜びに満ちたスポーツマンシップ**

私たちは、スポーツの変革力を信じています。私たちは、あらゆるレベルでスポーツの純粋さを受け入れ、固定観念を打ち碎くような個人的なスポーツの勝利を目の当たりにする。

#### **アスリート・リーダーシップ**

私たちは、アスリートがスペシャルオリンピックスと社会に貢献し、尊敬されるメンバーとなるよう支援する。私たちは、競技場の内外でアスリートリーダーをサポートする。

#### **統一**

私たちは、インクルージョン、尊重、尊厳へのコミットメントで団結しています。私たちは、愛する家族、刺激的な従業員、コーチ、ボランティア、ファンなど、受け入れるコミュニティを構築する。私たちは、すべてのコミュニティ、すべての国で一つの運動です。

#### **勇気**

私たちはアスリートの誓いを実践しています:「勝たせてください。しかし、もし勝てないのなら、勇気を出して挑戦させてください」

#### **根気**

私たちは有能で、粘り強く、回復力があります。私たちは自分自身やお互いをあきらめません。

Special Olympics, Inc.(以下「SOI」)は、以下に説明するように、さまざまな団体や組織と関係を築いています。



## ダイバーシティ&インクルージョンに関する声明

ダイバーシティ&インクルージョンはスペシャルオリンピックスの中心であり、すべての人々の間で団結の賜物を促進するために努力しています。私たちは受容のコミュニティを構築する。私たちの鼓舞するアスリート、愛情深い家族、鼓舞された従業員、コーチ、ボランティア、そしてファン。私たちは、すべてのコミュニティ、すべての国で一つの運動です。私たちは、人間の精神の美しさを反映したグローバルチームを構築するために、私たちの違いを尊重し、称賛する。私たちは、運営、プログラミング、イベントのすべての分野に知的障害を持つ人々を含めるだけでなく、人種、障害、性別、地理、出身国、宗教、政治哲学、性的指向のすべての境界を超越することを目指しています。私たちは、ダイバーシティ&インクルージョンには、国際的に異なる戦略が必要になる可能性があることを認識しています。

## 国際オリンピック委員会との関係

1988年2月15日に署名された協定議定書を通じて、国際オリンピック委員会(IOC)は SOI を公式に承認し、知的障害のあるアスリートの利益を代表するために SOI と協力することに同意しました。IOC が SOI を正式に承認することは、国際的なオリンピック運動の最高の理想に従ってスペシャルオリンピックスのトレーニングと競技を実施し、「スペシャルオリンピックス」という用語の使用を保護および保護し、「オリンピックス」という言葉を不正使用または搾取から保護するために、SOI とそのすべての認定プログラムによって遂行されなければならない厳粛な義務と責任を伴います。IOC の SOI との協定議定書は、SOI、プログラム、および LOC が 5 リングのオリンピックロゴ、オリンピック国歌、またはオリンピックのモットーを使用することを禁じています。各認定プログラムは、認定ライセンスおよび一般規則の第 6 条に規定されているように、SOI からの認定を受け入れることにより、これらの責任を果たすことに同意するものとする。

## 米国オリンピック・パラリンピック委員会との関係

アマチュアスポーツ法(36 U.S.C. § 380)の成立により、米国議会は、米国オリンピック・パラリンピック委員会(USOPC)に、米国内での「オリンピック」という単語のすべての使用を規制する独占的な権限を付与した。アマチュアスポーツ法は、USOPC が、障害を持つ個人のためのアマチュアアスレチックトレーニングおよび競技プログラムを実施する他の組織にメンバーシップステータスを付与することを許可しています。36 U.S.C. § 374(13)。この権限によると、USOPC は USOPC の「委員会 E」のメンバーシップを SOI に拡大しました。このメンバーシップの一環として、USOPC は、13 人のスペシャルオリンピックス 2022 スペシャルオリンピックス公式一般ルールの知的障害者のために、米国内で地方、地域、州、および全国のスポーツトレーニングおよび競技プログラムを組織および実施する際に、「スペシャルオリンピックス」という用語を「スペシャルオリンピックス」の一部として使用することを SOI に許可しました。SOI および各米国プログラムは、USOPC に対して、その業務の遂行および第三者への対応において、「スペシャルオリンピックス」という用語の不正または不適切な使用を防ぎ、オリンピック運動の高い理想の下でスペシャルオリンピックス・プログラムを実施するという厳粛な義務を負っています。各米国プログラムは、認定ライセンスおよび一般規則第 6 条に規定されているように、SOI からの認定を受け入れることにより、これらの責任を果たすことについて同意する

## 各国のオリンピック委員会との関係

米国内では、SOI は USOC によって、知的障害を持つアスリートのための全米統括団体/障害者スポーツ組織に指定されています。SOI は、USOC の規則と手続きに基づき、これらの責任を果たす。SOI はまた、米国以外の国の国内オリンピック委員会とも積極的な関係を維持しています。

## 国際スポーツ連盟および国内スポーツ統括団体との関係、国際スポーツ連盟の規則

国際スポーツ連盟は、国際オリンピック委員会によって、それぞれのスポーツの世界統括団体として認められている組織です。これらの国際スポーツ連盟は、各国のスポーツ統括団体で構成されており、それぞれの国内の特定のスポーツを統括・監督しています。SOI は、認定プログラムおよび LOC に対し、特定のスポーツのルールに従うことを義務付けており、これらのルールは SOI スポーツルール(そのような矛盾がある場合は優先される)と矛盾する場合を除き、国内スポーツ統括団体および国際スポーツ連盟がゲームを実施する際に隨時発行する。



## 全国スポーツ統治機関の規則

SOI スポーツルール(この場合、SOI スポーツルールが優先されます)と矛盾する場合を除き、認定プログラムまたはその認定サブプログラムが開催するすべてのゲームは、それぞれの国の国内スポーツ統括団体が発行するスポーツルール(これにより、国際スポーツ連盟の世界的なルールが国内レベルで変更されることがあります)に準拠しなければなりません。

## 国内外のスポーツ統括団体との協力と支援

SOI は、国際スポーツ連盟および国内スポーツ統括団体と定期的に連絡を取り合い、SOI のスポーツポリシーの確立、開発、強化、管理、および認定プログラムがスポーツトレーニングおよび競技プログラム、および特定のスポーツを拡大するための支援において、これらの組織からの情報、支援、およびサポートを求めていきます。

## ケネディ財団との関係

ジョセフ・P・ケネディ・ジュニア財団(以下「ケネディ財団」)は、知的障害者が最大限の可能性を發揮できるよう支援するという SOI の目標を共有する民間財団です。ケネディ財団は、スペシャルオリンピックスの設立に必要な重要な資金を提供しました。

## 国連との関係

SOI は、国連の登録非政府組織(以下「NGO」)です。SOI は NGO として、世界中の国々と協力して、知的障害者のためのスポーツトレーニングや競技プログラムの開発を支援する責任を負っています。

## 他の組織との関係

SOI は、スペシャルオリンピックス運動の管理と拡大のために、他の組織と定期的に関係を築いています。(例えば、SOI は、トーチランの計画と実施のために、法執行機関の専門家のさまざまな団体と関係を築いています。SOI が認識する特定の組織的関係の状況や性質によっては、認定プログラムは、スペシャルオリンピックスの利益のために特定のプログラムやイベントを計画または実施する際に、その協力組織と協力するよう求められたり、要求されたりすることがあります。SOI は、影響を受ける認定プログラムに対する書面によるポリシー指示書で、そのような要求または要件を概説し、SOI と第三者機関との協力の目的と性質を概説する。



## 第1条 スペシャルオリンピックスの使命、目的、活動の原則

### セクション 1.01 使命

スペシャルオリンピックスの使命は、知的障害のある人たちに年間を通じ、さまざまなオリンピック形式のスポーツトレーニング(以下トレーニング)や競技会に年間を通じて参加できるようにすることにより、彼らが健康を増進し、勇気を示し、喜びを感じ、家族や他のアスリート、そして地域の人々と能力、技術、友情を分かち合う機会を継続的に提供することである。

### セクション 1.02 目標

スペシャルオリンピックスの究極の目標は、トレーニングや競技会を通じて、知的障害のある人たちがその技術や能力を高めその成果を実際に示すことができる公平な機会を提供し、彼らの可能性やニーズをより広く知らしめることにより、生産的で標敬される社会の一員として、社会参加できるようにすることにある。

### セクション 1.03 設立理念

スペシャルオリンピックス設立の理念(「設立理念」)は、世界的規模のスペシャルオリンピックス運動促進および拡充の継続的指針となるべきものであり、以下を内容とする。

#### 1. 03 (A)

知的障害のある人たちは、適切な指導や奨励を受けることにより、知的発達及び身体に制限のある人たちのニーズを満たすべく採択された個人競技および団体競技に参加することを楽しみ、そこから学び、またその恩恵を受けることができる。

#### 1. 03(B)

スポーツ技能の向上には、資格をもつコーチによる体調を考えた指導のもとに、継続してトレーニングを行うことが肝要である。同等の能力を有する者同士で競い合うことが、運動技能を評価し、進歩の度合を測り、各人の進歩を奨励する上で、もっとも適切な方法である。

#### 1. 03(C)

トレーニングや競技会には以下の効果がある。知的障害のある人が、身体的、精神的、社会的、精神的に利益を享受できること。ファミリーの絆が強まること。地域の人々もこの活動に参加および観戦することで、平等、尊敬および受容的環境において地域社会全体が知的障害のある人たちと連帯すること。

#### 1. 03(D)

本一般規則(第2条第2.01項参照)に定める資格要件を満たす知的障害を持つすべての人は、スペシャルオリンピックスが提供するスポーツトレーニングおよび運動競技プログラムに参加し、その恩恵を受ける機会を持つべきです。

#### 1. 03(D) (1)

知的障がいのある人は、ボランティアとしてスペシャルオリンピックス運動に参加する機会を持つべきです。

#### 1. 03(E)

スペシャルオリンピックスは人種、性別、宗教、国籍、地理的環境および政治的信条などの一切の障壁を超越し、世界的な基準に従い、知的障害のある全ての有資格者に対しトレーニングと競技会に参加する機会を提供しなければならない。

#### 1. 03(F)

スペシャルオリンピックスはその目的のため、スポーツマン精神およびスポーツ参加を楽しむ心を称え、その促進に努力する。この目的のため、スペシャルオリンピックスは、アスリートの能力の遺憾を問わず、アスリートがその能力を十分に発揮できるように提供されたトレーニングや競技会に参加する機会を、すべてのアスリートに与えることを目指す。したがってスペシャルオリンピックスは、大会とトーナメントが、あらゆるレベルのアスリートに適した競技および種目を提供すること、また団体競技の場合は、すべてのアスリートに対しどの大会にも参加できる機会を与



えるようにする必要がある。

#### 1. 03(G)

スペシャルオリンピックスは資格を有するアスリートがなるべく数多く対象となるよう、地域、地方、コミュニティ(学校を含む)レベルでのトレーニングや競技会の開催を奨励する。

### セクション 1.04 スペシャルオリンピックスの構成

スペシャルオリンピックス運動は、以下の組織及び個人で構成される。

#### 1. 04(A)

##### SOI

SOI はスペシャルオリンピックス運動を構成している国際的な運営母体で、創設者はユニス ケネディ シュライバーである。SOI をスペシャルオリンピックス運動の国際的な運営母体とする。スペシャルオリンピックスの正式方針と資格条件などを策定、実施し、また、世界中のスペシャルオリンピックス認定プログラムの運営と展開を管理し、トレーニングや技術的援助、その他スペシャルオリンピックス認定プログラム及び大会組織委員会を支援することを任務とする。SOI は米国コロンビア特別区の法律にもとづいて組織された非営利団体(NPO)である。

#### 1. 04(B)

##### 認定プログラム

SOI は世界中の認定プログラムが、それぞれの地域内でトレーニングや競技会を運営することを承認する。ゼネラルルールで定める範囲で、認定プログラムはそれぞれの地域内で、直接、地方の地区組織(例えば、市、州、省、県などの行政区レベルのプログラム)を運営できるが、他の資格のある運営団体を認定して運営させることもできる。

###### (1) 認定プログラムの権限と責任

この総則に別段の定めがある場合を除き、各認定プログラムは、スペシャルオリンピックス・トレーニングの組織および実施に関する全権限を有する。各認定プログラムは、その地理的境界内において、スペシャル・オリンピックス クスのトレーニングおよび競技プログラムを組織し、実施する全権限と責任を有する。各認定プログラムは、その地理的境界線内において、本総則、認定プログラムの認定ライセンス、認定基準、およびその他の統一基準の要件に従う、およびその他の統一基準に従う。

###### (2) 認定プログラムの決定権限の範囲内の事項

本一般規則およびその他の統一基準に従い、また、認定プログラムが SOI の認定を維持することを条件として、各認定プログラムは、その運営範囲、認定プログラムまたはそのサブプログラム(もしあれば)がその管轄内で実施する大会の頻度と範囲、すべてのワールドゲームズおよび該当する場合はリージョナル・ゲームズまたはリージョナル U.S.ゲームにおいてその認定プログラムを代表する競技者の選出、その認定プログラムのスタッフおよびボランティアに適用される人事方針、その管轄内でサブプログラムを創設し監督するための要件、その認定プログラムおよび/またはそのサブプログラムが使用する方法およびプロジェクトについて決定する権限を有する。認定プログラムのスタッフおよびボランティアに適用される人事方針、認定プログラムの管轄区域内にサブプログラムを設立し、監督するための要件、認定プログラムおよび/またはサブプログラム(もしあれば)がその管轄区域内で資金を調達するために使用する方法およびプロジェクト、および一般的に、その地理的管轄区域内(ワールドゲームズ、リージョナル・ゲームズまたはリージョナル U.S.ゲームズを除く)におけるスペシャルオリンピックス・プログラムの組織、実施または資金調達に関するその他の事項。ただし、認定プログラムの決定と、認定基準、認定プログラムの認定ライセンス、本一般規則、またはその他の統一規則の要件との間に、手続き上または実質上の矛盾がない場合に限る。

またはその他の統一基準の要求事項との間に、手続き上または実質上の齟齬が生じることがある。SOI は、認定ライセンスおよび本一般規則に基づき、以下の権利を留保する。

SOI は、その認定ライセンスおよび本一般規則に基づき、認定を取り消し、および/または、認定プログラムの再編成を要求し、監督する適切な措置をとる権利を留保する。必要であれば、プログラム、その職員、およびボランティアの再編成を要求し、監督する、認定条件の違反、または本一般規程の違反があった場合、またはその他の行為があった場合 SOI の独自の裁量において、認定条件の違反、本一般規則の違反、またはアスリートの健康および/または安全に影響を与えるその他の行為があった場合、必要に応じて、プログラムの認定を取り消し、および/またはプログラムの人員およびボランティアを監督することを要求する。アスリートの健康および/または安全に影響を与えるような行為、財政的な不始末、または組織の使命と一致したプログラミングを組織し、実施することができなかった場合。組織の使命および目的に合致したプログラムを編成および実施しなかった場合。



### (3) 認定プログラムの地域区分

#### 3.1 リージョンの目的、設立と構成

SOI は、スペシャルオリンピックス運動の効率的な統治と拡大を促進するために、定期的にリージョンを設置する。スペシャルオリンピックス・ムーブメントの効率的な統治と拡大を促進し、SOI とその認定プログラム または、1 つまたは複数のリージョン内に所在する個々の認定プログラム間の情報およびアイデアの交換を行う。また、1 つまたは複数のリージョン内に位置する個々の認定プログラム間の情報およびアイデアの交換を行うために、定期的にリージョンを設置する。

#### 3.2 認定プログラムの地域区分

SOI は特定のリージョンを認定するかどうか、また認定された各リージョンをどのように定義するかを決定する。また、SOI が必要と判断した場合、リージョン（またはそれぞれのサブリージョン）を再定義する権利を有する。また、スペシャルオリンピックスのニーズを満たすために必要であると SOI が判断した場合には、リージョン（またはそれぞれのサブリージョン）を再定義する権利を有する。

#### 3.3 サブリージョンディビジョン

SOI は、その選択により、認定された国際リージョン内に位置する世界の個別の地域（以下「サブ・リージョン」という。サブ・リージョン」）を認定することができる。SOI は全ての認定プログラムに、サブ・リージョンの定義と構成について定期的に通知するものとする。には、SOI が認める全てのサブ・リージョンの定義と構成について定期的に通知するものとする。

### 1. 04(C)

#### 大会組織委員会(LOC)

LOC は世界大会やリージョナル大会を組織、運営、財務管理するために、SOI が隨時認定する NPO 団体である。それぞれの LOC の権限と責務は、SOI が決定し、SOI と認定されたそれぞれの LOC との間の契約書に記載する。この契約書には、ゼネラルルールと統一基準などで定める条件に加え、LOC が実施する世界大会やリージョナル大会の条件を明記する。

### 1. 04(D)

#### SOI が設定、承認するその他の団体

SOI は隨時、認定プログラムを認定、承認し、諮問機関や委員会を認可、承認する権限を与える。これらの諮問機関や委員会は、SOI が方針を定め、実施、運営、展開し、SOI と世界中の認定プログラム間の情報を交換する際、SOI 支援のために設置されるものである。そして、認定プログラムの代表者や参加者、その他この活動にかかわる人達で構成し、リーダーシップカウンシルやその他ゼネラルルールで定めるアドバイザリー委員会（以下「アドバイザリー委員会」）を含むことができる。アドバイザリー委員会はスペシャルオリンピックス運動の範囲内で、重要な顧問的役割を果たす。その役割はゼネラルルールで定め、SOI がアドバイザリー委員会を新設したとき、SOI はその方針と機能を明示して、アドバイザリー委員会を設置し、その責任を策定する。



## 第2条 スペシャルオリンピックス・アスリート

### セクション 2.01 スペシャルオリンピックスの参加資格

#### 2. 01(A)

##### 参加資格の一般事項

スペシャルオリンピックスには、8歳以上で知的障害がある人が参加できる。

#### 2. 01 (B)

##### 年齢の要件 2.01(B)(i)

###### ヤングアスリート

ヤングアスリートプログラムは、生後間もない子どもから 7 歳の子どもまでを対象として、年齢と発育に適した形式で、基本的な運動とスポーツのスキルを紹介する。

運動およびスポーツの基本的なスキルを、年齢および発達に適した形式で紹介する。このプログラムは このプログラムは、子どもたちが適切な年齢と発達段階に達したときに、スペシャル・オリンピックス クスのスポーツトレーニングと競技会に参加できるように準備するものである。このプログラムは、子どもたちが適切な年齢と発達段階に達したときに、スペシャル・オリンピックス クスのスポーツトレーニングと競技に参加できるように準備する。

###### 2.01(B)(ii) 6~7 歳の子ども。

認定プログラムは、6~7 歳の子どもを対象に、年齢に応じたスペシャルオリンピックススポーツトレーニングを提供することができる。

また、6 歳から 7 歳の子どもには、年齢相応のローカルで修正された競技会を含めることができる。これは、公式な結果(得点、順位、ランキング)を伴わないことを意味し、参加者は競技のために 60 分以上移動してはならない。

8 歳未満の子どもは、スペシャルオリンピックスの大会期間中に行われる、年齢相応の文化的または社会的活動に参加することもできる。

###### 2.01 (B)(iii) 8 歳以上の子ども。

8 歳以上の子どもは、正式な結果を伴う競技会に参加する資格があり、メダルとリボン(完走順位を示すもの)を授与される。

###### 2.01 (B)(iv) 最高年齢。

スペシャルオリンピックスへの参加に最高年齢の制限はない。

#### 2. 01(C)

##### 障害の程度

トレーニングと競技会の参加は、その人が他の精神や身体の障害があるかどうかに関係なく、ゼネラルルールで定める参加登録を完了すれば、本セクション2. 01の年齢条件に合う知的障害のある人が参加できる。

#### 2. 01(D)

##### 知的障害の証明

次の条件を満たしていれば、その人はスペシャルオリンピックス参加資格である知的障害があるものとみなす。

(1) 専門機関や専門家により知的発達に障害があると診断されている人

(2) IQ テストや、所管の専門機関で一般的に用いられている認知の遅れを測る信頼のにおける標準的な指標に基づいて、知的障害があると認められる人

(3) 知的障害に類する障害を持っている人

知的障害に類する発達の障害とは、一般学習 (IQ 等)や適応性(レクリエーション、仕事、自立した生活、



自発性などで)に機能的な制限がある場合を指す。しかし、その機能的制限が身体障害、行動障害、情緒障害、特定の学習障害や知覚障害にもとづいている場合は、アスリートとしての資格はないが、ボランティアとして参加の資格はある。

## 2. 01(E)

### アスリートの参加資格の柔軟性

もし、認定プログラムに例外的な事情があるとき、SOI に上記(d)の資格とは別の特別許可を書面で申請することができる。SOI はこれを例外として認めるかどうか迅速に検討、決定する。

## セクション 2.02 アスリートの登録

### 2. 02(A)

#### 登録手続き

セクション2.01のトレーニングと競技会に参加する事前に参加者は認定プログラムに登録しなければならない。認定プログラムが使用するアスリート登録の具体的な手続き、登録書式、関連資料などは、SOI が承認できる。アスリート登録に必要な書類は次の通りとする。

- (1) 競技者登録用紙
- (2) メディカルフォーム
- (3) 競技者権利放棄書
- (4) 肖像権使用許諾書

その他の書式には、以下のものが含まれる:

- (1) 参加前検査用紙、及び／又は
- (2) 緊急医療拒否フォーム

### 2. 02(B)

#### アスリート登録フォーム

スペシャルオリンピックスの競技者として登録しようとする資格のある者は、競技者の識別情報を記載した標準化されたスペシャルオリンピックス参加申請書に必要事項を記入し、認定プログラムに提出しなければならない。認定プログラムがスペシャルオリンピックス選手を登録するために使用する標準化された申請書は、SOI の承認が必要であり、「Athlete Registration Form」と題された書式に従わなければならない。認定プログラムは、それぞれの管轄区域内で使用するために競技者登録書式を作成することができるが、認定プログラムによって使用される書式に、SOI によって承認された書式に定められた全ての内容が含まれている場合に限り、本一般規則又は他の統一基準に抵触する内容をその書式に追加してはならない。但し、SOI が承認した書式に規定されている全ての内容が、認定プログラムが使用する書式に含まれている場合に限る。

### 2. 02(C)

#### アスリートメディカルフォーム

SOI への参加に適切なアスリートの医療情報、下記(f)(1)の医師の所見と健康診断書を提出する。

### 2. 02 (c)(1)

競技者は、健康歴および身体検査を完了し、スポーツおよび身体検査のための健康歴および身体検査を実施する資格のある公認の医療専門家の許可を得る必要がある。スポーツのための病歴聴取と身体検査を実施し、管轄区域内で薬を処方する資格を有する医療専門家の許可を得ること。を受けなければならない。競技者は、大会登録の一部として、すべての書類を提出しなければならない。病歴および健康診断は、以下の期間内に行われた



ものでなければならない。また、免許を持つ医療専門家の身元、免許、連絡先が記載されていなければならない、免許、連絡先が判読可能でなければならない。SOI または当該大会の責任者である適切な LOC は SOI または当該競技大会を担当する適切な LOC は、認定プログラムに対し、この目的のために承認された健康診断報告用紙を提供する。

## 2.02 (c) (2)

### 地元主導の大会の場合

(a) すべてのスペシャルオリンピックス・アスリートは、登録時に健康診断書を記入しなければならない。

登録時、および最低でも 3 年ごとに記入しなければならない。免許を受けた医療専門家の身元、および連絡先が読み取れるものでなければならない。(b.) スペシャルオリンピックスの競技者は、以下の健康診断も受けなければならない。スポーツ健康診断を受け、3 年ごとに免許を受けた医療専門家の許可を得なければならない。ただし、その地域の基準が異なることをプログラムが証明できる場合は、この限りでない。大学および高校の選手は、スポーツ参加前の健康診断を受ける必要はない。を受ける必要はない。基準が存在しない場合でも、私たちは スポーツ健康診断を受けることを強く推奨する。認定プログラムの理事会 理事会／プログラム委員会は、当該認定プログラムによって登録された競技者に対して、スポーツ健康診断に関する対応について、必要な健康診断の頻度について、より厳しい要件を課すことができる。ただし、いかなる認定プログラムも、スポーツ健康診断を受けることはできない。ただし、いかなる認定プログラムも、各競技者が 3 年ごとに健康歴を提出すること、及び／又は、免許を有する医師による診察を受けることの要件を免除することはできない。ただし、地域社会の基準が上記(1)に示されている場合、又は地域の法律が上記(1)に定めている場合を除く。ただし、地域社会の標準が上記のとおりであるか、又は地域の法律がその必要性を禁止している場合は、この限りではない。

## 2. 02(D)

### 競技者リリースフォーム

競技者登録手続の一環として、全ての競技者に代わり、適切に署名された標準化された免責同意書を認定プログラムに提出しなければならない。標準化された同意書は、適切なスペシャルオリンピックス団体(認定プログラム、SOI、又は)に対し、(第 2.03 項に従って)競技者の氏名及び肖像を限定的に使用することを許可するものとする。第 2.03 条に従って、ダウン症の競技者が特定のスポーツに参加することによる潜在的な影響を認め、ダウン症の競技者が特定のスポーツに参加することを許可する。特定のスポーツに参加することがダウン症の競技者に与える潜在的な影響を認め、適切なスペシャルオリンピックス団体(認定プログラム、SOI、または LOC)に対し、緊急医療の手配を行う権限を与える。スペシャルオリンピックス公式総合規則を手配することができる。リリースの内容および形式は、SOI の承認に従うものとする。また、「スペシャル・オリンピックス クラス公式リリースフォーム」と題されたリリースの書式に準拠しなければならない。書式及び SOI が承認した当該書式の補足又は修正(以下「競技者同意書」という。リリースフォーム)に従わなければならない。スペシャルオリンピックス・アスリートまたはその両親および／もしくは保護者が提出する同意書の内容に統一性を持たせるための競技者又はその保護者が署名を求められる同意書の内容に統一性を持たせるため、すべての認定プログラムは、SOI の定める競技者同意書を使用しなければならない。SOI が書面で別途承認した場合を除き、SOI 記載の競技者権利放棄書式を使用しなければならない。(法律により要求される修正を含む。) 競技者権利放棄書式は、以下の者により署名されなければならない。競技者権利放棄書は、成人の競技者、又は後見人の対象となる競技者若しくは未成年者の親若しくは後見人が署名しなければならない。

## 2. 02(E)

### 緊急医療拒否フォーム

アスリート、未成年アスリートの保護者、又はアスリートの保護者が、アスリート・リリース・フォームに定める緊急医療処置に宗教上の異議がある場合 競技者離脱フォームに規定された緊急医療処置に宗教上の異議がある場合、認定プログラムを削除又は抹消することを認めることができる。緊急治療の承認が削除された場合、当該競技者、保護者又は親権者は、緊急治療の方法について記載された別の同意書に署名し、提出するものとする。緊急医療拒否フォームは 成人のアスリート、未成年のアスリートの親、または保護者が署名しなければならない。



## 2. 02(F)

### 肖像権使用許諾書

認定プログラムは、選手およびユニファイド・パートナーがスペシャルオリンピックスのトレーニングまたは競技会に参加することを許可する前に、各選手およびユニファイド・パートナー、または選手およびユニファイド・パートナーの親または後見人によって、ライセンス・リリースフォームに署名されることを保証する義務がある。

トレーニングまたは競技会に参加することを許可する前に、各アスリートおよびユニファイド・パートナー、またはアスリートおよびユニファイド・パートナーの親または保護者が、肖像権放棄書に署名する。

## 2. 02(G)

### 身体検査の要件

- (1) 初回登録時に必要な検査。スペシャルオリンピックスに初めて参加登録しようとするすべての選手は 医師または医師ではないが訓練された医療専門家によって、医学的に問題がないことを証明されなければならぬ。
- (2) この医師は、認定プログラムの管轄区域の法律の下で、医学的検査を行い、医学的診断を下すことを許可されている。(以下、総称して「認定医療従事者」という。)が、その登録前に医学的許可を与えなければならない。当該免許を有する医療専門家に競技者メディカルフォームを記入させること。認定プログラムによって必要とされるその後の健康診断。スペシャルオリンピックスに参加するための最初の登録手続を完了した競技者であって、その後 参加登録を完了し、その後 1 年以上参加を継続する競技者は、当該 認定プログラムによって必要とされる。その認定プログラムが、次のようなことがあると信じるに足る合理的な根拠がある場合は、スペシャルオリンピックスへの参加を継続する前に、関連する認定プログラムによって、フォローアップの医学的助言を受けることが求められる。当該認定プログラムが、当該競技者の直近の健康診断及び証明書の提出後、当該競技者 の健康に重大な変化があったと信じるに足る合理的な根拠を有する場合 に重大な変化があったと信じるに足りる合理的な根拠がある場合、その認定プログラム さらに、認定プログラムの理事会／プログラム委員会は、当該認定プログラムに登録された競技者に対し、より厳格な要件を課すことができる。さらに、認定プログラムの理事会／プログラム委員会は、当該認定プログラムにより登録された競技者に対し、必要とされる健康診断の頻度に関し、以下の 要件よりも厳しい要件を課すことができる。また、認定プログラムの理事会／プログラム委員会は、当該認定プログラムが登録する競技者に対して、必要な健康診断の頻度に関して、上記(1)により課され (1)項によって課されるものより厳しい要件を課すことができる。ただし、いかなる認定プログラムも、各競技者が少なくとも 1 回、上記(1)又は(2)に規定される ただし、いかなる認定プログラムも、各競技者がスペシャルオリンピックスへの初回登録の一環として、免許を有する又は訓練を受けた医療専門家による診察を少なくとも 1 回受けるという要件を免除することはできない。ただし、いかなる認定プログラムも、各競技者が、スペシャルオリンピックスへの初回登録の一環として、免許を受けた、または訓練を受けた医療専門家による診察を少なくとも 1 回受けるという要件を免除することはできない。
- (3) 認定プログラムが使用する手順と書式。すべての認定プログラムは すべての登録競技者が必要な健康診断を受けていることを確認し、健康診断報告書を入手するために、以下の手順を開発し、標準化された書式を使用する。登録されたすべての競技者が、必要な健康診断を受けていることを確認し、また、最初の 登録に必要な初回検診の後に必要とされる検診の結果について、保健専門家から報告書を入手する。登録に必要な初回検査の後に必要な検査の結果について、健康専門家から報告書を入手する。かかる手順及び書式はすべて、以下の条件を満たすものとする。SOI の継続的な審査と承認を受けるものとする。
- (4) 地域大会および世界大会の手続き 地域大会及び世界大会に参加する全ての競技者は、地域競技会、米国地域競技会、世界競技会、または複数管轄の単一競技会に参加する競技者は、認定された医療専門家による検査を受けたことを証明しなければならない。大会の開始日の直前 1 年以内に、認定医療専門家による診察を受けたことを証明しなければならない。SOI または該当する LOC は、以下のことを証明しなければならない。SOI または該当する LOC は、認定プログラムに対し、この目的のために承認された医療報告用紙を提供する。



## 2. 02 (h)

### 症候性脊髄圧迫を含む脊髄圧迫の症状がある人の参加 腹軸不安定症

首の頸椎 C-1 および C-2 レベルを含む、どの椎骨レベルにおいても脊髄が圧迫されること。首の頸椎 C-1 および C-2 レベルを含む、あらゆる頸椎レベルにおける脊髄の圧迫は、腹軸不安定性(Atlanto-axial instability:AAI)と呼ばれ、競技に参加した場合、個人が傷害を負う可能性がある。頸椎の C-1 および C-2 レベルを含む、どの椎骨レベルでも、アトランタ軸不安定性(AAI)と呼ばれる、椎骨が圧迫されを根本的に動かすような活動に参加すると、傷害の可能性がある。その結果、頸部や上部脊柱の過伸展や急激な屈曲が生じ、重大な傷害を引き起こす可能性がある。認定されたプログラムは、以下のことを行わなければならない。身体検査において、脊髄圧迫の症状および／または症候性脊髄圧迫の症状を示す競技者に、以下のことを許可する前の予防措置を講じなければならない。

脊髄圧迫の症状および／または症候性 AAI を示す選手に対して、特定の身体活動への参加を許可する前に、認定プログラムは以下の予防措置を講じなければならない。

- (1) 症状の判定 すべての競技者は、本条第 2 項に規定される標準的な参加前健康診断を受ける際、全ての競技者は、免許を有する医療専門家による検査を受け、脊髄圧迫又は症候性 AAI を含む、神経学的悪影響の症状について検査されなければならない。脊髄圧迫又は症候性 AAI から生じる可能性のある症状を含む。そのような症状には、著しい頸部痛、神経根痛(局所の神経痛)、脱力感、しびれ、痙攣(特定の筋肉の異常な「つっぱり」)、筋緊張の変化、歩行障害、反射亢進(深部腱反射が強く反応する)、腸や膀胱の機能変化、その他の徵候や変化。膀胱機能の変化、脊髄症(脊髄の損傷)のその他の徵候や症状。
- (2) 症状の存在。免許を有する医療専門家が、以下の症状の存在を確認した場合。症状の脊髄圧迫及び／又は症状の AAI の存在を確認した場合、当該競技者が確認された場合、当該競技者はスペシャル・オリンピックスの競技に参加することができる。
  - i) 当該競技者が、そのような判定を下す資格を有する医師から徹底的な神経学的評価を受ける。
  - ii) 当該競技者が参加可能であることを証明する資格のある医師から十分な神経学的評価を受け、かつ、当該競技者または未成年競技者の親もしくは後見人が、以下の場合に限る。症状について知られたことを認めるインフォームド・コンセントに署名したこと。また、競技者又は未成年の競技者の親又は後見人は、当該医師の所見及び判断に本項により要求される声明及び証明は、文書化されなければならない。症候性脊髄圧迫及び／又は症候性肩甲軸不安定症を有する競技者のための特別免責」と題された SOI によって承認された標準化された書式、及び SOI により承認されたその書式の改訂版(以下、「脊髄圧迫及び／又は症候性肩甲軸不安定症に関する特別リリース」という)。

## 2. 02 (i)

### スペシャルオリンピックス ユニファイド・スポーツ®への参加

各認定プログラムは、スペシャルオリンピックスにユニファイド・スポーツ・パートナーとして参加することを希望する者(第 3.11 条に記載)に対し ユニファイド・スポーツ®・パートナー(セクション 3.11 に記載)としてスペシャルオリンピックスに参加することを希望する者は、SOI によって承認された標準化された申請書および SOI によって承認された標準化された申請書および同意書に記入・署名することを求める。ボランティアの要件を満たすものとし、「ボランティアによるスペシャルオリンピックス参加申請書」と題された申請書および同意書に準拠するものとする。スペシャルオリンピックス・ユニファイド・スポーツ®・パートナーによるスペシャルオリンピックスへの参加申請書」と題された申請書および同意書、または SOI によって承認された同書式の修正または補足に準拠しなければならない。また、「スペシャルオリンピックス・ユニファイド・スポーツ®・パートナーによるスペシャルオリンピックスへの参加申請書」と題する申請書および同意書、または SOI が承認した同書式の修正または補足(以下「スペシャルオリンピックス・ユニファイド・スポーツ®・パートナー同意書」という。ユニファイド・スポーツ®・パートナー参加承諾書)と題されたスペシャルオリンピックス参加承諾書に署名しなければならない。当該書式は、スペシャルオリンピックス・ユニファイド・スポーツ®・パートナーのうち、スペシャル・オリンピックスユニファイド・スポーツ®・パートナーが成人である場合、または競技者が未成年である場合はその親または後見人が署名しなければならない。



## 2. 02 (j)

### 必要書類の提出

認定プログラムは、本第 2.02.項が要求するすべての申請書類および登録書類(該当する場合、診断書および証明書を含む)。認定プログラムは、本第 2.02 条により必要とされる全ての申請書及び登録資料(該当する場合には、診断書及び証明書を含む)が、各競技者又はその親権者により、当該競技者 のトレーニング又は競技会への参加を許可する前に、適切に記入され、提出されることを 保証する義務を負う。競技者がスペシャルオリンピックスのトレーニングまたは競技会に参加することを許可する。

## セクション 2.03 アスリートの氏名と肖像の使用

### 2. 03(A)

#### 使用許可と必要な承諾

認定プログラム、LOC、企業スポンサー、他の組織スポンサー、認定プログラムや LOC の協賛者、認定プログラムや LOC の名称を使い活動する者などは、登録時にアスリートなどがアスリート権利放棄書(セクション 2.02(d))に署名し、明確に承諾している場合を除き、文書で同意を得ずアスリートの氏名や写真を使用、展示、放送、複製、出版することはできない。アスリートの氏名や写真の使用申し出があったとき、「アスリート権利放棄書」で承諾した目的を超えないよう、別個にその用途を明確にし、何時、何処で、どの様に氏名や写真を使い、その使用と関連する、例えば、商品やサービスの取引、販売活動、もしあれば、認定プログラムや LOC がその活動によって金銭的利益を得るものなど、活動の本質と目的を明確にさせる。SOI は認定プログラムがアスリートの氏名や写真を「アスリート権利放棄書」で許可する目的を超える、その使用目的がスペシャルオリンピックスの理念に反すると判断した場合、使用を禁止する権限を持つ。いかなる認定プログラムにおいてもアスリートの氏名や写真が商業目的に利用されることを絶対に認めてはならない。アスリート権利放棄書で承認する広告は、SOI がアスリートの名前、写真、声、言葉をスペシャルオリンピックス活動推進の広報と資金活動のためだけに限定し、商業活動や販売、商品やサービスに使用させてはならない。

### 2. 03(B)

#### 使用法

認定プログラムは認定プログラムやあらゆるスポンサー、その他の支援者が、アスリートの名前、写真、声、言葉を使用する場合も、確実に「アスリート権利放棄書」に記載している範囲のみで使用し、常に、アスリートの尊厳を尊重しスペシャルオリンピックスの公正なイメージを保つ方法で使用しなければならない。できれば、各認定プログラムは各アスリートが権利放棄書で別に承諾した上で、アスリートが明確に分かる顔写真と名前を発行、展示する規定を定める。

## セクション 2.04 アスリートの権利放棄

認定プログラムはアスリート(未成年者は親か後見人)に大会やトレーニングに参加する条件として、「アスリート権利放棄書」即ち、宗教的理由による権利放棄と「環椎軸不安定に関する特別権利放棄書」以外の権利放棄書、権利譲渡書などに署名、提出させてはならない。どのような認定プログラム、LOC やその利益を代表し活動する団体も、SOI の承認なしに、アスリートにいかなる種類の法的権利の一般的権利放棄や SOI が責任を放棄する内容の文書を要求したり、提出させたりしてはならない。特に、スペシャルオリンピックスやスペシャルオリンピックスの支援組織が行う行事に参加中、アスリートがケガしたときの、いわゆる「一般的権利放棄書」や責任を放棄する旨の文書の取付けを禁止する。

## セクション 2.05 血液感染症キャリアの参加

認定プログラム、LOC は、血液感染症ウイルス保持者(いわゆるキャリア)のトレーニング、競技会などの参加をどんな場合でも拒否や差別をしてはならない。認定プログラム、LOC は、トレーニングや競技会を開催するとき、アスリートに血液感染症キャリアがいるかもしれないことを考慮し、血液、唾液その他の体液に触れることについて「一般予防措置」「一般血液、体液予防措置」をとる。SOI は本セクション 2.05 の条件を満たす一般予防措置を文書で認定プログラムに通知する。

## セクション 2.06 参加アスリート数の確認と報告

SO アスリートは以下の要件を満たすものである。参加資格のあるもの;ゼネラルルールに基づく参加登録をしているもの;公式および準公式競技のトレーニングへの最低 8 週間の参加をしているもの;SO の基準に基づく地域(地区)・州・認定プログラムのスペシャルオリンピックスの競技会へ参加しているもの;MATP に参加しているもの。SOI は、セクション 5.06(c)に従い認定プログラムの登録、参加アスリート数、ユニファイド・スポーツ®、ユニファイド・



パートナー®の数の報告書式と方法などの統一基準を定める。SOI はすべての認定プログラムへ定期的に文書で参加アスリート数の報告方法を通知する。SOI は、適切と見なされれば定義、説明、指示(SO アスリートの定義も含め)を隨時改定することができる。この定義の改定は、ゼネラルルールの改定と見なされない。SOI は SOI の定めた標準方法と異なる特殊なケースでも、もし、SOI が別の方法でその認定プログラムが収集、報告した情報が信用できるもので、かつ、認定プログラム所管の的格な参加アスリート数を示していると判断すればそれを認める。

## 第3条 スポーツトレーニングと競技会

### セクション 3.01 トレーニングと競技会の目的

トレーニング、競技会、イベントは、次の目的が達成できるように計画、実施する。

#### 3. 01(A)

スペシャルオリンピックスはアスリートを中心としてトレーニング、競技会、イベントを行う。また、アスリート中心の運動としてこれらの活動を支援する他の有意義な活動にも積極的に参加できる機会を用意し、推進する。

#### 3. 01(B)

それぞれのアスリートの身体的、社会的、心理的、知的、精神的な質と可能性を向上させる。

#### 3. 01(C)

アスリートの能力の違いや競技会の成績に関係なく、それぞれのアスリートがスペシャルオリンピックスへ参加することで、各人の努力の重要性、それにより得られる個人的達成感を強く感受し、賞賛されることでスポーツマンシップやスポーツに参加すること自体への愛着を増すよう推進する。

#### 3. 01(D)

アスリートがそれぞれのスポーツで各自の最も高いレベルに到達できる機会を用意し、コーチや家族が多くの応援と勇気を与えるよう奨める。

#### 3. 01(E)

家族、教師、学校、市民団体、企業、スポーツ施設、医療関係者、知的障害のある人へのケアや援助施設や授産施設、その他の市民、行政、地域社会、一般のスポーツ団体がスペシャルオリンピックスへの参加を奨励することで、知的障害のある人たちが必要としていることや能力に対する人々の認識を深め、スペシャルオリンピックスへの公的支援の増加を図る。

#### 3. 01(F)

古代・近代オリンピック運動で具体化された価値観、規範と伝統をすべてのスペシャルオリンピックス大会で進め、反映させる。同時に、知的障害のある人たちの尊厳や自尊心を高めるように、彼らの身体的・精神的資質を取り入れ広報するためにオリンピックの伝統を発展、充実させる。

### セクション 3.02 料金請求の禁止

認定プログラムおよび LOC は、SO のアスリートまたはそのファミリーに対し、どのような形でも入会費、登録費、トレーニング費、参加費、競技会参加費、その他スペシャルオリンピックスのイベントや活動の場にいることに対する費用や料金、または、どのようなスペシャルオリンピックスのプログラムや競技会においてもアスリートが参加するための費用を支払うこと、または、支払う約束を求めてはならない(総称して「料金の禁止」という)。

前述の文章は、いかなる認定料の金額も適正かつ SOI によって認められており、当該認定料の支払いを求められた地区組織がアスリートやそのファミリーからいかなる料金も請求または受領をしないことを前提として、ゼネラルルールに基づき、地区組織の管理に係る費用を負担させるために認定プログラムが地区組織へ認定料を請求することを妨げるものではない。



## セクション 3.03 トレーニングと競技会の一般規定

### 3. 03(A)

#### 権限

スペシャルオリンピックスのトレーニングと競技会は、SOI、認定プログラムまたは LOC により、もしくは指導と直接の監督のもとでのみ開催できる。認定プログラムは、スポーツクラブ及び競技連盟以外の第三者がスペシャルオリンピックスの競技会、トーナメント、トレーニング、イベントなどを、認定プログラムのために、あるいは、認定プログラムを代理して実施し組織することを許可、約束してはならない。

### 3. 03(B)

#### 水準

すべてのトレーニング、競技会、イベントはそれぞれゼネラルルール、SOI スポーツルール、統一基準などをもとに実施する。認定プログラムはトレーニングと競技会の施設、設備、ウエア、トレーニング、コーチ、審判、運営、イベントなどに可能な限り最高水準のものを用意する。トレーニングと競技会は参加アスリートを保護し、公平で公正な競技環境を準備し、アスリートのスキルテストには一貫性を維持する。それによりアスリートが他のアスリートと比べ不公平にならないように努める。

### 3. 03(C)

#### アスリートに用意するプログラムの範囲

各認定プログラムはアスリートの年齢、能力に合った公式スポーツを 1 競技以上含み多様なスポーツや活動を用意する。それぞれの認定プログラムが用意するトレーニングや競技会の活動範囲は、SOI のスポーツルールと一致しなければならない。また、資格のあるアスリート全員が参加できるよう展開する。これらのプログラムには通常のスポーツプログラム、ユニファイド・スポーツ®、MATP(3.11、12)を含み、これに限定されない。

### 3. 03(D)

#### 知的障害についての社会教育とその推進

トレーニングと競技会は地域社会に開放する。それぞれの認定プログラムと LOC は、すべてのイベントで観客を動員し、また、地方の報道機関を利用し、知的障害のある人たちに必要な支援、能力に対する人々の認識を深めるよう最大限の努力を払う。

### 3. 03(E)

#### ボランティアと家族の参加

認定プログラムと LOC は、トレーニングや競技会、イベントなどの開催にあたり、ボランティアやアスリートの家族をできる限り参加させる。認定プログラムや LOC は、ボランティアと家族がスペシャルオリンピックスの目的とそのもたらすものについて社会を啓蒙する役割を担っていることを考え、彼らの参加と活動を積極的に奨励する。

### 3. 03(F)

#### 医療と安全対策

認定プログラムと LOC は、すべてのトレーニングと競技会のために安全な環境を整備し、アスリート、コーチ、ボランティア、観客、及びその他スペシャルオリンピックスの全てのイベントの参加者の健康と安全の確保のために、適切なリスク管理の実践を含め、合理的に取り得る全ての手段を講じ、SOI スポーツルールに定める一般的またはスポーツに特定した医療と安全条項を守らなければならない。さらに、認定プログラム及び LOC は、当該スポーツ連盟の規則を守る。

## セクション 3.04 スペシャルオリンピックス競技に関する規定

### 3. 04(A)

#### スペシャルオリンピックス競技の分類

アスリートに用意するトレーニングと競技会の競技種目は大きく 3 つに分類する。セクション 3.04(d)で定義する公式競技と準公式競技、およびスポーツルールで定義する、地域に根ざした競技である。SOI は公式競技と準公式競技の競技種目を決定する。SOI はプログラムに対する通知を行い、全ての競技について現在の認定水準の証拠を提出する。



### 3. 03 . 04 (b)

#### スポーツ

スペシャルオリンピックスでは、さまざまな地域スポーツ、地域スポーツ、グローバルスポーツのトレーニングと競技を提供している。これらのスポーツは、国勢調査の年次報告書で報告された参加レベルと、国際的なスポーツ統括団体の存在に基づいて、4つのレベルに分類される。

レベル1のスポーツは、自動的にワールドゲームズ・プログラムに含まれる。以下は、レベル3以上の冬季および以下は、2020年国勢調査報告書時点でレベル3以上の冬季および夏季スポーツのリストである。

#### レベル1 夏季競技

陸上競技

サッカー

水泳

ボッチャ

バスケットボール

バレーボール

ボウリング

卓球

#### レベル2 夏季競技

パワーリフティング

テニス

ゴルフ

サイクリング

バドミントン

馬術

体操競技

ソフトボール

#### レベル3 夏季競技

新体操

ローラースケート

柔道

ハンドボール

セーリング

カヤック

クリケット

トライアスロン

競技チア

#### レベル1 冬季競技

アルペン

スノーシュー

クロスカントリースキー

スピードスケート

フィギュアスケート

#### レベル2 冬季競技

ダンススポーツ

フロアボール

スノーボード



### 3. 04 (c)

#### スポーツ連盟の規則

認定プログラムおよび LOC は、前文に規定されている通り、国際競技連盟が隨時発行する特定競技の規則に従わなければならない。前文に定めるとおり、国際競技連盟が隨時発行する特定競技の規則に従う。

### 3. 04 (d)

#### 認定プログラムが提供するスポーツ

認定プログラムは、以下のスポーツレベル基準の中から、アスリートに対し、現地でのトレーニングおよび競技の機会を提供するものとする。これらの競技の機会には、通常以下が含まれる。このような競技の機会には、通常、競技者が普段一緒に練習しているチームや個人以外のチームや個人と競い合う機会が含まれる。

### 3. 04 (e)

#### 事前承認スポーツ

SOI は現在、格闘技、武道(柔道を除く)、そりスポーツ、モータースポーツ、航空スポーツ、射撃、アーチェリーを、事前承認が必要な地域ポピュラースポーツに分類している、モータースポーツ、空中スポーツ、射撃、およびアーチェリーを、SOI の事前承認を必要とする地元で人気のあるスポーツに分類している。これらのスポーツは、スペシャルオリンピックスのアスリートを不合理な健康と安全のリスクにさらす可能性、危険性がある。いかなる認定プログラムも、SOI スポーツ部門の承認なしに、SOI がここに挙げたスポーツのトレーニングや競技活動を提供することはできない。提案された規則と 安全基準は、これらのスポーツを提供する許可を求めるいかなる要請にも添付されなければならない。

### セクション 3.05 トレーニングに関する規定

各認定プログラムは SOI スポーツルールに従い、資格を持つコーチの指導で年間を通したトレーニングを用意する。競技会やトーナメントに参加するすべてのアスリートは、その競技のトレーニングを受けなければならない。トレーニングには身体の調整、栄養の知識を含めることができる。SOI は公式競技に参加するアスリートのために、認定基準と SOI スポーツルールに従い、トレーニングについての最低の要件を文書で定めるリージョナル大会、複数プログラムの大会、世界大会に参加希望のアスリートは、受け入れられる最低基準に従って、少なくともその競技のトレーニングに 8 週連続参加し、その間、競技にも数回出場しなければならない。認定プログラムはスペシャルオリンピックスの他の大会、例えば、認定プログラムの大会、地区大会(例えば地方、区域、市町村)に参加準備中のアスリートにも、認定プログラムがリージョナル大会、複数認定プログラムの大会、世界大会に参加するアスリートと同様のトレーニングと競技の機会を用意する。

### セクション 3.06 競技会に関する規定

SOI、認定プログラム、LOC が主催、後援するすべての大会とトーナメントを開催するとき、認定プログラムが SOI から権利放棄を理由としてこれらの要件のうち 1 以上の要件を変更することを許可されているときを除き、次の条件を満たす必要がある。

### 3. 06 (A)

#### 参加の機会

認定プログラムは、すべてのレベルのアスリートにトレーニングと競技の機会を与えるなければならない。ただし、大会とトーナメントにおいて、競技は1つのレベルでのみ構成される。団体スポーツではチームのメンバー全員に競技に参加する機会を多く与えるようにする。

### 3. 06 (B)

#### 勝利の機会

大会とトーナメントは、すべてのアスリートに勝利の機会を平等に用意する。規定により各々の競技部門を組織する。そこですべてのアスリートとチームは、過去の正確な成績により適切なグループに組分けし、予選を行う。アスリートとチームを SOI スポーツルールに定める年齢と性別に組分けすることでそれぞれの競技で公平に勝利の機会を持つことができる。

### 3. 06 (C)

#### 認定プログラムの競技会の規模と頻度

各認定プログラムは効果的に提供される競技の機会の範囲を考慮して、定期的に、また頻繁に大会を開催しなければならない。



### 3. 06(D)

#### 世界大会と他の SOI 公認大会の参加者の割当て

SOI はセクション 7.08 の定めで認定プログラムが世界大会や SOI 認定の他のトーナメントや大会に派遣するアスリート、コーチ、他の代表団の総合的な規模と構成を決定する権限を持つ。

### 3. 06(E)

#### アスリートの上位大会への出場

認定プログラムはアスリートがある競技レベルから上のレベル、例えば、地区大会から複数プログラムの大会、複数プログラムの大会からリージョナル大会、世界大会へ進めるかどうかを SOI スポーツルールの基準と手続きに従い決定する。認定プログラムはすべてのレベルのアスリートが次のレベルへ進むために SOI スポーツルールに従い公平な方法を準備する。

### セクション 3.07 表彰

#### 3. 07(A)

##### 表彰規定

大会、トーナメントの表彰はゼネラルルールと SOI スポーツルールのみに従い実施する。複数プログラムの大会、リージョナル大会、世界大会、その他の SOI 認定大会では、それぞれの競技の1、2、3位にメダルを4位から8位のアスリートにリボンを授与する。アンフェアな行為や SOI スポーツルールに反する行為をしたアスリートを除き、失格者、途中棄権者には参加賞を授与する。

#### 3. 07(B)

##### 表彰式

大会、トーナメントのすべての表彰式は、その目的にかなうようアスリートの威厳と業績をたたえ、オリンピックの表彰式を模範として、できるだけ無理なく、厳粛で華やかな方法で行う。

### セクション 3.08 世界大会の運営

SOI はすべての世界大会の組織と運営を決定する。SOI で決めていない事項は、次の一般方針に従う。

#### 3. 08(A)

##### 開催周期

世界大会は 2 年ごとに夏季大会と冬季大会交互に開催する。従って、夏季大会と冬季大会は 4 年毎に開催する。1975 年に夏季大会を 1977 年に冬季大会を始めた。

#### 3. 08(B)

##### 開催地

SOI は世界大会の開催地を決定する。また、LOC がそれぞれの世界大会を組織し、財務を管理し運営する権利と責任を持ち、SOI は LOC と世界大会開催について契約を締結する。SOI は世界・リージョナル大会規定の手続きと基準に従い開催地を決定する。

#### 3. 08(C)

##### 管理規則

世界大会は SOI の権限のみにおいて、SOI スポーツルール、世界・リージョナル大会規定と、他の統一基準に従い実施される。

#### 3. 08(D)

##### 大会参加者の割り当てと派遣

認定プログラムは、リージョナル大会、並びに米国など適切な場所においては複数プログラムの大会、及び世界大会にアスリートとコーチを派遣する義務と権利を持つ。SOI のみが認定プログラムの世界大会派遣アスリート、コーチ、その他守るべき規模と構成を決定する権限を持つ。認定プログラムは SOI から割当てられた規模と構成に従い世界大会に代表団を派遣する。



### 3. 08(E)

#### アスリートの選考

すべての認定プログラムは SOI スポーツルールの選考基準に従い、大会出場の適切な代表アスリートを選考する。認定プログラムを代表してリージョナル・世界大会へ出場希望のアスリートは、必ず、最初に認定プログラムが主催、後援する地区大会と認定プログラムの大会の両方あるいはいずれかに出場しなければならない。同様に、米国の複数プログラム大会、リージョナル大会、世界大会に代表として出場希望の米国プログラムのアスリートは、最初にそれぞれの地区組織と米国プログラムが主催、後援する大会の両方あるいはいずれかに出場しなければならない。

### セクション 3.09 SOI 認定大会の運営

SOI はリージョナル大会、複数プログラムの大会（これについてはこのセクション 3. 09 に個別に集合的に「大会」という用語で言及されている）の組織と運営のすべてを決定する。SOI が定めていない事項は、次の一般方針を適用する。

### 3. 09(A)

#### 頻度

SOI が定める日程通り開催するリージョナル大会、複数プログラムの大会は世界大会の前後 6 ヶ月以内にならぬよう開催する。

### 3. 09(B)

#### 開催地

大会の開催場所は SOI が決定する。SOI はまた、組織、財務管理、大会の運営を SOI 認定の LOC、または、大会を開催とその計画の責任が負える認定プログラムを選び、契約を締結する。SOI は世界・リージョナル大会規定の手続きと基準に従い大会の開催地を決定する。

### 3. 09(C)

#### 管理規定

この大会はすべて SOI の承認と SOI スポーツルール、世界・リージョナル大会規定、統一基準などに従い運営する。

### 3. 09(D)

#### 大会に参加する代表アスリート

SOI はこの大会に参加する認定プログラムを決定し、ゼネラルルール第 2 条以外のアスリートの参加条件を定める。SOI のみがセクション 3.08 (d) の定めにより認定プログラムが大会に派遣するアスリート、コーチその他の選手団の規模と構成を決定する。

### セクション 3.10 招待大会とトーナメント

### 3. 10(A)

#### 認定プログラムの開催権

認定プログラムは、文書で事前認可を受けずに、また SOI が隨時適用する方針を示す文書に従わずに他の認定プログラムのアスリートを招待し、複数プログラムの大会を招待大会として開催してはならない。SOI がその大会を招待大会として承認する際、その大会の開催条件文書での定めがないとき、本項 3.10 を適用する。

### 3. 10(B)

#### 地区組織

地区組織は SOI が特例として認可した場合を除き招待大会を主催してはならない。SOI の文書による事前承認がない限り、いかなる地区組織も招待大会に招待され、それを受けたはならない。

### 3. 10(C)

#### 招待大会の目的

招待大会は広域国際地域内の認定プログラム間の協力と情報交換を進め、また、新しい発展段階の認定プログラムが、進んだ認定プログラム大会へ参加することで、学んだり何かを得たりする機会を持つことが目的である。



特に、その新しい認定プログラムが、自身の大会が開催できるようになるまで、招待大会へ定期的に参加することができる。前文の目的は、他の認定プログラムの招待大会に参加することで認定プログラム自身が開催すべき大会の責任を代用するものではない。

### 3. 10 (D)

#### 参加できる認定プログラム 招待状の送付と受諾のルール

SOI は招待大会の招待状を送るにふさわしい認定プログラムを決定する。  
SOI が別に認めていない限り

- (1) ホストプログラム ホストプログラムは認定プログラムが世界・リージョナル大会開催予定の年に所管内で招待大会の開催はしない。招待状は 5 個以内の認定プログラムに対し発行する。SOI が認めない限り、それ以外の認定プログラムは招待しない。招待はホスト認定プログラムと同じ広域国際地域の認定プログラムにのみ行う。
- (2) ゲストプログラム ゲストプログラムは他のプログラムが開催する招待大会の招待を年に1回受けることができる。招待大会の日程により承認するが、もし、SOI が認定プログラムに1年以内に1回以上の招待大会への参加を認めたとき、そのプログラムはできるだけたくさんのアスリートが参加できるようその招待大会ごとに違うアスリートを参加させなければならない。
- (3) 非認定組織の招待 認定プログラムは SOI の文書による事前承諾なしで、非認定組織、即ち、スペシャルオリンピックスの認定されていないどの地区、クラブ、組織も招待してはならない。SOI は招待大会に認定プログラムのない国であっても、認定プログラムを設立する方向にあるならば招待することができる。SOI がこのような参加を承認する際、その組織へ文書で招待大会の参加条件を通知する。

### 3. 10 (E)

#### 招待大会の費用

ホストプログラムは招待大会の運営に要するすべての費用を単独で負担する。その費用については SOI の承認、または、ゲストプログラムの文書による事前承諾がない限りゲストプログラムに負担させることはできない。しかし、ゲスト認定プログラムは、招待試合開催地への往復旅費は全額負担する。招待試合に参加する認定プログラムは、その認定プログラムの年間運営予算の資金ではなく、できるだけ試合参加目的で集めた資金を参加費用に当てるよう強く奨励する。

### 3. 10 (F)

#### SOI の認可を得る手続き

ホスト、ゲストプログラムは、次の手続きにより招待大会の主催、参加の承認を SOI に得る。

- (1) ホストプログラム 招待試合のホストになろうとする認定プログラムは SOI リージョナル・オフィスにその大会を招待大会とするための承認を求める SOI 所定の申請書(招待大会認可申請書)に大会日程、開催地、招待する認定プログラムの数、参加予定のゲストアスリート数などを記載して提出する。招待大会認可申請書は少なくとも招待試合開始 6 ヶ月以前に SOI へ提出する。認定プログラムが、特に、本項 3.10 に定める基準に反する内容で SOI の承認を認めなければならないときはその根拠を記入する。SOI はその申請に迅速に対応し、当該認定プログラムに SOI の決定を文書で通知する。

- (2) ゲストプログラム 招待試合の招待を受け、承諾しようとするすべての認定プログラムは、その招待大会の開始 3 ヶ月以前に招待試合参加申請書に記入し、SOI リージョナル・オフィスに提出、SOI の認可を得る。SOI はその申請に迅速に対応し、ゲストプログラムに SOI の決定を文書で通知する。

### 3. 10 (G)

#### 招待トーナメント

本 3.10 の規定は「招待トーナメント」にも適用する。



### セクション 3.11 ユニファイド・スポーツ®

ユニファイド・スポーツ®は、SO アスリートと知的障害のないアスリート(パートナー)を組み合わせ、一緒にトレーニングや競技をおこなうプログラムである。SO アスリートとパートナーの年齢と競技レベルは同程度であり、SO アスリートとパートナーの割合は、スポーツルールに従い、競技ごとに定義される。

認定プログラムは、ユニファイド・スポーツ®、またはアスリートがそれぞれの所管で社会に包摂される機会を提供するプログラムを発展させるものとする。全てのユニファイド・スポーツ®プログラムは、SOI スポーツルールユニファイドスポーツ®の条項に従い実施するものとする。

### セクション 3.12 モーター・アクティビティーズ・トレーニング・プログラム (MATP)

MATP はスペシャルオリンピックス・プログラムのことであり、その内容および要件は、SOI スポーツ規則に概説されている。MATP は、機能的能力のためにスペシャルオリンピックスの公式スポーツ競技会に参加できない選手のために特別に考案されたものである。MATP には、この分野で実務経験を積んだ専門家によって開発され、テストされた多くの多様なトレーニング活動が組み込まれている。認定プログラムは、その地域内で MATP を提供することが奨励される。SOI は認定プログラムに対し、MATP のためのトレーニング活動やその他の承認された構成要素や手順を定めた、SOI が作成し承認した文書によるガイドラインを提供する。

### セクション 3.13 ヤングアスリート

#### 3. 13(A)

スペシャルオリンピックス・ヤングアスリートは、知的障がいの有無にかかわらず、0 歳児から 7 歳児までを対象とした幼児期の遊びのプログラムである。ヤングアスリートでは、走る、蹴る、投げるなどの基本的なスポーツスキルを紹介する。ヤングアスリートは、家族、教師、介護者、地域の人々に、スポーツの基本的なスキルを紹介する、すべての子どもたちとスポーツの楽しさを分かち合う機会を提供しています。

ヤングアスリートは、どのような能力を持つ子どもたちにも、同じように発達のマイルストーンを進める機会を提供する。子どもたちは他人と一緒に遊ぶ方法を学び、学習するための重要なスキルを身につけます。子どもたちはまた、分け合うこと、順番を守ること、指示に従うことを学びます。これらのスキルは、家庭、地域、学校での活動に役立ちます。ヤングアスリートは、子どもたちが楽しく体を動かし、将来の健康的な生活習慣を確立する方法です。子供たちが小さいうちに健康的な習慣を教えることは重要である。そうすることで、体を動かし、友情を育み、学習する人生の舞台を整えることができる。ヤングアスリートは、誰でも簡単に楽しく行なえる。ヤング・アスリート・アクティビティ・ガイドと基本的な用具を使えば、家庭でも学校でも地域でもできる。ヤング・アスリート、すべての子どもたち、その家族、地域の人々は、包括的なチームの一員となることができる。ヤングアスリートは、子どもたちとその家族をスペシャルオリンピックスの世界に迎え入れます。

- (1) 運動能力 ヤングアスリートに参加した知的障害児は、参加しなかった子どもたちの 2 倍以上の速さで運動能力を発達させた。
- (2) 社会性、情緒性、学習能力。ヤングアスリートのカリキュラムに参加した子供たちの親や教師は、就学前の学校で使えるスキルを学んだと述べている。
- (3) 期待。家族は、ヤングアスリートによって子供の将来への期待が高まったと述べている。
- (4) スポーツへの準備。ヤングアスリートは、子供たちが大きくなってからスポーツに参加する準備をするのを助ける。
- (5) 受容。インクルーシブ・プレイは、障害のない子どもたちが他者をよりよく理解し、受け入れることを助ける。

### セクション 3.14 ボランティア

#### 3. 14 (a)

すべての認定プログラムおよび LOC は、本一般競技規則の要件に合致し、可能な限り、そのプログラムのあらゆる側面においてボランティアを活用すべきである。競技者の福利と安全、およびスペシャルオリンピックスの完全性と名声を確保するため、各認定プログラムは、ボランティアを審査し、訓練し、監視するための書面による手続きを制定し、実施するものとする。各認定プログラムおよびそのサブプログラムは、それぞれの管轄区域の法律上許されるのであれば、総則に添付されている米国特別規則第 3.14 条に規定されているボランティア募集、研修、監督手続きを模範とすることが推奨される。



### 3. 14 (b)

#### 監督

すべてのスペシャルオリンピックス・イベント中、認定プログラムは、すべてのボランティアを適切に監督し、また、ボランティアに問題がある場合には、適切かつ迅速な措置を講じなければならない。ボランティアが認定プログラムの定める方針および手続きに従わない場合には、適切かつ迅速な措置を講じなければならない。また、ボランティアが認定プログラムによって定められた方針および手続きに従わない場合には、適切な措置を迅速に講じなければならない。

## 第4条 SOI のスペシャルオリンピックスに対する管理体制

### セクション 4.01 SOI の管理運営権と任務

SOI は国際的な統一基準にもとづき「スペシャルオリンピックス」が主催する知的障害のある人たちのすべてのトレーニングと競技会、財務を含む組織運営のすべての権利と責任を持つ。これを実施するにあたり、SOI はスペシャルオリンピックスの品格と名声を維持し、世界中の知的障害のある人たちのために最善を尽くす。そのため、SOI はゼネラルルールや統一基準などスペシャルオリンピックス運動全般を規定する方針を説明、公表し、定期的に改定したり新しくしたりする権限を持つ。この中には、SOI の判断で、必要な範囲で認定プログラムの適切な管理指導に関する事項を含むことができる。SOI はスペシャルオリンピックスの設立機関、運動を展開する組織、世界的な管理機関として、認定プログラムやその他のスペシャルオリンピックスの組織、認定、財務管理、運営全般についての最終的な権限を持つ。

#### 4. 01 (a)

##### SOI の権限と責任

SOI は、世界中のスペシャルオリンピックス・プログラムの組織と実施に関するすべての方針と要件を定め、執行する。また、スペシャルオリンピックスに関するすべての事項の最終決定権を有する。

前文の一般性を制限することなく、SOI の権限と責任には以下が含まれる。

#### 4. 01 (b)

##### スペシャルオリンピックスのすべての知的財産の保護および使用許諾

スペシャルオリンピックスの名称、スペシャルオリンピックス運動の公式ロゴ、およびその他すべての SO マークの唯一の所有者として、SOI は以下の権限を有する。SOI は、「スペシャルオリンピックス」という名称、スペシャルオリンピックス・ムーブメントの公式ロゴ、およびその他すべての SO マークの唯一の所有者として、他者がその使用を許可される条件を設定し、実施する。SOI は、「スペシャルオリンピックス」の名称または他の SO マークの使用を許可する条件を設定し、実施する。

#### 4. 01 (c)

##### 統一基準の制定

スペシャルオリンピックスのイメージと完全性を維持するために、SOI は、すべての認定プログラム、および「スペシャルオリンピックス」の名において、または「スペシャルオリンピックス」の後援のもとに行われるすべての活動に対して、統一基準を設け、これを実施する。この統一基準には、本一般規則、認定基準、各認定プログラムの認定要件に規定された基準が含まれる。ライセンス、SOI スポーツ規則、ワールド/リージョナル・ゲームズ憲章、グラフィック・スタンダード・ガイド、および第 2.01 項に定義されたその他の方針は、合わせて統一基準を構成するものとする。

#### 4. 01 (d)

##### スペシャルオリンピックス・プログラムの認定

第 6 条に基づき、SOI は資格のある認定プログラムに対し、それぞれの地域管轄内でプログラムを実施することを許可し、認定する。これらの認定プログラムが総則およびその他の統一基準に準拠していることを保証する。



#### 4. 01 (e)

##### **スペシャルオリンピックスのトレーニングおよび競技会に関する規則の制定**

SOI は、スペシャルオリンピックスのトレーニングおよび競技会の実施に関する規則と手続きを制定し、実施する。これには、スペシャルオリンピックスの参加資格に関する方針、コーチ、代表者、ボランティアの要件、スペシャルオリンピックスへの参加資格、コーチ、代議員、ボランティアの要件、スポーツレベル基準の定義、スペシャルオリンピックスの定義、特定のスポーツにおけるトレーニングの最低基準、スペシャルオリンピックス競技会の組織、資金調達、実施に関する手順などを含む。

#### 4. 01 (f)

##### **世界大会および地域大会の開催**

SOI は、すべての世界大会および地域大会を組織し、実施するか、または資格のある LOC に組織し、実施する許可を与える。

世界大会および地域大会を組織し、実施する。

#### 4. 01 (g)

##### **世界的なスペシャルオリンピックス・ムーブメントの運営**

SOI は、全世界のスペシャルオリンピックス・ムーブメントの統治と運営を監督、任命し、協議する。また、スペシャルオリンピックスに関する世界的な広報活動を行う。

#### 4.01 (h)

##### **SOI の利益のためのプログラムおよび活動の実施**

SOI は、スペシャルオリンピックスの特定のプログラムを実施し、世界中の様々な場所でイベントやその他のイニシアチブを開催または後援する。SOI およびスペシャルオリンピックス・ムーブメントの利益のために、認定プログラムの地理的管轄区域内を含む世界中の様々な場所で、特定のスペシャルオリンピックス・プログラムを実施し、イベントおよびその他のイニシアチブを開催または後援する。

#### 4. 01 (i)

##### **認定プログラムによる複数管轄区域での活動の承認**

SOI は、スペシャルオリンピックスの競技会を承認し、その要件を定める、プログラム、またはその他の活動で、認定プログラムの管轄区域の境界を越えるもの、例えば、地域大会、複数国大会、米国複数州大会、または認定プログラムによって実施されることが提案されているその他の複数管轄権を有する活動などである。

#### 4.01 (j)

##### **資金調達と開発活動の監督**

SOI は、認定プログラムまたはそのライセンシーが実施する、資金調達と開発活動に関する要求事項を定め、実施する。

SOI は、「スペシャルオリンピックス」の名において、または「スペシャルオリンピックス」の利益のために資金を集めようとする認定プログラムまたはそのライセンシーが実施するすべての活動に関する要件を確立し、実施する。

#### 4.01 (k)

##### **スペシャルオリンピックス方針の実施**

SOI は、認定プログラム、設立委員会もしくは LOC、または認定プログラムのコーチを、スペシャルオリンピックス活動への参加を停止または永久に禁止する権利、認定プログラムに対して、第 6 条に定める制裁を科すこと、認定プログラムの認定を一時停止または取り消すこと、その他の懲戒、予防措置または強制措置をとること。その他、スペシャルオリンピックス関係者に対する懲戒、予防または強制措置をとること、また、本一般規則またはその他の統一基準に対する違反があった場合、認定プログラム、設立委員会、LOC、または認定プログラムの関係者、ボランティア、またはコーチに対して、その他の懲戒処分、予防措置、または強制措置をとる。



## セクション 4.02 スペシャルオリンピックスの情報連絡網

### 4. 02(A)

#### 一般事項

ゼネラルルールと統一基準などに定めのない限り、スペシャルオリンピックス運動の情報の連絡は、SOI と認定プログラム、SOI と LOC、SOI と SOI のアドバイザリー委員会とのように縦方向で行う。これら縦方向の連絡でカバーできない部分は、認定プログラム間の横方向の連絡で補う。

### 4. 02(B)

#### 認定プログラムへの方針決定の通知

SOI はすべての認定プログラムに(必要ならば LOC にも)文書で統一基準の変更内容や補足事項すべてを通知する。SOI は少なくとも 30 日前に、各認定プログラムに文書で新規や改正した統一基準を通知する。通知を受けた後は、認定プログラムは変更事項に従い行動する。

### 4. 02(C)

#### 認定プログラム内での連絡

認定プログラムは、ゼネラルルールや統一基準で定めた任務の内容と義務、また変更や補足した内容を所管するすべての地区組織に知らせなければならない。

## セクション 4.03 SOI の決裁権

### 4. 03(A)

#### SOI 理事会の権限

SOI は理事会(以下「SOI 理事会」)が運営する。SOI 理事会は SOI とスペシャルオリンピックス運動を統制する方針すべてを定める最終責任を持つ。そのため、SOI 理事会はゼネラルルールと統一基準で例示した主要な方針すべてを正式に承認することによりこの責任を果たす。

### 4. 03(B)

#### SOI 執行部の権限

理事会は SOI の日常業務を行う権限と SOI がスペシャルオリンピックス運動の決裁権をプレジデントと CEO(または、SOI に関する細則で任命したその他の役員)に委任することができる。ただし、SOI 理事会がゼネラルルールと後日変更する予定のゼネラルルールの改定事項を認可する場合を除く。SOI CEO はスペシャルオリンピックスに関する SOI の決裁権を、SOI 理事会の権限が最終的なものであることを前提に、SOI に関する細則に規定されている範囲で、その他の SOI 職員に委任することができる。SOI でこの権限を委託するとき、すべて SOI の細則に従う。

### 4. 03(C)

#### SOI の決裁者の認定プログラムへの通知

SOI は SOI が決裁権限を与えた SOI 執行部または職員を定期的に認定プログラムや LOC に通知する。ただし、SOI 理事会が管理し最終決定することを前提とする。さらに、SOI は定期的にすべての認定プログラムと LOC にゼネラルルールや統一基準などにもとづき SOI に認定申請を提出する手順を通知する。

## セクション 4.04 ゼネラルルールの改定

### 4. 04(A)

#### 改定案の提出

SOI はゼネラルルールの改定がスペシャルオリンピックスにとり有益であると判断したとき、SOI 理事会の正式な承認を経て改定できる。さらに、ゼネラルルールの改定申請は、(i) 認定プログラムの理事会 (ii) 認定プログラムのエグゼクティブ/プログラム・ディレクター (iii) リーダーシップカウンシル (iv) 医療諮問委員会 (v) スポーツルール諮問委員会 (vi) ゼネラルルール諮問委員会などが提出できる。



#### 4. 04(B)

##### 改定案の形式

ゼネラルルールの改定案は、すべて文書で SOI に提出し、改定の内容と目的を明記する。ゼネラルルール中の改定要望事項やその細則につき、改定したい部分を後で読み取れるよう括弧や訂正マークで消し、改定案には下線を引いたりイタリック体で明記したりして提出する。提出団体から提案文が提出されないときは、ゼネラルルールに挿入する文章や文言の代わりに、改定の内容と意図を詳細に記述する。しかし、後者の場合も、ゼネラルルールから削除する部分を明記する。SOI は改定案が不明瞭で意図が伝わらないと判断したときこの審査を拒否する権利を持つ。

#### 4. 04(C)

##### 改定案の審査

ゼネラルルールの改定案は、すべて SOI が審査する。SOI は SOI の審査の助けになると判断したとき、改定案の内容や実施に関し、特定の認定プログラムやリージョナル・リーダーシップ・カウンシルに意見を求めることができる。この場合、指定された認定プログラムは指定された期間内に改定案を検討し所見を述べなければならない。ただし、認定プログラムが提出した意見は助言に過ぎず、SOI 理事会を拘束するものではない。

#### 4. 04(D)

##### 改正案の承認

SOICEO はゼネラルルール改定の承認の権限を持つ。ただし、直近の SOI 定例理事会での決定を必要とする。ただし、SOICEO が次の SOI 定例理事会以前にその実施が必要であると判断した改定事項は、SOI の CEO がこれを承認する。SOI 執行委員会(SOI 理事会定例会議中は、SOI 理事会の執行委員会が SOI 理事会の任務を果たす)は速やかに改定事項を提出し、承認、採択を求めなければならない。SOI 理事会と SOI 執行委員会の会議や投票は、すべて SOI の組織に関する細則に従う。

#### 4. 04(E)

##### 改定事項の発効日

###### (1) 緊急を要しない改定事項

ゼネラルルールの改定事項は、次の細則(2)で定める場合を除き、セクション 4.04 に従い SOI 理事会が承認した日から数え 90 日後に施行する。ただし、SOI 理事会が発効日を延期する場合を除く。

###### (2) 緊急改正事項

SOICEO が改定事項を早急に施行する必要があると判断したとき、SOICEO は採択後 90 日以内であってもゼネラルルールの改定事項を実施することができる。次の場合に限る。

i) スペシャルオリンピックスに関わる人の健康と安全を守る必要がある場合

ii) SOI とスペシャルオリンピックスの社会的イメージ、評価、財務上の潔白を守る必要がある場合

iii) SOI とすべての認定プログラムに迅速かつ重大な損害がおよばないようにする必要がある場合

###### (3) 施行条件の例外事項

周囲の状況により、認定プログラムが指定の発効日に改定規定を実施できないと SOICEO が判断したとき、SOICEO は文書でその発効日を延期することができる。しかし、文書で意思表示していなければ認定プログラムは指定の発効日までにゼネラルルールの改定事項を遵守しなければならない。

#### 4. 04(F)

##### 認定プログラムへの通知

SOI はすべての認定プログラムとアドバイザリー委員会にゼネラルルールの改定内容を迅速に通知する。SOI は通知文書に改定事項の発効日を明記する。



## セクション 4.05 統一基準の改定

### 4. 05(A)

#### SOI スポーツルール

SOI スポーツルールの改定は、SOI が公式 SOI スポーツルールの改定基準に従い審議し承認する。

### 4. 05(B)

#### その他の統一基準

ゼネラルルール以外の統一基準や SOI スポーツルールを改定する手順は、それを改正するについての定めがあればそれに従う。定めのないとき、SOI はセクション 3.04 のゼネラルルール改定規定に従い統一基準の改定を採択する。

## セクション 4.06 國際アドバイザリー委員会 (IAC)

### 4. 06(A)

#### 任 務

SOI 理事会の委員会の1つとして「国際アドバイザリー委員会」(IAC)を設ける。IAC は認定プログラムに影響するスペシャルオリンピックス運動全般にわたり SOI 理事会に助言する任務を持つ。IAC はリージョナルリーダーシップカウンシル(RLC セクション 4.07)や個々の認定プログラムのスペシャルオリンピックス運動に関わる提言を審議する任務も持つ。IAC は SOI 理事会に対し RLC や個々の認定プログラムからの提言を IAC の責任で審議した 結果を報告する。

### 4. 06(B)

#### 規模と構成

IAC の構成委員は、SOI 理事会の exofacial メンバー(理事会に参加し戦略的なプラン作りにも参加し意見を述べるが議決権を持たない人)とする。7 つの RLC は、それぞれ IAC に出席する代表者(次の細則 (c)での会員条件を満たす者に限る)とする。即ち、IAC は 7 人の委員で構成し、それぞれの委員は RLC を通じてそのリージョンを代表する。

### 4. 06(C)

#### 委員の基準

IAC 委員は下記の基準による。

- (1) 認定プログラムのエグゼクティブ／プログラム・ディレクターまたは理事であること
- (2) スペシャルオリンピックス運動についての広範囲な知識と豊富な経験を持っていること
- (3) IAC と RLC の役割と責任を理解していること
- (4) スペシャルオリンピックスの使命と基本理念を積極的に主張できること
- (5) IAC の召集する会議や協議に定期的に出席、参加できること

## セクション 4.07 リージョナルリーダーシップカウンシル(RLC)

### 4. 07(A)

#### 設 立

リーダーシップカウンシル(RLC)は SOI 理事会の承認を得て、1つ以上のリージョンやサブ・リージョンに置くことができる。承認に際し、SOI はそれぞれの RLC が提出した地理上のリージョンを SOI 理事会で定める文書で承認する。RLC は法律上や司法上の区分けによるものではない。

### 4. 07(B)

#### 運営上の手続きと基準

各 RLC は文書による運営上の手続きと基準に従い実施する。それは、ゼネラルルールの定めと一致していなければならず、また、SOI 理事会が RLC の構成を認める前に RLC の運営基準が前もって SOI によって認められて



いなければならない。(RLC 運営上の手続き)これらの RLC の運営手続きには、委員の人数や選出方法、また、RLC の会議の計画や開催の基準を定める。

#### 4. 07(C)

##### 目的

それぞれ承認された RLC は、スポーツに関する事項や技術的援助、募金、行政との関係、また、プログラムの管理などを本項(e)にあげた事柄を含む認定プログラムに影響をおよぼすすべての方針についての発行物に関し、それぞれのリージョンやサブ・リージョンのすべての認定プログラムを代表して SOI にアドバイスする。もし、RLC をサブ・リージョンに置くことが認可されれば、そのサブ・リージョンの RLC は、そのリージョンの RLC と共に SOI へのコミュニケーションを図ることができる。

#### 4. 07(D)

##### 構成

RLC の委員は、RLC のリージョンやサブ・リージョンの認定プログラムにより、その RLC の運営手続きや次の(f)に示す基準に従い選ぶ。RLC は、運営手続きを通して、当該リージョン内のマネージングディレクターを RLC の ex officio メンバー(職責上の委員)または、共同議長として任命することができ、運営手続きに従って議決権を持たない ex officio メンバーを含めることができる。それぞれの RLC は、少なくとも 1 名のアスリートをメンバーに含めなければならない。

#### 4. 07(E)

##### 責任の範囲

各 RLC は次の事項につき責任を持つ。

- (1) リージョンの競技会や会議、リージョンの認定プログラム理事会、リージョンの戦略的成長計画、トレーニングセミナーなどのようなリージョン単位のイベントの長期計画の策定
- (2) SOI にリージョナル大会の日時や場所についての提案、及び、リージョン内の認定プログラムによるリージョナル大会主催の申し出についての見直しや推薦を行うこと
- (3) SOI にリージョナルトーナメントの日時や場所についての提案、及び、リージョンの認定プログラムからトーナメント主催の申し出についての見直しや推薦を行うこと
- (4) SOI と協力してリージョナル会議の計画と指導を行うこと
- (5) SOI のリージョン事務所に活動の優先事項、スペシャルオリンピックス運動の拡大方法のアドバイスを行うこと。その中には、公式競技展開についての提案、資金活動や行政との関係や連絡の主導、リージョン内のトレーニングの必要性などを含む

#### 4. 07(F)

##### 委員の選考基準

RLC の委員は、次の基準で選ぶ。

- (1) 認定プログラムのエグゼクティブ／プログラム・ディレクター又は理事、北米リーダーシップカウンシルのメンバーシップの場合は、カナダ地区プログラムの理事会／プログラム委員会メンバー
- (2) スペシャルオリンピックス運動の広い知識と貴重な経験を持っていること
- (3) RLC の役割と任務を承知していること
- (4) スペシャルオリンピックス運動の使命や設立理念についての効果的な代弁者であること
- (5) RLC の行う会議や協議の招集に規則正しく出席や参加できること



## セクション 4.08 サブリージョナルリーダーシップカウンシル

SOI は、RLC との協議の上、RLC の構成、委員や運営について前項 4.07 と同様にサブ・リージョン内で活動するために1つ以上のサブリージョナルリーダーシップカウンシルを承認する。

## セクション 4.09 スポーツルール諮問委員会

### 4. 09(A)

#### 目的

スポーツルール諮問委員会の目的は、SOI スポーツルールの再審理を行い、認定プログラムから提出された SOI スポーツルールの改定について SOI に提案することである。

### 4. 09(B)

#### 構成

スポーツルール諮問委員会は競技の専門家やコーチ、ファミリー、アスリート、役員、認定プログラムのエグゼクティブ／プログラム・ディレクター、SOI 理事会理事で構成する。委員会の委員は広く世界中の認定プログラムと国から選出する。スポーツルール諮問委員会の委員数は、SOI 理事会で決定する。

### 4. 09(C)

#### 委員の選出と任期

SOI はスポーツルール諮問委員会の全委員を任命する。この任命は SOICEO かその CEO が指名した人により行う。この任命に当たり、SOI は認定プログラムかスペシャルオリンピックスに関わる人からの推薦を参考にする。それぞれのスポーツルール諮問委員会委員の任期は、4年間とする。SOICEO は4年の任期を終了できないか任期までの務めを望まない委員の代わりを指名する。

### 4. 09(D)

#### 小委員会

スポーツルール諮問委員会は特定の公式競技と準公式競技の規則を検討するための常任の小委員会を作る。それぞれの公式競技、準公式競技につき1つの小委員会を置く。SOICEO の決定がない限り、それぞれの競技別小委員会委員の任期は 4 年間とする。諮問委員会の委員を含む認定プログラムや他のスペシャルオリンピックスの関係者はいつでも競技別小委員会委員を指名できる。これはすべての小委員会が資格のあるさまざまな委員で構成することを保証するためである。

### 4. 09(E)

#### SOI スポーツルールの必要事項

SOI スポーツルールにはスポーツルール諮問委員会と小委員会の規定を含む。委員会の職務上の任務、競技別小委員会の任務、SOI スポーツルールの採用、改定の手続き、また、SOI スポーツルールの改正案を審議し、採用するためのスケジュールなどの事項などがこれに当たる。スポーツルール諮問委員会はこれらの事項の指導に際し、SOI スポーツルール付則に従う。

## セクション 4.10 ゼネラルルール諮問委員会

### 4. 10(A)

#### 目的

ゼネラルルール諮問委員会(GRAC)の目的は、隨時 SOICEO の要請によりゼネラルルールを審議することである。

### 4. 10(B)

#### 構成と委員の選出

GRAC はエグゼクティブ／プログラム・ディレクター、理事会理事、アスリート、ファミリー、コーチなどスペシャルオリンピックス運動に積極的に活動している委員から選ぶ。GRAC 委員は世界各国からバランスよく選んだ代表者を含むものとする。GRAC の委員は SOICEO により任命、解任される。任期はメンバーの就任時に CEO が定める。



#### 4. 10(C)

##### 運営上の手続き

GRAC は形式にとらわれずに運営する。会議を計画し、実施するため、認定プログラムや他のスペシャルオリンピックスの関係者のゼネラルルール改定案を審理するため、また、GRAC の権限についての事項について SOI に答申を提出するため GRAC が使うすべての手続きは、SOI の現在の活動を是認することにもとづいている。

#### セクション4. 11 医療諮問委員会 (MAC)

##### 4. 11(A)

###### 目的

医療諮問委員会の目的は、アスリート、コーチ、ボランティア、役員その他のスペシャルオリンピックス関係者の健康や安全を侵すあらゆる事項について、SOICEO、SOI 理事会、他の諮問委員会などの要請により自ら進んで対応することである。

##### 4. 11(B)

###### 構成

MAC は知的障害にぐわしい専門家、衛生専門家、スポーツ医学などの医療関係者で構成する。MAC は各地に展開するために世界各地からの代表で構成し、SOI のヘルスプログラムの責任者を含むものとする。

##### 4. 11(C)

###### 委員

MAC の委員は SOICEO が任命し、任期は4年間とする。SOICEO は何らかの理由で 4 年間委員を続けられない委員の交替を審議する。

##### 4. 11(D)

###### 運営上の手続き

MAC は必要な事項を、形式にとらわれない方法で処理する。しかし、少なくとも 2 年に1回は MAC 委員の会合を開催する。会議の計画、実施の手続きはすべて MAC が執り行う。また、MAC の権限内の事項について SOI への答申は、SOI の現在の活動を是認することにもとづいている。

#### セクション 4.12 トーチラン委員会 (Torch Run Executive Council)

##### 4. 12(A)

###### 目的と構成

トーチラン委員会は、認定プログラムのトーチランボランティアに対し、世界共通の基準にもとづくトーチランイベントの計画、調整などについて促進や支援、技術的指導を行うこと、また、トーチラン活動の展開を容易にし、新しいトーチラン活動やイベントを展開することを目的として SOI より権限を与えられ、国際警察長協会 (IACP) がこれを支援している。トーチラン委員会の規模と構成は、トーチラン委員会と協議の上、SOICEO が承認する。トーチラン委員会にはトーチランイベントや活動に援助、参加している IACP (Law Enforcement Torch Run®) の創設機関などの機関や組織、同様な認定プログラムの代表者も入れ、下の(b)に記した運営上の手続き及び基準に従い選出する。

##### 4. 12(B)

###### 運営上の手続き及び基準

トーチラン委員会の運営上の手続き及び手順は、ゼネラルルールの定めに従い、事前に文書で SOI の承認を得なければならない。運営上の手続きには認定プログラムや法を執行する組織を選ぶ基準、小委員会の設立と運営、トーチランプログラムやイベントについて SOI への推薦や提案を作成することも定める。

#### セクション 4.13 競技者意見評議会

##### 4.13 (a)

###### プログラム競技者意見評議会

プログラム競技者リーダーシップ協議会 は、当該プログラムにおける全 競技者の利益を代表する、選ばれた競技者のグループである。彼らは、スペシャルオリンピックス、スペシャルオリンピックスに関連する重要な問題について意見を述べ、すべてのプログラム 指導力を提供する。



#### 4.13 (b)

##### グローバル競技者リーダーシップ評議会

グローバル・アスリート・リーダーシップ・協議会: グローバル・アスリート・リーダーシップ・協議会は、全世界のアスリートの利益を代表するアスリートのグループである。アスリートは各地域を代表し、スペシャルオリンピックスに関する重要な問題について意見を述べ、スペシャルオリンピックス また、国際スペシャルオリンピックスのすべてのプログラム分野に支援と指導を提供する。

#### 4.13 (c)

##### 地域アスリート・リーダーシップ協議会

地域アスリート・リーダーシップ協議会 (Regional Athlete Leadership Council) は、そのリージョンの全アスリートの利益を代表するアスリートのグループである。彼らは、スペシャルオリンピックスに関する問題について意見を述べる、地域レベルですべてのプログラム分野を支援し、指導力を發揮し、各プログラムを代表する。

#### セクション 4.14 創立者評議会

創立者評議会は、ユニス・ケネディ・シュライバーの直系卑属 3 名以上 9 名以下で構成される。

1. 参加: 創立者評議会のメンバーは、各地域や世界各地で行われるスペシャル・オリンピックス クスの活動にボランティアとして参加したり、プレーしたり、訪問したりすることが期待される。メンバーは 年に最低 1 回は、地元以外のスペシャルオリンピックスの活動を訪問する。

2. 擁護: 創設評議会のメンバーは、スペシャルオリンピックスの擁護者として活動し、より強力でより影響力のあるものになるよう働きかけるために、その声を活用することが求められる。例えば、さまざまなメディアで運動について執筆したり、政府、企業、スポーツ界、メディア 教育、健康、その他のオピニオンリーダーと面会したりして、運動への支援拡大を提唱する。

また、スペシャルオリンピックスのアスリートを学校、審議会、教育委員会、医療機関など

アスリートを学校、審議会、企業、その他の重要な社会組織に加えるよう働きかけることなどがある。

創立者評議会の第 3 の役割は、2 人のファミリー理事をスペシャルオリンピックス理事会に推薦することである。

スペシャルオリンピックスの理事会に 2 人の家族理事を推薦し、理事会とともに組織の使命への忠実さを定期的に見直すことである。

この役割は、創立者ユニス・ケネディ・シュライバー氏の存命中の最後の子供たちが亡くなる日に有効となる。

#### セクション 4.15 その他の諮問委員会

SOI は、本項に明示的に規定された委員会に加えて、または代えて、定期的に他の諮問委員会(他の指導者評議会を含むが、これに限定されない)の設立を承認することができる。SOI がその設置がスペシャルオリンピックスの最善の利益になると判断した場合、本一般規則に明示的に規定されたものに加えて、または代えて、他の諮問委員会(他の指導者評議会を含む委員会にとって最善の利益となると SOI が判断した場合、本一般規則に明示的に規定されたものに加えて、または代えて、他の指導者評議会に限定する。SOI が追加の諮問委員会の設置を承認することを選択した場合 (機能的責任またはその他の地理的境界線以外の境界線に従って組織することができる。その場合、SOI は、新たな諮問委員会がどのように手続きおよび運営事項を処理する必要があるかを決定する。

#### セクション 4.16 認定プログラムの活動の承認

##### 地域大会、世界大会、その他 SOI 公認の世界大会 競技会

SOI は、地域大会、ワールドゲームズ、その他の SOI 公認の世界大会の実施を承認する排他的な責任を負う。地域大会に関する決定を行う際、SOI は地域大会が開催される地域の地域指導者評議会 (Regional Leadership Council) の勧告を考慮するものとする。SOI は、ワールドゲームズおよびその他の SOI 公認世界大会の開催を希望する LOC からの提案を審査し、承認する責任を負う。SOI はまた、リージョナル・ゲームズ、ワールドゲームズ、SOI 公認世界大会が計画され、資金調達され、実施される全ての条件を決定する。

#### セクション 4.17 トーナメントとデモンストレーション

SOI は、LOC または認定プログラムを組織し、実施し、または認可する独占的な責任を負う。SOI は、LOC または認定プログラムが、複数のプログラム、地域、または国際的に開催される、スペシャル・オリンピックス クスの複数のプログラム、地域、または国際的な規模で開催されるスペシャル・オリンピックス クス選手の参加する大会およびデモンストレーションを組織し、実施すること。SOI が、LOC または認定プログラム(または認定プログラムのグループ)に対して、そのような大会またはデモンストレーションを実施する権限を与える場合、SOI は、LOC または認定プログラムに対して、そのような大会またはデモンストレーションを実施する権限を与えるものとする。そのよう



な大会またはデモンストレーションを実施することを SOI が許可する場合、SOI はその時点で、その大会またはデモンストレーションを実施するためのすべての条件を書面で指定する。その大会またはデモンストレーションを実施するためのすべての条件を明記する。

#### セクション 4.18 認定プログラムの活動の承認

すべての「認定プログラム」の組織と運営、および「認定プログラム」によって、あるいは「認定プログラム」の権限の下に、「特別プログラム」の名において、あるいは「特別プログラム」のために実施されるすべての活動は、「認定プログラム」の活動として承認される。またはスペシャルオリンピックスの利益のために、または認定プログラムの権限の下で実施されるすべての活動は、SOI の継続的な承認に従うものとする。

SOI は通常、第 6 条に規定される認定プロセスおよび方針を通じてこの継続的な承認権を行使するものとする。ただし、SOI は、特定の場合において、いつでも承認権を行使する権利を留保する。

認定を付与または更新するための定期的なスケジュールとシステムとは別に、SOI は特定のケースにおいて承認権限を行使する権利を留保する。認定プログラムが本総則に基づき取得しなければならない SOI の承認に関する様々な要請を処理し、また、認定プログラムが以下のような状況に陥った場合に対応するため。また、本一般規定では特に扱われていないが、SOI が認定するプログラムに該当する状況に対応する。また、本総則では特に扱われていないが、第 9.02 項および第 9.03 項に規定されているように、スペシャルオリンピックスに対する SOI の全体的な権限に該当する状況に対応するために、認定プログラムの認定を行う。第 9.02 条および第 9.03 条に規定されている。

#### セクション 4.19 放送・録画について

##### 4.19 (a)

###### SOI の権限

SOI は、すべての世界大会および地域大会に関するすべての著作権およびその他の知的財産権の唯一かつ排他的な所有者であり、そのため、SOI は、大会または公式開会式もしくは閉会式などの大会に関連するスペシャルオリンピックス・イベントの音声信号、映像信号、デジタル信号(以下、総称して「大会記録物」という)を、生放送ベースであるか事前記録ベースであるかを問わず、撮影、記録、および放送することを他者に許諾する唯一かつ排他的な権利を有する。SOI はまた、スペシャルオリンピックスの利益のために作曲されたさまざまな楽曲のすべての著作権を所有し、その楽曲のすべての著作権を SOI に譲渡したアーティストまたはパフォーマーがいる。総称して「SOI 音楽」)。

##### 4. 19 (b)

###### 認定プログラムおよび LOC への影響

いかなる認定番組または LOC も、いかなる関係者(プロデューサー、ディレクター、ラジオ放送事業者、放送局またはケーブルテレビ局を含むが、これらに限定されない)に対しても、そのような権利を付与してはならず、また付与するよう意図してはならない。

プロデューサー、ディレクター、ラジオ放送事業者、放送局またはケーブルテレビ放送事業者、ラジオまたはテレビネットワーク、またはインターネットプロバイダーを含むが、これらに限定されない。

SOI の事前の書面による許可なく、世界大会および地域大会の記録または SOI の音楽を撮影、録音、放送、またはその他の方法で広めるいかなる権利も行使することはできない。SOI の書面による事前の同意なしに、世界大会および地域大会の記録物または SOI の音楽を撮影、記録、放送、またはその他の方法で広める権利、あるいはコンピュータ、デジタルまたはアナログのモデム信号、光ファイバー信号、インターネットサイト、世界大会記録物、地域大会記録物、SOI 音楽、ネットワーク、またはその他の形態のオンラインもしくはオフライン通信、またはダウンロードにおいて、ゲーム記録物または SOI ミュージックを公開または送信すること。SOI の書面による事前の同意なしにオンラインまたはオフラインの通信またはダウンロードを行うこと。

##### 4. 19 (c)

###### 記録権

いかなる「認定プログラム」または「LOC」も、SOI の書面による事前の許可なく、自ら、または他者へのライセンスによって、以下のことを行ってはならない。

CD、レコード、テープ、インターネット放送、デジタル・ビデオ・ディスク、またはその他の電子媒体を含むがこれらに限定されない。他の電子媒体は、現存するか将来作成されるかを問わず、スペシャルオリンピックス・ムーブメント、スペシャルオリンピックスのために使用される。



## セクション 4.20 SO マークの登録と保護

### 4. 20 (a)

#### SOI の責任

SO Marks の所有者として、SOI は SO Marks の使用に関する SOI の所有権および関連する権利、ならびに営業権およびその価値を登録し、保護し、執行する責任があります。従って、SOI は全ての商標、サービスマーク、著作権、著作権、その他の権利を登録または記録する排他的責任を負うものとする。

商標、サービスマーク、著作権、および SO マークを構成する知的財産のその他の記録可能な権益はすべて、SOI が独占的に責任を負うものとする。

SO マークを構成する知的財産のすべての商標、サービスマーク、著作権、およびその他の記録可能な権益を、世界中の適切な法的機関または政府機関に登録または記録すること、および SO マークを出願および起訴することは、SOI の独占的責任です。

また、第三者に対する不正流用、侵害、誹謗中傷、その他知的財産権に関する全ての訴訟を提起し、起訴する責任を負うものとする。

また、SO マークまたはスペシャルオリンピックスに関するその他の知的財産の不正流用、侵害、またはその他の不正使用について、第三者に対するすべての訴訟を提起し、起訴すること。

### 4. 20 (b)

#### プログラムへの影響

いかなる指導者評議会、国際諮問委員会、または認定プログラム、リージョン、もしくは SOI によって設置されたその他の委員会によって認定されたプログラム、サブプログラムは、本一般規程の権限に基づき設立されたその他の委員会は、SO マークまたは著作権を登録することはできない。

SOI が所有する、または SOI に関連する、または SOI で使用される SO マークまたは著作権を登録することができる。

スペシャルオリンピックスに関する SO マークまたは著作権を、政府以外の団体、国または地方の記録または目録の作成または施行に責任を負う多国籍または国際法廷との間で、スペシャルオリンピックスに関する使用される SO マークまたは著作権を登録することができる。SOI の事前の書面による同意なしに、商標または著作権の記録、目録作成、または執行を担当する多国籍または国際的な法廷において、使用することができる。さらに、いかなるプログラム、プログラムによって認定されたサブプログラム、リージョン、サブ・リージョン、および前文に記載されたその他の協議会または委員会も、SOI の書面による事前の同意なしに、SO マークまたはスペシャルオリンピックスもしくはスペシャルオリンピックス・ムーブメントに関するその他の知的財産の不正流用、侵害、またはその他の不正使用に関する請求を提出または起訴することはできない。ただし、SOI は特定のプログラムからの ただし、SOI は、特定のプログラムから、SOI の名において、また SOI に代わって、かかる登録または実施活動を進めるための承認を求める要請があった場合、かかる承認を与えることがより効率的かつ便宜的な方法であると SOI が判断した場合には、かかる要請を検討する。特定の事例において、SO マークおよびスペシャルオリンピックスに関するその他の知的財産を保護するためのより効率的かつ便宜的な方法であると SOI が判断した場合、SOI の名において、また SOI に代わって、かかる登録または実施活動を進めるための承認に関する特定のプログラムからの要請を検討する。米国外の地域におけるスペシャルオリンピックスに関するその他の知的財産を保護するために、かかる許可を与えることが特定の事例においてより効率的かつ便宜的な方法であると SOI が判断した場合、SOI の名において、また SOI に代わってかかる登録または実施活動を進める。

## セクション 4.21 公式言語

SOI、すべての LOC、およびすべての認定プログラムの間で行われるすべてのコミュニケーションにおいて使用される公式言語は、英語（「公式ビジネス言語」とする。認定プログラムは、その認定プログラムの実施に関する印刷物を翻訳し、配布する責任を負うものとする。認定プログラムは、認定プログラムによるスペシャルオリンピックス・プログラムの実施に関する印刷物（以下、総称して「プログラム資料」という。）を、その認定プログラムの国において最も多く使用されている言語に翻訳し、配布する責任を負うものとする。ただし、SOI は、認定プログラムに対し、当該プログラム資料が英語版プログラム資料と適合していることを確認するために、当該認定プログラムのプログラム資料の一部または全部の英語版を SOI に提供するよう求める権利を有する。資料が SOI の発行する英語版に適合していることを SOI が確認できるようにする。英語版でない「Uniform Program Materials」の翻訳との間に矛盾がある場合、統一基準またはプログラム資料の非英語訳と英語版との間に矛盾がある場合、英語版が優先され、英語版が優先されるものとする。



## 第5条 認定プログラムの統括と運営

### セクション 5.01 組織上の要件

#### 5. 01(A)

##### 一般事項

SOI は第5条に基づきそれぞれの認定プログラムが認定基準を維持し、充分で適切な体制と組織を維持し、ゼネラルルールと統一基準などに定める認定の義務や要請に応えることができる状態であると判断している。

#### 5. 01(B)

##### プログラム

SOI による承認がない限り、各プログラムはその関連法に沿って独立した非営利団体として組織されなければならない。所管の法律で認められており、プログラムは、

(1) 理事会が管理、運営する分離独立した非営利団体でなければならない。

(2) 認定プログラムを所管する法律によってできる限り税金の免除がなされること。 SOI は各認定プログラムを認定、更新認定するとき、その組織の形式や種類を特定の認定プログラムの所管法、認定プログラムを新たに設立、運営する時その所管国の行政が果たす役割、認定プログラムの特別な要望等を考慮に入れる。

#### 5. 01(C)

##### サブプログラム(地区組織)

###### 1) プログラム内の地区組織

プログラムから活動が認証された地区組織は、個別に法人化もしくはナショナルプログラムとは別の明確な法的身份、または独自性を有するその他の団体として SOI の承認なしに組織してはならない。それぞれの地区組織は、認定権を持つプログラムが、それぞれの地区組織の資産と運営全般にわたる十分な管理を確保するために、地区組織はその支部として運営されなければならない。

#### 5. 01(D)

##### 未認可支部団体設立の禁止

米国プログラムは SOI の文書による事前承認なしで、個別に支部、認可団体、支援団体(この用語は米国歳入法で定義)、任意団体、その他いかなる形式の支部、団体であっても法人化し、別団体として組織してはならない。同様に、プログラムも、支部団体、認可団体、財団、任意団体、また機能的に米国内歳入法の「支援団体」に相当する、プログラムの所管国(の法律にもとづいた団体、その他いかなる型の団体も、SOI の文書による事前承認なく法人化や独立した団体を創ることは出来ない。

#### 5.01 (E)

##### プログラムのリーダーシップ

効果的なリーダーシップと、スペシャルオリンピックスの規則、方針、戦略、イニシアチブとの整合性は、各スペシャルオリンピックスが最適に機能し、運営するために不可欠である。SOI は、その地域会長および常務理事を通じて、各スペシャルオリンピックス・プログラムのエグゼクティブ・ディレクター(CEO)および理事会委員長の選出を最終的に承認する。承認は不当に保留されないものとする。

### セクション 5.02 管理機関

#### 5. 02(A)

##### 管理の権限

各認定プログラムの業務は、その理事会が管理し、理事会は認定プログラム運営の法律上最終的な責任を負い、SOI に対しても最終的な責任を負わなければならない。SOI はその決裁権にもとづき認定プログラムの認定、または更新の際に、プログラムの発展状況に応じ、適用法令により認められる範囲において、個々の認定プログラムに個別の管理機構を承認する。認定プログラムの業務を政府機関や競技連盟が運営する場合、SOI は、通常、認定プログラムが認定を受け維持する条件として、その政府機関または競技連盟が、認定プログラムの権限の範囲内で、スペシャルオリンピックス・プログラムの運営に特に焦点を置いた執行委員会を設立しなければならない。



## 5. 02(B)

### 理事会の責任と義務

認定プログラムの理事会は、その規約やその他の文書に従い、業務運行の監督責任を負う。理事会は規約や法律が認める委任であれば、特定の権限や一定の役割と義務を委員会や小委員会、役職員に委任することができる。ただし、各認定プログラムの理事会は、SOI に対し、その認定プログラムがゼネラルルールと統一基準などの条件のすべてに従う最終的な責任と報告義務を負う。(その責任と報告義務が、SOI と認定プログラム間の連絡がゼネラルルールと統一基準などに従い通常、理事会よりもエグゼクティブ／プログラム・ディレクター間でなされるという事実があるからといって軽くすることはない。)

## 5. 02(C)

### 理事会の構成

認定プログラムの理事会／プログラム委員会は、責任あるプログラムの監督と意思決定を行えるよう、十分な規模でなければならない。スペシャルオリンピックス、知的障害、またはスペシャルオリンピックス・プログラムの発展・拡大に关心を持つ、多様な地域、多様な専門的背景を持つメンバーを含むべきである。

各認定プログラムの理事会は、責任あるプログラムの監督と意思決定ができる規模でなければならない。各認定プログラムの理事会／プログラム委員会は、認定基準で要求される人数と種類の委員を揃えなければならない。この要件の一環として、すべての認定プログラムは、理事会／プログラム委員会のメンバーとして、スペシャルオリンピックス・プログラムを実施するために必要な人数と種類を揃えなければならない。この要件の一環として、各認定プログラムの理事会／プログラム委員会は、認定基準で要求されている人数と種類の委員を揃えなければならない。理事会／プログラム委員会は、その理事会または委員会組織の中に、少なくとも 1 名のスポーツ専門家、1 名のスポーツ専門家、1 名のスポーツ専門家、1 名のスポーツ専門家を含まなければならない。また、理事会／プログラム委員会参加に関する研修を受けたスペシャルオリンピックス選手 1 名、および、近親者 1 名を含めるものとする。また、SOI が定義するスペシャルオリンピックス・アスリートの近親者 1 名以上を含まなければならない。

## 5. 02(D)

### 理事会の理事の交替

各認定プログラムの規約、その他の文書で1人の委員の任期は、所管国の法律の定めに従い、理事会の理事が周期的に交替するよう義務付ける。所管国の法律に任期が明記されていない場合、各認定プログラムの規約やその他の文書に従い、その理事会の各理事の任期は連続 9 年を限度とする。(所管国の法律が上記と異なる制限を設けているとき、認定プログラムはその法律の定める任期を採用し、その法律に従う旨を SOI に申請すれば、認定プログラムは本項 (d) の理事に関する条件を満したものとみなす)認定プログラムは、認定の取得と更新条件として、必要な改定条項を採用するか、改定の手続き中であることを、SOI が納得する文書で申請しなければならない。認定プログラムが役員交代の条件の手続きをとるまでは、当該プログラムの認定期間は 1 年を超えてはならない。認定プログラムは、模範的な活動をした委員に対し規定の最長連続任期の 9 年を超えて委員留任を依頼することが出来る。例外を申請するために、認定プログラムは書面(推薦される委員の詳細とその委員の理事会および委員会における活動、任期延長を推薦する理由、希望する任期を明記したもの。ただし、任期は連続して 18 年を越えることはできない)をその地域の SOI マネージングディレクターに提出し、さらにその書面は、書面を受領したマネージングディレクターの推薦を添えて SOICEO へ提出しなければならない。SOICEO は申請を検討し、許諾されると判断した場合はその旨を IAC へ報告し、IAC が当該認定プログラムと SOICEO へ最終決定を通達する。IAC と SOI は、前述過程の実行に適するとみなし、ガイドラインと基準を適用することができる。この例外は、理事会および委員会メンバーの 20 パーセントを超えて適用することはできない。

## 5. 02(E)

### エグゼクティブ／プログラム・ディレクターとスポーツディレクターへの権限委任

各認定プログラムの日常業務は、理事会が任命する適格なエグゼクティブ／プログラム・ディレクターが管理する。このエグゼクティブ／プログラム・ディレクターはゼネラルルールと統一基準などに従い、認定プログラムの日常業務を管理する権限を持ち、責任を負う。エグゼクティブ／プログラム・ディレクターはその理事会の管理監督下におかれ、認定基準の条件を満たさなければならない。エグゼクティブ／プログラム・ディレクターは非常勤、常勤のいずれかであるが、理事長を兼務することはできない。認定プログラムにおけるスポーツプログラム運営は、スポーツディレクターに委任され、スポーツディレクターは認定プログラムを監督する。スポーツディレクターは、非常勤または常勤、ボランティアまたは有給であるが、理事長、エグゼクティブ／プログラム・ディレクターを兼務することはできない。SOI は認定プログラムがエグゼクティブ／プログラム・ディレクターとスポーツディレクターを選出するに際し、その地位に合う資格についての情報を提供もし、知っていれば、適任と思う候補者の情報を与えプログラムを支援する。



## 5. 02(F)

### 規約等

各認定プログラムはそれぞれの法人の規約、規定、そのプログラムの法的権限と運営上の手続きを定めたその他の管理、組織上の文書（「規約など」）に従いその業務を行う。SOI は各認定プログラムの規約等を第6条の認定過程の一部として承認する。認定プログラムの規約などは、SOI から承認を受けた後は SOI の承諾なしにそれを変更することはできない。

## 5. 02(G)

### 特例事項に対する対応

SOI は認定取得、更新申請中の認定プログラムに対し、SOI の権限にもとづき、その組織、管理、規約等に対して柔軟に対応し、その認定プログラムがセクション 5. 02 に定める一定の条件を満たしていないときもそれを容認することができる。ただし、その認定プログラムの直面している状態からこれらの対応が適切であると SOI が判断した場合、あるいは、SOI がその認定プログラムに提示した組織と管理に関する合意がそのプログラムの認定基準とゼネラルルールに従い、SOI に対する義務を果たすことができると確証を得た場合に限る。その義務については、プログラム認定許可証で明示する。

## セクション 5.03 認定プログラムが使用する名称

認定や認定更新のとき、SOI が別に承認していない限り、各認定プログラムおよび設立準備委員会は独自の法律上、業務上の名称の前に「スペシャルオリンピックス」の名称を付け、その規約やプログラム文書（セクション 4. 21）にはすべてその名称を入れなければならない。認定プログラムおよび設立準備委員会名の他の部分は、所属する国名、州名または、その所管範囲を定める地域、地区を表す名称のみとし、その名称は、「シャルオリンピックス」の直ぐ後に続ける。例えば、アイルランドの認定プログラムは、「スペシャルオリンピックスアイルランド」とし、アメリカ合衆国マサチューセッツ州の米国プログラムは、「スペシャルオリンピックスマサチューセッツ」とする。SOI の事前の同意なくこれ以外の語句を認定プログラムまたは設立準備委員会の名称に用いてはならない。認定プログラムまたは設立準備委員会によるオフィシャルクレジットライン（セクション 5.07）の使用目的、「スペシャルオリンピックス」の名称とその他の SO マークの使用方法は

- (i) 設立準備委員会は、SOI の「認証」プログラムと称し、SOI の「認定」プログラムとすることはできない
  - (ii) 認定プログラムは、SOI の「認定」プログラムとする。
- 認定プログラムおよび設立準備委員会は SO ロゴとその他の SO マークの使用についてセクション 5.07 の条件を遵守する。

## セクション 5.04 認定プログラムの権限の制約

## 5. 04(A)

### 一般事項

すべての認定プログラムは、その権限（第6条により提供されている認定手順を通して定義される）のおよびない地域で、いかなる業務、いかなる種類の活動も行ってはならない。

## 5. 04(B)

### 招待大会参加に対する例外

前項 (A)で定める一般事項にかかわらず、認定プログラムは招待大会を開催し、別の認定プログラムに参加を要請し、また、他の認定プログラム、LOC、SOI などが開催する招待大会、複数プログラムの大会、リージョナル大会、世界大会の招待を受け、第3条で定める範囲で代表を派遣することができる。

## セクション 5.05 トレーニングと競技会の一般条件

認定プログラムはトレーニングと競技会の管理について、第3条の定めに従う。また、トレーニング、トーナメント、大会等については、その他の統一基準に従う。その認定プログラムに該当するすべての必要な手順を踏まなければならないが、アスリートの登録、ボランティアの活用については、その限りではない。



## セクション 5.06 プログラムの範囲:発展義務

### 5. 06(A)

#### プログラムに求められる範囲

各認定プログラムは所管内においてトレーニングや競技会を提供し、同様にスポーツ、健康、支持活動において、アスリートやその家族及びコミュニティに対する SO の支援の基礎を形成する、現在実施中の取り組み及び今後新たに作り出される取り組みを含め、その他の SO プログラムの取り組みを行う。

認定プログラムが提供するトレーニング活動や競技会に参加する SO アスリートの増加を SOI の目標としている。各認定プログラムは、拡大に関する進捗状況を定期的に SOI へ報告するものとする。SOI と連携して、各認定プログラムは、新規アスリート数など、特定の拡大目標を設定し、いかにその目標を達成するか計画しなければならない。

### 5. 06(B)

#### 発展測定法

認定プログラムの活動に参加するアスリートの人数を SOI に報告する際、各認定プログラムは SOI が定めた所定の方法により報告する。もし、ある特定のプログラムが所定の方法に当てはまらないとき、セクション 2.06 の定めに従う。さらに、スペシャルオリンピックスに参加する資格のある総人数を SOI に報告するために各認定プログラムが使用するデータは、SOI の審査と承認を受ける。

## セクション 5.07 スペシャルオリンピックスの名称とその他の SO マークの使用

各認定プログラムは「スペシャルオリンピックス」の名称をプログラム名の一部としての使用、SO ロゴや SOI がその認定プログラムに許可した SO マークを使う場合、ゼネラルルールと統一基準などに従う。その認定プログラムの活動として第三者に SO マークの使用を許可する場合、認定プログラムはゼネラルルールと統一基準などの定めに従う。上記に該当しない場合、認定プログラムは「スペシャルオリンピックス」の名称や SO ロゴ、その他の SO マークについて次の事項に従う。

### 5. 07(A)

#### SO ロゴの使用

SO ロゴは、必ず、SO ロゴとその認定プログラムの名称を付けるか、並べて表示して使用する。SO ロゴをプログラム名の前か後に付けるとき、グラフィックススタンダードガイドに定める方法で SO ロゴと認定プログラム名を付けるか並べる。SO ロゴを認定プログラム名と並べずに単独で使用、表示してはならない。また、地区組織や第三者に SO ロゴを単独で使用する許可をしてはならない。SO ロゴはそれぞれのプログラム名と一緒に使い、SOI が隨時使用許可するその他のすべての SO マークは、グラフィックススタンダードガイド、ゼネラルルールと統一基準などに従い使用する。SOI の事前の同意なしで認定プログラムは、ロゴ、商標、サービスマーク、デザイン、バッジ、シール、記号などの使用はできない。

### 5. 07(B)

#### SOI の商標登録の認識

認定プログラムは SO ロゴやその他の SO マークが、登録商標か SOI のサービスマークであるかどうかを確かめなければならない。その SO マークが SOI の登録商標の場合、グラフィックススタンダードガイドで定める通り、常に、その SO マークと登録商標記号<sup>®</sup>を続けて表示する。該当の SO マークが登録商標か他の登録していない商標や法律上の SOI サービスマークの場合、グラフィックススタンダードガイドや認定プログラムに通知した文書の通り、認定プログラムは、常にその SO マークを法律上の商標記号(TM)か、もし適用できるならば一般法のサービスマーク記号(SM)と続けて表示する。

### 5. 07(C)

#### 承認の条件

認定プログラムはスペシャルオリンピックスの名称や SO ロゴ、地区組織や第三者に使用を許可したその他の SO マークのデザイン、使用法、表示、複写の表現形式や内容を事前に文書で承認する。地区組織や第三者による使用や複写は、すべて、グラフィックススタンダードガイドと統一基準に従う。

### 5. 07(D)

#### SO ロゴの使用

各認定プログラムは名刺、ニュースリリース、レターヘッド、大会プログラム、年報、旗や垂れ幕、アスリートの名



札、アスリートのユニフォーム、ポスター、パンフレット、スペシャルオリンピックスの参加者やスポンサー、一般に配布する情報や宣伝用の資料などすべての公式スペシャルオリンピックスの資料に名称と一緒に SO ロゴを使わなければならぬないが、文房具はその限りではない。

## 5. 07 (E)

### オフィシャルクレジットラインの使用

すべての認定プログラムが使用するオフィシャルクレジットラインは、次の通りとする。

Created by the Joseph P. Kennedy, Jr. Foundation

Authorized Accredited by Special Olympics, Inc.

(設立準備委員会の場合は、"Recognized by Special Olympics, Inc."とする)  
for the Benefit of Persons with Intellectual Disabilities

オフィシャルクレジットラインは文房具、パンフレット、年報、新聞発表、印刷物、認定プログラムで作成したウェブサイト、映画、スライド、ビデオに明確に表示する。認定プログラムの所管内の放送局が製作放送する番組には、できる限り、テレビジョンクレジットにオフィシャルクレジットラインを表示する。オフィシャルクレジットラインの変更については、グラフィックススタンダードガイドに定める。米国以外の認定プログラムがオフィシャルクレジットラインを使う場合、セクション 9.01 で認める通り「知的障害」(Intellectual Disability/Disabilities)に代え「知的障害」(Mental Handicap)を使うことができる。

## 5. 07 (F)

### その他の方針の遵守

認定プログラムはゼネラルルールと統一基準などに定めるその他の条件に従いすべての SO マークを使用しなければならない。セクション 5.08 に定める大会の宣伝文の表示には、セクション 5.09 のアルコール飲料やたばこ製品と SO マークやスペシャルオリンピックス・プログラムを関係付けることを禁止する。

## セクション 5.08 大会における宣伝文の表示と国旗掲揚の禁止

### 5. 08 (A)

#### アスリートのユニフォームや競技者ナンバーについている宣伝広告

世界大会、地域大会、複数プログラムの大会において、知的障害者の商業的搾取を避けるため、スペシャルオリンピックスの選手が競技中、または大会の開会式、閉会式、表彰式で着用するユニフォームに、商業的名称や商業的メッセージを入れることはできない。大会競技中および開会式・閉会式中に選手およびコーチのユニフォームに表示することができる商業的表示は、製造業者の通常の商業的表示のみである。本第5.08(a)項において、「通常の商業表示」とは、以下のものに限られる:

- (1) シャツ、ジャケット、パンツ、ジャージ、スウェットシャツなど、大きめの衣料品については、1 つの衣料品につき 1 つのロゴまたは商号が認められる。面積が 6 平方インチまたは 38.7 平方センチメートル(例えば、2 インチ×3 インチまたは 5.08cm×7.62cm)を超えない場合は、衣料品 1 点につき 1 つのロゴまたは商号を表示することができる。
- (2) 帽子、靴下、帽子、手袋、ベルトなどの小さな衣料品には、1 つの衣料品につき 1 つのロゴまたは商号を表示することができる。面積が 3 平方インチまたは 19.35 平方センチメートルを超えない場合。
- (3) 一般消費者向けに販売される競技用シューズに製造者によって含まれる名称やロゴを除き、競技用シューズにロゴや商業的名称を表示することは許されない。

### 5. 08 (B)

#### アスリートの他の衣服やアクセサリーに付ける宣伝用シンボルマーク

スペシャルオリンピックス・アスリートが競技、開会式、閉会式の会場以外の大会開催地(トレーニングや練習用の場所)で、スポンサーの企業名や団体名が認識できるが、宣伝効果の無いデザインの入った衣類やトートバッグのようなスポーツ用品でない物の着用を携帯、使用は許される。



## 5. 08(C)

### ボランティアによる宣伝広告の表示

ボランティアは大会や競技会に参加しているときに、スポンサーの企業や団体が認識でき目立つデザインの名称やロゴの入った衣類も小さければ着用することができる。ただし、表示面積は 6 平方インチか約 39 平方センチメートルを超えない。

## 5. 08(D)

### 競技役員による宣伝文の表示

競技役員は大会、競技会やデモンストレーションの会場で開会式、閉会式、競技やデモンストレーションの審判を務めているときに、スポンサーの企業、団体の名称やロゴの入った服などの衣類や装身具などを着用、携帯、使用してはならない。ただし、本項にて許可されている通常の宣伝用シンボルマークは例外とする。他の場合や開会式や閉会式、競技、デモンストレーションの会場以外の大会開催地(トレーニング、練習などの)で、競技役員はセクション 5.08(c)においてボランティアに許可されている物であれば、スポンサーの名前やロゴの入った衣類などを着用、携帯、使用できる。

## 5. 08(E)

### 開会式における宣伝広告の掲示

すべての大会の開会式は、スペシャルオリンピックスの精神と設立理念に鑑み、厳粛かつ楽しい雰囲気の中でアスリートの能力、達成度、勇気を讃える場にしなければならない。SOI の方針のもと、全ての世界大会、リージョナル大会、プログラムゲームの開会式会場でも、スポンサー企業名、商品名や後援者名が認識できるすべての横断幕や看板を掲示することを禁止する。

認定プログラムは上記の横断幕、看板などがスペシャルオリンピックスの雰囲気を損なわず、かつ、セクション 5.08 の定めに反せず、品位を傷つけないものであれば、その掲示を認める。

## 5. 08(F)

### その他の競技会場における宣伝広告の掲示

SOI、LOC、認定プログラムは、競技会場、開会式会場、閉会式会場以外のイベント会場で、ゼネラルルールや統一基準などに従うものである限り、スポンサー企業の後援であることが認識できる横断幕や看板の掲示を認める。

## 5. 08(G)

### 国旗掲揚の禁止

スペシャルオリンピックスは国籍、政治的信条を超越するという活動の原則に則り、いかなる世界大会、リージョナル大会または複数プログラムの大会においても、アスリート、コーチ、認定プログラムの公式代表団のアスリート、コーチ、その他のメンバーによる国旗の掲揚、国歌斉唱その他のパフォーマンスは認めない。ただし、大会組織委員会は、開会式、閉会式、表彰式並びに競技会場において、世界大会またはリージョナル大会で競技を行っている国の国旗及び大会開催国の国旗を掲揚することができる。

## 5. 08(H)

### フェイスペインティングの禁止

スペシャルオリンピックスのアスリート、コーチ及びボランティアは、競技、大会、開会式、閉会式の間、または表彰会場、祝勝会においてフェイスペインティングを行ってはならない。本禁止事項は、宣伝文および国旗のフェイスペインティングの禁止も含む。

## 5. 08(I)

### 道化師

スペシャルオリンピックス、大会組織委員会、または認定プログラムは、オリンピック村でのエンターテインメントイベントにおいて道化師の参加が制限され、競技、大会、開会式、閉会式の間、または表彰会場、祝勝会においてはその登場及び参加が禁止されていることを徹底する。

## 5. 08(J)

### マスコット

スペシャルオリンピックス、大会組織委員会、または認定プログラムは、マスコットが競技及び大会の間、選手宣誓、国旗掲揚、及び開会式や閉会式の聖火台点灯など特定のイベントにおいて、品位を守るよう徹底する。マスコットは、アスリートの表彰の後で祝福する以外の目的で表彰式に参加することはできない。



## セクション 5.09 アルコール、大麻、ベイプ、タバコについての方針

### 5. 09(A)

#### アルコール飲料とタバコ製品の使用について

いかなる認定プログラムも、スペシャルオリンピックスのトレーニング会場や競技会場内でのアルコールの飲用、タバコの喫煙、大麻の使用を認めない。

### 5. 09(B)

#### アルコール飲料とタバコ製品へのスペシャルオリンピックスの名称、SO マーク併記の禁止

いかなる認定プログラムも「スペシャルオリンピックス」の名称、SO ロゴ、その他 SO マークを下記の企業や製品の名称、商標と併記して、あるいは関連付けて公の場に表示することを認めない。

(1) いかなる認定プログラムも、「スペシャルオリンピックス」の名称、SO ロゴ、または他の SO マークを、公的に、または目に見える形で、名称または SO マークと結びつけ、または関連付けることを許可してはならない。他の SO マークを、以下の企業名または商標と公的にまたは目に見える形で結びつけたり、関連付けたりしてはならない。タバコ製品、VAPE 製品の製造業者または大麻製品の製造業者もしくは販売業者。

(2) すべてのアルコール飲料、アルコール飲料の製造及び販売企業

### 5. 09(C)

#### 許可される事項

前項 5.09(b)の禁止事項は、認定プログラムによる次の行為や許可を妨げるものではない。

- (1) いかなる方法でも、認定プログラムが公表、支持、公認していない、いわゆる匿名による寄付金の授受。(税金の申告や公的機関の税務監査に必要な書類作成や、寄付金の出所を明示することはこの限りではない。)
- (2) タバコ製品、ベイプ・大麻製品やアルコール飲料の製造及び販売企業であっても、「スペシャルオリンピックス」の名称、SO ロゴ、他の SO マークをタバコ、アルコール飲料以外の製品名に使用した宣伝をすること。
- (3) 「スペシャルオリンピックス」の名称、SO ロゴ、SO マークを、商品、商品名を表に出さずにアルコール飲料・ベイプ・大麻製造またはタバコの製造、販売会社の社名と共に表示すること。ただし、この場合、社名にアルコール飲料またはタバコのブランド名や一般的な名称を併記しない。

### 5. 09(D)

#### SOI からの必要な指針の受け入れ

認定プログラムはタバコ製品や、アルコール飲料関連企業から寄付や後援を受けるにあたり、少しでも疑問があるとき、SOI の指導と許可を受けるために連絡を取るようにする。この件に関して、SOI は認定プログラムに対し最終決定権と拘束力を持つ。

## セクション 5.10 規則遵守

各認定プログラムはスペシャルオリンピックス・プログラムの活動と運営に当たり、次に示す事項に限らず、その活動に関するすべての法律、規則に従い、その権限の範囲内で活動するものとする。

- (a) NPO の社会的立場の認識にもとづく管理
- (b) 所得、給与所得税その他の納税義務と課税免除を受ける条件の整備
- (c) 収入と支出の報告
- (d) 資金調達活動（チャリティー活動と理念にあう販売促進活動を管理する法律、規則など）



- (e) 会計監査、公的機関への提出に必要な財務帳簿の作成とその他の会計報告書の作成
- (f) 情報の公開
- (g) 健康と安全
- (h) 職員の採用と解雇
- (i) 職員の採用と認定プログラムの活動に際しての差別の禁止と機会均等
- (j) ボランティア活用の手続きと方針の制定

## セクション 5.11 ボランティア活動指針の遵守

SOI はベータービジネス局のような特定のチャリティモニターグループが米国で公にしている NPO 活動と資金活動指針を遵守する（総称して「ボランティア活動指針」。）認定プログラムも同様に、NPO の倫理的で能率的な運営を監督し、展開していくため、米国以外で公布するボランティア活動指針をそれぞれの権限内で遵守する。SOI の方針は、すべてのスペシャルオリンピックス・プログラムによる、責任能力のある運営管理、財務責任、公的責任、倫理的な募金活動を促進するため、米国内外の同様のボランティア活動指針を遵守する。ただし、これを守ることにより認定プログラムが統一基準を侵すときはこの限りではない。

## セクション 5.12 第三者との契約

認定プログラムはその資金活動と認定プログラムに対して資金援助やサービスを提供するスポンサー企業、その他第三者と契約を締結する際、第7条に定める条項を遵守する。いかなる認定プログラムにおいても、第三者との間で、スペシャルオリンピックスの名称またはロゴを第三者が使用するライセンスを包含する契約を結ぶことはできず、認定プログラムの認可が SOI により無効、拒否、保留された場合でも、第三者が認定プログラムや SOI から書面による通知を受け取った時点をもって、認定プログラム側に違約金等の支払い義務が生じないことを契約書に明示されない限り、認定プログラムの許可期限を越える契約を結ぶことはできない。

## セクション 5.13 利害対立の回避

スペシャルオリンピックス運動の名誉と信頼性を守るため、SOI とすべての認定プログラムは、その理事会役員、エグゼクティブ／プログラム・ディレクター、執行役員、委員会委員、職員全員を含め、個人の金銭的利害、あるいは個人的関係のある企業の利害と、各人が所属するスペシャルオリンピックス組織との利害の対立を回避するよう充分に留意する。これにより、すべての認定プログラムは、スペシャルオリンピックスを社会的批判に追い込み、その名誉を損なう現実の利害対立を避けるだけでなく、利害対立に発展する恐れのある潜在的対立も避ける義務を負う。この要件を満たすため、潜在的対立のすべてについて、関係理事会に対し、全容を迅速に報告し、早期解決を図るものとする。万一、スペシャルオリンピックスの役職員が、ある特定状況の潜在的利害対立の可能性に疑問を抱いた場合、本項に定めた潜在的対立の報告に従い、直ちにその真偽を明らかにしなければならない。

## セクション 5.14 財務と保険

すべての認定プログラムは、第8条の資金、会計報告、認可料、保険についての要件を遵守する。

## セクション 5.15 行動規範

SOI は、アスリートとコーチの行動規範を定め、これを採択した。さらに、SOI はスペシャルオリンピックス運動参加者の具体的活動内容の行動規範を定める権利を持つ。SOI はすべての認定プログラムに対して、この行動規範を書面により速やかに通知し、これにより認定プログラムの運営、方針、活動を変更しなければならないとき、必要な実施準備期間を与える。通知と実施準備期間経過後（期間は SOI が決定する）、各認定プログラムは認定の取得、あるいは維持の条件として SOI が採択した行動規範を遵守し実践する義務を負う。

## セクション 5.16 セーフガード

### 5. 16 (a)

#### 性的虐待、いじめ、その他の有害、攻撃的、又は望まない接触からの競技者の保護 接触

SOI は、スペシャルオリンピックスのアスリート、ボランティアやスタッフなど他のスペシャルオリンピックス関係者の保護に関する方針を文書化し、採択している。



およびボランティアやスタッフなどのスペシャルオリンピックス関係者を性的虐待から保護することに関する方針を文書化し、採択している。

いじめ、その他の有害で、望まない、または攻撃的な接触から スペシャルオリンピックス選手およびボランティアやスタッフなどのスペシャルオリンピックス関係者を保護するための方針を定めています。すべてのスペシャルオリンピックス・プログラム は、その管轄区域の法的要件と一致する方針と手順、報告要件を実施することが求められる。

すべてのスペシャルオリンピックス・プログラムは、スペシャルオリンピックス・プログラム認定の要件として、管轄区域の法的要件に合致し、ベストプラクティスに合致した方針と手順、報告要件を実施することが求められる。

すべてのスペシャルオリンピックス・プログラムは、スペシャルオリンピックスのアスリート、スタッフ、ボランティア、ステークホルダーが、スペシャルオリンピックスのイベント期間中 や活動中、関係者は常に保護される。

#### 5. 16 (b)

##### デジタルおよびソーシャルメディア

SOI は、技術と通信の進歩により、多くの新しい形の社会的交流が可能になったことを認識する。

データ、記録、写真、ビデオ、メッセージを共有することができる。性的 性的、脅迫的、いじめ的、またはその他のメッセージ、写真、ビデオ、および/またはチャットを送信することは、どのような形であれ許可されていません。送信者、受信者ともに法的処罰を受ける可能性があります。また、スペシャルオリンピックスの活動や組織から永久に追放されることもあります。

#### 5. 16 (c)

##### 制裁

SOI は、ボランティア、スタッフ、アスリート、ユニファイド・パートナー、または利害関係者が本規定に違反した場合、直ちにその活動を停止することを要求する権限を有する。

セクション 5.16 に記載された行為を行ったユニファイド・パートナー、または関係者。

## 第6条 スペシャルオリンピックス・プログラムの認定

### セクション 6.01 認定の目的

SOI は、SO 運動の全世界での質の確保と拡大を実現するために SO プログラムを認定する。認定は、すべての認定プログラムが SO 使命の核心である重要要件や最低限の運営や財務の要件を満たしていることを確認する手法である。

### セクション 6.02 権限

本条の定めにより認定プログラムの資格を認められた組織、または設立準備委員会の承認を受けた組織のみが次の事項を行うことができる。

スペシャルオリンピックスの組織、または、プログラムであることを外部にアピールすること

スペシャルオリンピックスの名のもとでの資金活動すること

プログラムの名称の一部として「スペシャルオリンピックス」の名称と、SOI が認定プログラムに使用許可を与えるすべての SO マークをそのプログラムや活動の実施において使用し、第三者に使用を許可すること

### セクション 6.03 認定授与の権限

SOI のみが、創立委員会またはその他のプログラムに対して、認定を与えることも保留することもできる。SOI は、認定プログラムの認定を一時停止または取り消す唯一の権限を有する。SOI は また、第 6.15 条および第 6.21 条 (d)に基づき、サブプログラムの認定を一時停止または取り消すことができる。SOI が第 6.15 条および第 6.21 条 (d)に規定するサブプログラムの認定を一時停止または取り消す権利を有することを条件とする。第 6.21 条(d)に規定されるサブプログラムの認定を停止または取り消す権利の下で、認定プログラムは、第 6.15 条および第 6.21 条(d)に従い、サブプログラムに初回認定または更新認定を与えるかどうかを決定する責任を負う、サブプログラムに初回認定または更新認定を与えるかどうかを決定する責任を負う。



## セクション 6.04 認定証書

SOI が認定を与える場合、SOI は認定証明書を認定プログラムに発行する。SOI による認定は、書面により、本一般規定の要件に基づいて行われるものとする。

## セクション 6.05 認定基準

SOI は、認定基準を隨時設置、改訂しなければならず、プログラムが遵守し、目標達成を容易にできるように、SOI もまた容易に実証できるように簡素化すべきである。SOI は、SO 運動の発展や拡大を反映し、隨時認定基準を改訂することができる。

## セクション 6.06 認定基準の変更

SOI は、認定基準を隨時改訂することがあります。このような改訂は、一般規則の改正とは見なされないものとする。特異な場合を除いて、SOI は、認定基準の改訂について、少なくとも 6 か月前に書面で通知し、変更の影響を受ける認定プログラムに対して、改訂された認定基準を満たすために必要な措置を講じる合理的な機会を提供する。ただし、例外的なケースとして、SOI が改訂された認定基準を迅速に実施することがスペシャルオリンピックスの最善の利益であると判断した場合、SOI はすべての認定プログラムに通知し、認定プログラムが改訂された認定基準を満たす必要がある日付をその通知に明記する。指定された日付は、SOI が適切とみなし、その通知に指定されている場合、認定期間の長さに関係なく、すべての認定プログラムに適用される場合があります。

## セクション 6.07 認定の時期と期間

### 6. 07(A)

#### 事業年度

SOI は通常認定プログラムの認定を暦年に基づいて行う。認定プログラムは、6.07(d)に従い、暦年に基づいて地区組織に認定を与えることができる。認定は暦年のどの時点においても効力が発生するが、暦年末において期限切れとなる。

### 6. 07(B)

#### 認定期間

SOI は(認定の保留や停止に関する権限により)、1年またはその一部の期間から 2 年まで間の新規や更新の認定期間を定める。SOI は認定プログラムの認定期間を新規、更新認定証書に明記する。

### 6. 07(C)

#### 条件つき認定

SOI は、条件を満たす期限を含んだ条件に基づき認定を行う(条件付き認定)。認定プログラムが期限までに条件を満たさなかった場合、期限日の時点で SOI の承認がない限り、抗議の権利は行使されず、当該プログラムの認定は自動的に消滅する。

### 6. 07(D)

#### 地区組織の認定期間

プログラムが認定を失った場合、プログラムによって認定されたサブプログラムの認定は、SOI またはその指定機関の権限に戻ります。SOI は、新しいプログラムが認定され、サブプログラムの認定権限が認定プログラムに復帰するまで、サブプログラムの認定をキャンセル、更新、または延長する権限を持ちます。

## セクション 6.08 新規認定と更新の申請

### 6. 08(A)

#### 申請書の記載事項

認定を申請するプログラムまたは設立準備委員会は、SOI の所定の書類(「認定申請書」)で申請をする。その際、認定証書の記載も含み申請する。認定申請書には、準備委員会の代表者または認定プログラムの理事長が署名する。SOI が認定を行う場合、準備委員会が提出する申請書は、準備委員会の設置認可の書類、認可を要請する組織関係の書類を添付する。認定プログラムが提出する書類には、SOI が最終的に審査、承認した後はその認定プログラムの組織に関する書類が未変更である旨の理事会の文書を添付しなければならない。



## 6. 08(B)

### 時期

SOI が別途許可しない限り、認定の更新を求める各認定プログラムは、その認定プログラムの既存の認定が期限切れになる暦年中に SOI が随時定めた日までに、記入済みの認定申請書を SOI に提出し、翌暦年の 1 月 1 日に認定を取得する必要があります。この期限を守れない認定プログラムは、プログラムの認定が期限切れになる日の少なくとも 30 日前に、書面による延長リクエストを SOI に提出する必要があります。正当な理由がある場合、SOI は代替の期限を設定する場合があります。

## 6. 08(C)

### 申請書類の未提出

認定プログラムが本第 6.08 条に従って完全な認定申請書を提出しなかった場合、当該認定プログラムの認定は、そのプログラムの現在の認定期間または第 6.08 条(b)に従って SOI が付与した延長のいずれか遅い方の終了時に自動的に失効し、SOI が別途許可しない限り、異議を申し立てる権利はない。認定プログラムは、認定プログラムの認定が期限切れになつたことを示す SOI からの通知に対して異議を申し立てる権利を有しないものとする。

## セクション 6.09 認定許可証申請

### 6. 09(A)

#### 要件

各認定申請書には、最初の認定または更新された認定のいずれであっても、申請者が一般規則を受諾し、遵守していることを証明する認定申請書を添付するものとする。各申請者の認定申請書には、理事会/プログラム委員会の委員長が署名するものとする。SOI は、認定ライセンスを適切に完了し、署名していない申請者に対して、認定を付与または更新しません。

### 6. 09(B)

#### 認定申請書の様式の変更

SOI は、認定申請書をいつでも改訂することができ、そのような変更があつた場合は、認定プログラムに速やかに書面で通知するものとする。例外的な場合を除き、SOI は、認定申請書に準拠している認定プログラムに対して、その時点での認定期間中に、改訂された認定ライセンスの要件を満たすために、その構造、運用、またはプログラムを変更することを要求しません。むしろ、SOI は通常、認定プログラムに対して、SOI が改訂された認定申請書を採択した後の次回の認定申請の一部として、改訂された認定申請書に署名して提出することを要求する。

## セクション 6.10 SOI による認定申請の審査

### 6. 10(A)

#### 設立準備委員会による認定申請に対する審査

設立委員会による認定申請の審査 SOI は、設立委員会からのすべての認定申請を速やかに審査し、申請者に書面で通知することにより、当該申請を認めるか否かを決定する。このような認定申請に対する SOI の決定は最終的なものであり、不服申し立てはできないものとし、SOI が予定する次回の認定サイクルの前またはその期間中に行われるものとする。認定を拒否された設立委員会は、SOI の事前の書面による承認を得て、後日 SOI に新しい情報または追加情報を提供するために、修正した認定申請書を再提出することができる。

### 6. 10(B)

#### 認定承認

SOI は、独自の裁量により、第 6.07 条(c)に基づく条件付き認定を付与することができる。SOI は、第 6.07 条(b)に従って指定された期間の認定を付与するか、第 6.22 条に従って権利放棄を付与するものとする。

## セクション 6.11 認定地域

SOI は、各認定プログラムの管轄権を決定するものとする。ほとんどの場合、認定プログラムの管轄区域は地理的および政治的であり、国や州、州や都市を定義する境界など、既存の地政学的な境界を反映しています。SOI は、SOI が認定を付与または更新する際に、各認定プログラムの管轄区域を書面で特定する。適切な場合、SOI は、特定の地理的または政治的領域内で複数の認定プログラムを指定する権利を留保する(たとえば、1 つの国または州に対して複数の認定プログラム)。このような決定を下すにあたり、SOI は、当該法域内で運営されている既存の認定プログラムの意見を考慮し、当該既存の認定プログラムに対し、その管轄区域に新たな認定プログラムを追加し、1 つ以上のプログラムを組み合わせるという SOI の決定を実施するための運営を再構築するための合理的な期間を提供するものとする。1 つの既存の認定プログラムの運営を 1 つ以上の新しい認定プログラムに分割



したり、1つ以上の既存のプログラムを組み合わせたりすること。

## セクション 6.12 認定プログラムの義務

各認定プログラムと各理事会は、認定申請と承認、認定証明書に署名することで、SOI をスペシャルオリンピックスについてのすべての法的最終権限を持つ機関として認め、さらに、認定条件、ゼネラルルールと統一基準などによる認定プログラムの業務遂行の全責任を持つ機関であることを承認したこととなる。

## セクション 6.13 認定プログラムの権利

ゼネラルルールに従って、認定プログラムは、その認定期間中、次の権利を持つ。

### 6. 13(A)

#### SO マーク使用の許可

各認定プログラムは認定プログラムの名称と繋げて「スペシャルオリンピックス」の名称の使用許可、SO ロゴマーク、SOI がその都度指定するその他の SO マークの使用許可が与えられ、所管地域内での知的障害のある人たちのトレーニング、大会の企画、経済的支援、運営を行う。

### 6. 13(B)

#### スペシャルオリンピックス・プログラムの権限

SOI は各認定プログラムが所管内で認定を受けた SO プログラムとして維持する権限を与える(認定プログラムがサブプログラムに与える管轄権を条件とする)。この権限は、各認定プログラムにその所管内で以下の権利と権限を与え、ゼネラルルールに従い行使される。

- (1) 認定プログラムの名称と SO マークの使用許可と、第三者の使用、複製の認可
- (2) SO のトレーニングと大会の企画、運営、主催など
- (3) アスリート・リーダーシップの養成プログラムなど SOI の諸プログラムの実施
- (4) これらの目的達成のため、認定プログラムの名による資金活動
- (5) 所管内の特定地区におけるサブプログラム(地区組織)の設立と認定
- (6) 認定プログラムがラジオ、テレビ放送その他の関係機関に対し、その所管内の大会を撮影、録画する許可とその録音、録画(セクション 4.17(a))を認定プログラム所管内で放送する許可
- (7) スペシャルオリンピックスの各委員会委員の選出、職員の雇用、人事組織などの決定
- (8) スペシャルオリンピックス・プログラムの展開と実施のために、SOI の公式刊行物や情報の送付を受け、スペシャルオリンピックスの会議へ参加、SOI から経済的支援を受けるための適性などについて SOI から助言と指導を受けること

### 6. 13(C)

#### 所管外でのプログラムの権利

認定プログラムは、ゼネラルルールに従い、その所管外において行使する権利及び権限が以下の通り与えられる。

- (1) 世界大会、リージョナル大会に代表(公式、非公式)派遣の出場枠を受ける資格
- (2) ゼネラルルールにより開催するリーダーシップカウンシルやその他の諮問委員会に代表者を参加させ、統一基準の展開に直接 関与し、意見具申の機会を持つ

## セクション 6.14 認定プログラムの義務不履行に対する SOI の処分

ゼネラルルールと統一基準などに違反した場合、SOI は、認定プログラムまたは第三者に対して制裁を加える、SOI が適切と認める改善策を施す権限を有し、法律の範囲内で処分することができる。SOI がゼネラルルールと



統一基準などを遵守させる権限には制限なく、認定プログラムの認可の一時停止、取消し、拒否すること、その他、ゼネラルルールで定める処分などがある。

## セクション 6.15 処分の理由

### 6. 15(A)

#### 処分の理由

(b)で定める事項を除き、SOI は認定プログラムがゼネラルルールと統一基準などの定めを遵守していないと判断したとき、SOI はセクション 6.20 で定める処分の一部またはその全部を課すことができる。第6条に基づき自動的に無効あるいは期限切れとなった認定は、セクション 6.15 から 6.18 の項目に基づく処分や異議申し立ての対象から除かれる。

### 6. 15(B)

#### 認定プログラム認定の取消しと拒否の理由

本第6条に規定されている認定プログラムを認可するSOIの一般的な権限にかかわらず、SOIは、以下の決定(以下「取り消しの根拠」)を1つ以上下さない限り、認定プログラムの認定を取り消したり、更新を拒否したりしないものとする。

- (1) 認定プログラムが、本一般規則、影響を受ける認定プログラムの認定基準および認定ライセンス、またはその他の統一基準に概説されている認定プログラムとしての重大な義務を遵守していないこと。
- (2) (a)スペシャルオリンピックス・プログラムに関与する個人の健康または安全が危険にさらされる状況が存在する。  
(b) 認定プログラムが違法行為に関与した兆候がある場合。  
(c) 認定プログラムが、認定プログラム、スペシャルオリンピックス・ムーブメント(SOI)の財務的完全性または評判を危険にさらす可能性のある問題で行動し、これらの状況が SOI、スペシャルオリンピックスの選手、スペシャルオリンピックス・ムーブメント、または SOI の認定プログラムのいずれかに重大な損害を与える可能性がある場合、できるだけ早く排除または是正しない場合。  
(d) プログラムの取締役会が、SOI によって特定されたプログラム資産およびプログラムのガバナンスおよび監督を提供する義務を怠った場合  
(e) SOI の独自の裁量により、セクション 6.18 認定の緊急停止に基づく認定の即時緊急取り消しを必要とする状況が存在すること。
- (3) 認定プログラムがその認定基準を満していないとき

## セクション 6.16 処分の手続き

### 6. 16(A)

#### 処分警告通知

SOI が処分と認定取消し、または、そのいずれかを実施しようとするとき、SOI は当該認定プログラムにこれを通知する(処分警告通知)。この通知は当該認定プログラムの理事会理事長に送付し、写しをエグゼクティブ/プログラム・ディレクターに送付する。これには、認定プログラムは、通知を受けた日から 30 日以内に請求に対して回答し(プログラムによる回答)、回答できない場合は処分が課される。処分警告通知は、処分と認定の取消し、または、そのどちらかの理由と業務上の不備と不履行、統一基準の違反を要約し明示しなければならない。SOI は、認定プログラムに SOI が課す処分の内容を明示する。しかし、処分警告通知は、SOI が何らか認定取消しの理由があると判断認定の一時停止、拒否を検討している旨、または取消を検討している旨を具体的に伝えなければならない。

### 6. 16(B)

#### 認定プログラムから返答のないとき

認定プログラムが、30 日以内に回答しなかったとき、SOI が提出した処分警告通知は、30 日の有効期限をもつて自動的に最終処分通知となる(最終処分通知)。もし、処分警告通知に処分を示さないのであれば、SOI は認定プログラムに決定した処分を明示した異議申し立ての出来ない最終処分通知を 30 日の回答期間内に提出しなければならない。認定プログラムが取消し理由を明示し、処分通知に対して回答しなかった場合、さらに SOI が当該



認定プログラムに対しプログラム認定の一時停止、認定取消し、拒否を検討している旨を明示し、さらに認定プログラムの返答が30日の返答期間中に行われない場合、セクション6.17に従い、その処分警告通知は自動的に最終認定取消し通知となる。

## 6. 16(C)

### プログラムからの回答の内容

SOIが提出する処分警告通知に対する回答は前項セクション6.16(a)およびで定めるように、SOIに30日以内に英文による文書で提出しなければならない。また、以下いずれかまたは両方について認定プログラムは明確な理由を説明しなければならない。

- (1) 申し立てられた処分または認定取消の理由を認めない
- (2) 処分と認定取消しの理由を既に改め、排除しており、または近い将来、改め、排除できると考える。または、認定プログラムが証明するその他の理由で、最終的にSOIは処分すべきでないとする理由を回答の中に具体的に記さねばならない。認定プログラムが改善策を提案する場合は、その具体的な計画とそれに必要な推定日数を回答に記す。回答は申立ての処分理由とそれが適切かどうかについて、または、違反の事実と処分申立ての両方に対し異議をとなえることができる。

## 6. 16(D)

### SOIによる回答の検討

プログラムからの回答を受けてSOIは30日以内に、その回答を検討し文書にて認定プログラム宛に返答する。回答を検討した結果

- (1) 処分の警告通知を撤回することができる。
- (2) また、SOIは認定プログラムが引き続き改善の手続きがとれるように、処分警告通知の最終決定を延長することができる。その場合、SOIは認定プログラムに改善に必要な方法とそれにかかる日数を文書で明確にする。
- (3) さらに、SOIは次の(e)処分最終通知、または、必要ならば下記セクション6.16(f)認定取消し最終通知を送付する。SOIは、自身の裁量により、認定プログラムが行うまたは提案する改善策の受理の可否を決定する。

## 6. 16(E)

### 処分最終通知

プログラムの対応を検討および検討した後(および該当する場合は、上記第6.16条(d)に基づくSOIの許可を得て認定プログラムが講じた是正措置を評価した後)、制裁の根拠が引き続き存在するとSOIが判断した場合、SOIは認定プログラムに制裁の最終通知を送付するものとする。制裁の最終通知は、影響を受ける認定プログラムの取締役会/プログラム委員会の委員長に宛てて送付し、そのエグゼクティブ/プログラム・ディレクターにコピーするものとする。制裁の最終通知には、制裁が課せられる性質と理由を説明するものとする。制裁の最終通知は、SOIが発行した日から30日後に発効するものとする。ただし、その30日以内に、影響を受ける認定プログラムが第6.16条に従ってSOIに最終制裁通知の書面による不服申し立てを提出しない限り、制裁の最終通知は発効する。

## 6. 16(F)

### 取消し最終通知

プログラムからの回答を検討し、当該リージョナルリーダーシップカウンシルから任命された、取消手続きと利害関係を持たない者と協議した結果(できれば、上記セクション6.16(d)に従いSOI認定の認定プログラムによる改定案の検討の結果)、取消し理由がなああるとSOIが判断したとき、SOIは認定プログラム理事会と理事会CEOに、認定取消し最終通知を送付する。さらに、認定の取消し理由または拒否理由を明記する。また、プログラムからの回答と、取消し警告通知に伴い認定プログラムが提出した改定案が、認定プログラム認定の維持、継続するのに十分でないとSOIが判断するとき、その理由を明記しなければならない。SOIの認定取消し最終通知は、その送付30日経過後その効力を発する。その期限内に当該認定プログラムは、セクション6.17に従い抗議文書を提出することができる。



## セクション 6.17 異議申立ての手続き

処分最終通知と認定取消しの最終通知を受けた認定プログラムは、セクション 6.17 に定める手続きに従い SOI の決定に異議申立てすることができる。

### 6. 17(A)

#### 異議申立て文書の提出

認定プログラムは、制裁または取消しのプロセスに関連して、不服申し立てを1回のみ行うことができる(以下「プログラム不服申し立て」といいます)。本プログラムの控訴は、SOI が制裁の最終通知または取消の最終通知を発行するまで提起することはできない。プログラムアピールは、書面(英語)で提出し、認定プログラムの取締役会/プログラム委員会メンバーの過半数によって承認され、SOI の最高経営責任者および SOI の会長に提出されるものとする。プログラム不服申し立ては、制裁理由または取消し事由に記載されている違反またはその他の要素の存在、SOI の制裁最終通知または取消通知で特定された制裁の適切性、または取消しの理由と制裁または取消の最終通知で特定された制裁の両方に対して異議を唱えることができる。

### 6. 17(B)

#### アピール委員会の規模と構成

プログラムからの申立ては、SOI 会長が任命する SOICEO、その他 4 人、計 5 人の委員からなる委員会(アピール委員会)で審議する。アピール委員会の構成は、SOI の会長(もしくは、会長が任命した人物)、SOI 理事会理事から 1 人、IAC または、広域指導者会議の現または元委員最低 1 人、スペシャルオリンピックス組織内、即ち、アスリートかその家族、または、コーチの中から少なくとも 1 人の代表により構成する。SOICEO は異議申立てが提出されてから 10 日以内にアピール委員会の委員を任命し、速やかに当該認定プログラムに対しアピール委員会の各委員の身分を知らせなければならない。SOI はセクション 6.17 に従い、CEO の判断でアピール委員会を常任委員会とするか、また、プログラムからの申立てを個別に審議するための特別委員会とするか決定できる。

### 6. 17(C)

#### アピール委員会による検討

申立ては 5 人の委員で構成するアピール委員会の多数決で決定する。認定プログラムが申立て文書の中であらかじめ要求しているとき、アピール委員会は当該認定プログラム理事会の申立て文書を直接討議する機会を設けなければならない。その場合、会議に出席する代表者の旅費その他の経費は、認定プログラムが負担する。アピール委員会はその責任において、認定プログラムに対し申立て文書の補助資料の提出、または、その決定に際して、アピール委員会の具体的な重要質問事項の回答を要求することができる。当該認定プログラムは抗議文書を審議するため、上の要請に協力しなければならない。

### 6. 17(D)

#### アピール委員会による決定

アピール委員会は SOI が抗議文書の受理後 60 日以内に、その決定を下さなければならない。しかし、SOI と当該認定プログラムの双方が、それ以上の時間が必要であると同意し、これを文書でアピール委員会に伝えた場合はこの限りでない。アピール委員会は決定理由を文書で伝え、その決定は SOICEO、当該認定プログラム理事会の双方に速やかに知らされなければならない。申立て文書の検討の結果、アピール委員会が下した決定は、SOI に対するアピール委員会の正式勧告であり、SOI が取るべき最終的行動である。アピール委員会が申立て文書を却下した場合、SOI が提出した処分最終通知、または、認定取消し最終通知が適用され、アピール委員会の決定から 10 日経過後その効力を発する。しかし、アピール委員会が申立て文書に同意して従い、SOI に対しての処分最終通知または、認定取消し最終通知を撤回するよう、または、要求した処分を当該認定プログラムに課すことを控えるよう勧告した場合、SOICEO はアピール委員会の決定を受けてから 5 日以内に、アピール委員会の勧告に対する受諾または拒否を文書で伝える。SOI がアピール委員会の勧告を受諾した場合、処分または取消し最終通知は速やかに撤回され、それは認定プログラムに対し文書で通知する。しかし、SOI がアピール委員会の勧告を拒否した場合、SOI はその決定を速やかに当該認定プログラムに文書で通知する。それに従い、処分と認定取消しの最終通知(そのいずれであっても)は、SOI がアピール委員会の勧告拒否を文書で通知した日から 10 日 経過後にその効力を発する。

## セクション 6.18 認定の緊急停止

本第 6 条の他の規定にかかわらず、SOI、その認定プログラム、または影響を受ける認定プログラムの管轄区域内でのスペシャルオリンピックス・プログラムの実施に対する即時かつ重大な損害を防ぐために合理的に必要であると SOI が判断した場合、SOI は書面による認定の一時停止(以下「緊急停止通知」)を発行することができる。



認定を緊急に停止するかどうかの決定は、SOI の最高経営責任者または会長が行うものとし、影響を受ける認定プログラムのエグゼクティブ/プログラム・ディレクターおよび取締役会/プログラム委員会の委員長が受領した時点で有効となる。緊急停止通知には、緊急停止の具体的な理由を明記するものとする。影響を受けるプログラムが緊急停止通知を受領した場合、認定プログラムは直ちに第 6.19 条を遵守するものとする。緊急停止通知は、SOI が撤回するまで、または第 6.16 条に規定されているように SOI が最終取消通知を発行するまで効力を有するものとする。影響を受ける認定プログラムは、影響を受ける認定プログラムが最終失効通知を受け取った後にのみ、セクション 6.16 に概説されているプロセスを通じて緊急停止通知に異議を申し立てることができる。影響を受ける認定プログラムは、SOI が影響を受ける認定プログラムに書面で通知することにより緊急停止を撤回しない限り、有効な認定を回復することはできない。

## セクション 6.19 認定停止／の処置

認定プログラムの認定が緊急認定取消しや停止、保留となったとき、または、さらに何らかの理由により、ゼネラルルールによって認定が拒否されたとき(個人、団体共「認定の停止」) SOI と認定プログラムは、次の項目を守らなければならない。

### 6. 19(A)

#### SO マーク許可権の停止

認定の終了の発効日には、認定プログラムの認定ライセンス(「スペシャルオリンピックス」の名称、SO ロゴ、SO マーク、その他 SOI が所有するすべての著作物またはその他の知的財産を使用する権利および権限を含む)は、SOI によるさらなる通知または措置なしに、直ちに終了するものとする。認定ライセンスに従って付与された権利および権限の終了は、認定プログラムが一般規則に従って締結した第三者に対する合法的かつ未解決の契約上の義務の履行を免除するものではない。

### 6. 19(B)

#### スペシャルオリンピックス活動と活動組織の終結

認定終了の効力が発した時点で、当該認定プログラムは直ちにすべての活動を取りやめ、スペシャルオリンピックスの資金活動も差し控える。また、SOI が必要、適格と認めた活動運営のみをその監督、承認のもとで行う。

### 6. 19(C)

#### SOI との協力

認定が終了した場合、影響を受ける認定プログラムは、その管轄区域における新しい認定プログラムの SOI による認定を促進するために、SOI が合理的に要求する可能性のあるあらゆる措置を速やかに講じるものとする。このような措置には、影響を受ける認定プログラムがスペシャルオリンピックスとの提携を通じて取得したすべての資金、現物寄付、動産、知的財産、その他のあらゆる種類の資産が、スペシャルオリンピックスの組織および実施に関する SOI の指示に従って、その管轄区域内で利用可能になることを保証するために合理的に設計された措置が含まれるものとする

### 6. 19(D)

#### SOI 選択権の行使

SOI は、認定の終了前または終了後に、必要に応じて裁判所の命令により、本一般規則およびその他の統一基準に基づく認定プログラムの義務について特定の履行を得る権利、または適用法に基づき SOI が利用できる同等の衡平法上の救済または法的救済を求める権利を有するものとする。さらに、SOI は、適用法に基づき SOI が利用できるあらゆる救済策を追求することにより、「Special Olympics」の名称、SOI が所有するその他の SO マーク、著作権、その他の知的財産の使用に制限を課す権利を有するものとする。認定プログラムの認定を一時停止、取り消し、拒否しない、またはその他の制裁を課さないという SOI の決定は、SOI が認定を一時停止、取り消し、または拒否すること、または後でそのような制裁を課すことを妨げるものではない。さらに、特定の制裁を課さないというそのような行動を正当化する状況下での SOI の決定は、SOI が適用法の下で SOI が利用可能な他の法的または衡平法上の救済措置を追求したり、SOI が追求したり、追求することを妨げる権利を SOI が放棄したことを意味するものではない。

## セクション 6.20 SOI ができる制裁措置

### 6. 20(A)

#### 制裁措置の検討と実行にあたっての SOI の権限

SOI が、処分の理由があると確定した場合、第 6 条に従い、認定プログラムに課す処分内容と期間を決定する。



しかし、ゼネラルルールや適用法の範囲内で、SOI は幅広い自由裁量で処分内容を決めることができる。SOI は次のことやこれに準じる事項を考慮に入れる。

- (1) プログラムの作為または不作為の程度と期間
- (2) その認定プログラムの今までの協力の度合い(または、協力の欠如)
- (3) アスリートの健康やその福祉が処分によりこうむる危険の度合い  
処分により他の認定プログラムの法的利益を危うくしないか
- (4) 認定プログラムの手の届かない所でやむを得ない状況で処分の対象が発生したとき
- (5) 指摘された違反事項を改善するため、誠意のある努力が認定プログラムにより示されたとき認定プログラムが運営継続すると同等の努力を処分に対し示したとき
- (6) 認定プログラムに将来起こりうる違反を阻止させるために強い態度を示す必要があるとき
- (7) 同様の違反が将来起こらないよう、すべての認定プログラムに強い態度で望む必要があるとき

## 6. 20(B)

### SOI の行う処分の種類

SOI は、処分の理由があることを確定した場合、認定プログラムに次の処分の一部または全部を SOI の裁量の範囲内で課すことができる。但し、裁量の範囲は限定されるものではない。

- (1) SOI の裁量により、自らの作為または不作為により、認定要件および本一般規則を遵守しなかった者、またはアスリートの安全と健康、プログラムの財政、スペシャルオリンピックスの組織の評判、そのブランド、資産を危険にさらしたプログラム指導者およびプログラム・ディレクターの解任および更迭を要求する。
- (2) SOI は、スペシャルオリンピックスの評判、活動、選手、または人員に害を及ぼすと計算された方法でスペシャルオリンピックス、マーク、ブランド、知的財産、コンセプト、または連絡先を使用する元プログラムスタッフまたはディレクターに対して、法的措置を取ること、またはプログラムに法的措置を取ることを許可する場合があります。分離した取締役およびスタッフは、スペシャルオリンピックスの知的財産、ブランド、マーク、コンセプトを、自身またはスペシャルオリンピックス以外の個人または団体の利益のために利用することを禁じられています。
- (3) 認定プログラムを一定期間保護観察対象とし、その試用期間中に認定プログラムに対し、SOI の制裁措置の意図通知に記載されている違反を是正するか、またはさらなる制裁を受けるよう要求すること。
- (4) 認定プログラムが SOI から助成金を受け取る資格を、一定期間、または制裁の理由が修正または廃止されるまで停止する。
- (5) 影響を受ける認定プログラムが制裁の理由を是正または排除するまで、認定プログラムが SOI から受け取る資金を削減または排除する。
- (6) 影響を受ける認定プログラムを犠牲にして、認定プログラムの運営に関する包括的な独立した財務監査を実施すること。
- (7) 影響を受ける認定プログラムがサービスを提供するさまざまな構成員(アスリート、家族、スポンサー、コーチなど)の代表者で構成される「緊急審査パネル」を編成して展開し、認定プログラムの運営の包括的なオンライン評価を実施し、制裁の理由が修正または排除されるまで、それらの運営について SOI に定期的に報告する。
- (8) 影響を受ける認定プログラムの取締役会/プログラム委員会に対し、制裁の根拠に責任があると判断された特定の人員を解任し、そのような人を、統一基準の要件を遵守する経験がある、または十分に資格のある個人と速やかに交代するよう要求する。



(9) 影響を受ける認定プログラムのエグゼクティブ/プログラム・ディレクターおよび/または認定プログラムの他のスタッフに対して、影響を受ける認定プログラムによる将来の違反を回避するために SOI に関する性があり有用であると判断する他の認定プログラムが実施する特定のトレーニングプログラムに参加するよう要求すること。

(10) 本第 6 条に基づき、影響を受ける認定プログラムの認定を拒否または取り消すこと。

上記は、深刻度と優先度による順序ではない。

## セクション 6.21 地区組織の認定

### 6. 21(A) 認定プログラムの責任

認定プログラムは、サブプログラムの運営に対する適切かつ継続的な監督と管理を維持しなければなりません。認定されたすべてのサブプログラムは、本一般規則およびその他の統一基準に基づいて構成、管理、運営されるものとする。認定プログラムが、それぞれのサブプログラムが一般規則およびその他の統一基準に準拠していることを確認しなかった場合、SOI による認定プログラムの認可または取り消し、拒否、または終了の理由となる場合があります。

### 6. 21(B)

#### 認定基準とその手続き

特定の事例において SOI が書面で別途承認しない限り、すべてのサブプログラムは、認定プログラムに規定されているのと同じ基準および手順に従って認定および再認定されるものとする。ただし、第 6.07 条に規定されているように、サブプログラムの認定期間は、認定プログラムの認定の満了を超えて延長することはできない。サブプログラムを有する、または持つ予定の認定プログラムは、SOI の標準認定アプリケーションおよび認定ライセンスに実質的に準拠する、サブプログラムの使用に関する標準化された認定アプリケーションおよび認定ライセンスを作成するものとする

### 6. 21(C)

#### 地区組織の見直し

所管内に地区組織のある認定プログラムは、組織の運営、トレーニング、競技会やトーナメント、アスリート参加人数の増減、家族やボランティアの参画促進の努力、資金調達活動、財務運営の健全性、地域との交流や教育現場での取り組み、認定プログラムが地区組織の運営に必要な統一基準に従い違反していないかなど、その運営を審査するための効果的なシステムを確立する。

### 6. 21(D)

#### 認定の取消し、否認、一時停止

地区組織がセクション 6.15 の認定取消し基準に抵触するとき、管轄内で地区組織を認定した認定プログラムは地区組織の認定取消し、認定期間満了時に再認定の否認、または認定の保留の手続きを行う。認定プログラムは自身の認定維持の条件を満たし、すべてのスペシャルオリンピックス・プログラムが管轄内において統一基準に従って運営されるために、その運営と管理を忠実に効果的に行うことを期待される。しかし、もし、SOI がある地区組織が否認基準に当てはまると判断したとき、認定プログラムの意向にかかわらず、SOI はゼネラルルールに規定されているとおり地区組織の認定の延期や取消しができる。地区組織認定の否認、取消し、延期の実施、手続きは、それを SOI が行うもの、地区組織を認定した認定プログラムが行うものいずれの場合も本条の定めに従う。

## セクション 6.22 ゼネラルルールの適用免除

SOI は、認定プログラムからの書面による要請を受領した場合、以下の理由により、SOI が独自の裁量でコンプライアンス免除が適切であると判断した場合、認定プログラムに対して、本一般規則の 1 つ以上の特定の規定または 1 つ以上の特定の認定基準の不遵守に対する書面による免除(以下「コンプライアンス免除」)を付与することができる。(a) 認定プログラムは、その認定プログラムの運営に適用される特定の国内法に違反することなく、引用された一般規則の規定または特定の認定基準を遵守できない。(b)引用された一般規則の規定または特定の認定基準の遵守が、認定プログラムに重大な困難を引き起こす場合。(c)認定プログラムは、正当な理由により引用された一般規則の規定または認定基準の文字通りの要件に準拠することができないにもかかわらず、関連する規定の意図に準拠しているか、または SOI が受け入れ可能な代替方法でそのコンプライアンスを達成する能力と意思があります。SOI が発行するコンプライアンス免除は、書面により、SOI が決定する定められた期間のみ有効であるも



のとする。本第 6.22 条に記載されているコンプライアンス免除を取得するためのプロセスは、第 6 条に基づく制裁措置の賦課を回避する手段として、または認定プログラムが同意しない可能性のある一般規則またはその他の統一基準の規定からの例外を求める手段として意図されたものではない。むしろ、コンプライアンス免除プロセスは、本一般規則または認定基準の厳格な適用または施行が認定プログラムに過度の負担を強い、または SOI が意図しないその他の結果をもたらす場合、または認定プログラムが統一基準を遵守するか、適用される国内法または現地法を遵守するかを選択する必要がある場合に、認定プログラムに狭い例外を認めるための手段としてのみ使用されるものとする。

## 第7条 資金活動とその展開

### セクション 7.01 スペシャルオリンピックス内の資金活動

各認定プログラムは、そのプログラムと管理運営に必要な資金を調達する責任を単独で負います。SOI は、SOI のプログラムや運営に必要な資金を調達し、既存の認定プログラムの成長(SOI からの助成金などを通じて)、スペシャルオリンピックスの世界的な拡大を支援する役割を担っています。SOI は、スペシャルオリンピックス内で、セクション 7.02 に規定されているように、世界、地域、またはマルチプログラムベースで実施されるものを含む(ただし、必ずしもこれらに限定されない)広範な募金活動の手配を実施または承認する独占的な権限を持っています。本一般規則に規定されている SOI の独占的な権限に従い、認定プログラムは、本第 7 条に規定されているように、それぞれの地理的管轄区域内で完全に行われる特定の種類の募金活動に従事または許可する権限を有する。

### セクション 7.02 SOI の総合的権限

SOI は次の資金活動におけるすべての法的、総合的な権限を持つ。

#### 7. 02(A)

##### 世界大会のスポンサー

LOC スペシャルオリンピックス・ムーブメントおよびすべてのワールドゲームズおよびリージョナル・ゲームズについて、企業およびその他の組織のスポンサー(以下、総称して「コーポレートスポンサーシップ」)からの支援に関するすべての複数法域の契約および取り決めを締結すること。SOI は、ワールドゲームズに関する SOI と LOC との書面による契約に定められた条件に基づき、LOC が World Games の特定の企業スポンサーシップを手配する権限を LOC に付与することができる。

#### 7. 02(B)

##### 「スペシャルオリンピックス」名の使用許可

企業スポンサーやその他の団体は、次の条件を満たしているとき「スペシャルオリンピックス」名の使用契約を締結することができる。即ち、自社の製品やサービス(特定の製品を購入することでスペシャルオリンピックスに資金を提供することが公表されている製品)の販売、特別イベントの主催、その会社がスペシャルオリンピックス運動の支援をしていることを公表することなど。

#### 7. 02(C)

##### 複数地域にわたる資金活動

企業スポンサー、関連製品販売事業、資金活動のための企画などすべての資金活動を企画する(ただし、この範囲に限らない)。これらの企画は次のような規模で実施される。

- (i) 世界規模である、
- (ii) 2 以上の認定プログラムの広域で実施する国際規模
- (iii) インターネットや WWW を経由して実施することなどを含む。

#### 7. 02(D)

##### 広域国際スポンサーとリージョナル大会スポンサー

LOCLOC 地域ゲームズのすべての企業スポンサーシップ、特定の地域の企業スポンサーシップ、および/また



は2つ以上のプログラムの企業スポンサーシップを承認すること(これらの企業スポンサーシップの取り決めがゲームのスポンサーシップまたはサポートを含むかどうかにかかわらず)。リージョナル・ゲームズまたはマルチプログラムゲームの場合、SOIは、LOCまたはホスティングプログラムに対して、SOIと当該LOCまたはホスティングとの書面による契約に定められた条件で、当該ゲームに対する特定の企業スポンサーシップを手配する権限を与えることができるものとする。

## 7. 02(E)

### トーチランによる国際間資金活動

複数の認定プログラム、国際地域、国際的企業スポンサーにトーチランやそれを通して資金活動を企画する権限を与える。SOIはトーチラン実行委員会にトーチランの特別な資金活動イベントを認定プログラムの協力や関係警察署などと協力して、立案、企画する権限を与えることができる。

## 7. 02(F)

### 寄付による資金調達

スペシャルオリンピックス運動のための寄付による資金調達を企画する。

## 7. 02(G)

### 財団助成金など

NPOへ助成や金錢的支援をしている財団などの助成金や資金を調査する。セクション 7.03(e)に従い各認定プログラムも同様の活動を行う。

## 7. 02(H)

### デジタルによる資金活動

スペシャルオリンピックスの名において、またはスペシャルオリンピックスの利益のために実施されるすべてのデジタルファンドレイジングの統一基準を推進するため、SOIは、すべての認定プログラムおよびLOCに対して、認定プログラムがデジタルファンドレイジングに従事できる状況に関するガイドラインを書面で提供するものとする。デジタル募金活動には、スペシャルオリンピックス、SOI、または認定プログラムまたはLOCの利益のために行われる、インターネット、ソーシャルメディア、または単なる電話勧誘以外の国際的または州間コンピュータベースまたは電気通信技術を使用して行われる募金活動が含まれるものとし、これは、現在知られているか将来開発されるかを問わず、コンピュータベースの商品マーケティングを通じて寄付を募り、または受領することを含む。サービス、寄付者との間で送受信される電子メールメッセージ、またはウェブサイト、ソーシャルメディアチャネル、テキストメッセージ、その他のオンライン通信またはデジタルメディアソースを通じて(総称して「デジタル募金」)。認定プログラムは、これらの活動がこれらの一般規則およびSOIの書面によるガイドラインに従って行われない限り、デジタル募金に従事してはなりません。

## 7.02(h)(1)

### ムーブメントのデジタル化

スペシャルオリンピックスは、デジタルリソースに投資して、世界中のアスリートがフィールドの内外でつながることができるようになります。グローバルな影響力を拡大することに取り組んでいます。スペシャルオリンピックスは、社会がテクノロジーを受け入れる中で、IDを持つ人々やスペシャルオリンピックス運動を取り残さないようにする。私たちには、既存のステークホルダーの将来の要求を満たし、さらに何百万人ものアスリート、家族、コーチとつながることができるデジタルソリューションを使用して、業務の範囲と効果を大幅に拡大する絶好の機会があります。私たちはそうでしょう

- (1) デジタルプラットフォームを作成し、新しいプログラミング、資金調達、および運用アプローチを導入することにより、革新する。
- (2) IDを持つ人々とその家族に直接アクセスできるデジタルソリューションを優先し、アクセス、接続性、翻訳、およびアクセス可能な形式に対処して、誰もが私たちのイニシアチブから利益を得ることができるようになります。早期介入、スポーツ、健康、教育、リーダーシップのコンテンツとツールを増やす。
- (3) 重要なステークホルダーや評価データの収集・利用方法を改善し、スポーツや競技会の一貫した組織化を可能にすることで、地域レベルから世界レベルまで品質を向上させる。



- (4) 安全なオンライン環境を通じたコミュニケーション、交流、学習を可能にすることで、強力なグローバル・スペシャルオリンピックス・コミュニティの発展を促進する。
- (5) パートナーと協力して、プログラムの技術アクセス、接続性、トレーニング、サポートを改善することにより、私たちの運動を近代化し、パートナーがすべての主要なステークホルダーにサービスを提供できるようにする。

## 7. 02(I)

### アマチュア、プロスポーツ団体またはフランチャイズの資金活動

NBA、MLB、NHL、IHL、FIFA やプロゴルフ協会のようなアマチュアやプロのスポーツ団体が参加する資金活動や振興事業を企画、運営する。これらの団体が、1以上の認定プログラムの地域にチームを持つか、イベント開催のとき、企画した資金活動や事業が特定の地域に限定されるか複数プログラム、広域国際、国際間で実施されるかどうかにはかかわらない。本項の定めにより各認定プログラムは、地域内のアマチュア、プロスポーツチーム、地域内のスポーツ団体から支援や金銭的援助を要請し、受け取ることは認められる。

## 7. 02(J)

### その他の資金活動

本項にもとづく SOI の総合的権限に加え、SOI は他のすべての資金活動、特に、本項に掲げていない関連製品販売活動、企業スポンサーの企画、特別イベント、職場や給与天引き寄付などを実施する権限も持つ。ただし、認定プログラムも次項 7.03 にもとづきその地域内で資金活動ができるため、SOI の権限は、独占的なものではない。

## セクション 7.03 認定プログラムの権限

認定プログラムは次の事項を遵守し資金活動をすることができる。

- (i) 資金活動に関するすべての活動、イベント、事業などを所管内で行うこと。
- (ii) この活動は明確に認定プログラムの名称を表して行うこと。(例えば、スペシャルオリンピックスアルゼンチン)
- (iii) この活動はセクション 7.06 に定めるスポンサーシップ承認条件などのゼネラルルールに従い実施すること。

さらに、各認定プログラムは次に掲げる活動ができる。

## 7. 03(A)

### 企業スポンサー

認定プログラムが所管内に事業所、または本部をおく団体とスポンサー契約を結ぶこと。

## 7. 03(B)

### 製品の販売宣伝活動

認定プログラムの所轄管内の一般向けの製品やサービスの宣伝、販売活動が認定プログラムに貢献する広報活動を承認すること。

## 7. 03(C)

### 特別イベント

認定プログラムの所轄管内で特別イベントを行うときは、ゼネラルルールと統一基準などに従い企画、運営し、認定プログラムの資金活動に貢献することを目的とすること。即ち、イベントの入場券販売、イベント中の飲食物の販売は統一基準などに従う方法で行うこと。

## 7. 03(D)

### ダイレクトメール活動

ダイレクトメール活動を行うときは社会的に認められ、経験豊かな団体に所管内のダイレクトメール、電話による寄付依頼の権限などを与える。(ただし、各認定プログラムが SOI と契約し、国内、国際地域内、国際間のダイレクトメール活動を SOI が専属的に行う場合を除く)



## 7. 03(E)

### 財団の援助

財団の支援は、認定プログラムの地域内の財団に資金援助の要請をする。

## 7. 03(F)

### 職場と給料天引き寄付

認定プログラムの管轄内で民間または公共の雇用主が運営する職場の寄付または給与控除プログラムに参加する(認定プログラムが、特定のプログラムの雇用主-運営者によって確立された地理的およびその他の資格要件に基づいて参加する資格がある場合)。

## 7. 03(G)

### 特別募金口座

継続的な寄付受入れのため、限定して銀行口座「特別資金活動預金口座」を開設する。この口座の資金は、プログラム資金として認定プログラムが記録、管理し、寄付者が文書に記した要望に応じ、ゼネラルルールに従い使用する。

## 7. 03(H)

### 認定プログラムの名称の使用

本一般規則およびその他の統一基準の要件に従い、適切な第三者にライセンス供与を行い、第三者の製品またはサービスのマーケティング、または認定プログラムに対する第三者の支援を認める際に、認定プログラムの名称を使用することにより、資金を調達する。

## 7. 03(I)

### SOI の許可

広域国際地区や複数地域にわたる資金活動は、SOI へ活動開始前 3 月以前に文書で申請する。

## 7. 03(J)

### 地区組織の資金活動

第 6.21 条および第 7.04 条(I)で要求されているように、認定プログラムが当該サブプログラム活動に対して適切な監督および管理を行うという認定プログラムの義務を条件として、認定プログラムが本第 7 条に基づいてプログラム全体でそのような活動を行うことができるのと同様に、それぞれの認定サブプログラムがそのサブプログラムの管轄区域内で資金調達活動を行うことを許可すること。

## 7. 03(K)

### 行政の資金

行政の資金は、認定プログラムがゼネラルルールと統一基準などに従いその義務を果たすことに支障がない限り受けることができる。

## 7. 03(L)

### アマチュア、プロスポーツチームからの援助

所管内のアマチュア、プロスポーツチームやスポーツ団体から金銭的、内面的援助を受けることができる。(例えば、スペシャルオリンピックスカナダはプロ野球球団トロントブルージェーズから援助を受けられるが MLB からはできない)

## セクション 7.04 認定プログラム資金調達の責任

## 7. 04(A)

### 法令・自主基準の遵守

各認定プログラムと LOC は、奉仕的活動や商業上の共同投資事業、公共事業団体と関係のある関連製品販売など資金活動についてのすべての法律と規則に従う。各認定プログラムはその資金活動がセクション 5.11 のボランティア活動指針に従っていることを確認する。それは所管内の NPO 団体を規制するものである。

## 7. 04(B)

### SOI の資金活動との関係

LOC 認定プログラムまたは LOC(ロック)と第三者との間のすべての資金調達契約は書面で行われ、第 7.07 条



に規定された契約基準に準拠する必要があります。

#### 7. 04(C)

##### SOI の資金活動との協力

LOC 各認定プログラムおよび LOC は、第 7.02 条に定める SOI の権限の下で SOI が実施するすべての募金イベントおよび活動に関連して、その活動の全部または一部が認定プログラムの地理的領域内で発生した場合でも、SOI と協力するために最善の努力を払うものとする。例えば、認定プログラムは、その管轄区域で実施されている SOI が認定した大義関連のマーケティングプロモーションや特別イベントにおいて、SOI に協力し、最善の努力を払うものとする。SOI は、認定プログラムがセクション 7.04(c)要件に準拠するのを促進するために、それぞれの管轄区域で実施されているすべての SOI 認定資金調達活動について、すべての認定プログラムに通知し続けます

#### 7. 04(D)

##### SO マークの使用許可

認定プログラムは、その管轄区域内のライセンスまたは権限を、その認定プログラムの利益のために資金調達プロジェクトに関与するその他の第三者に付与することができる。これにより、「スペシャルオリンピックス南アフリカ」や「スペシャルオリンピックスメイン」などの地理的指定を含む認定プログラムのフルプログラム名を、グラフィック・スタンダード・ガイドで要求される方法で SO ロゴと単独で、または隣接して使用できる。このようなすべてのライセンスは、これら的一般規則およびその他の統一基準のすべての要件に準拠するものとする。認定プログラムは、「スペシャルオリンピックス」の名称、SOI の名称、認定プログラムの名称と併用されていない場合の SO ロゴ、またはその他の SO マークを第三者に使用するためのライセンスまたは権限を付与することはできない。

#### 7. 04(E)

##### 統一基準の遵守

LOC 認定プログラムまたは LOC が関与または承認するすべての募金活動は、本一般規則およびその他の統一基準の他のすべての要件に準拠するものとし、これには、競技中の選手のユニフォームへの商業メッセージの表示の禁止、およびアルコール飲料との関連禁止に関する第 5.08 条および第 5.09 条に規定されたポリシーが含まれますが、これらに限定されません。電子タバコ製品、大麻製品、タバコ製品。認定プログラムは、その管轄区域内での募金活動に従事したり、許可したりしてはなりません。その活動が本第 7 条に基づく認定プログラムの権限の範囲内にある場合でも、その活動が統一基準の他の規定によって禁止されている場合であっても。

#### 7. 04(F)

##### プログラムの名称と資金活動イベント

###### (1) スポンサーの識別

認定プログラムは支援する企業スポンサーや団体を「スポンサー」(後援者)「プロバイダー」(供給者)「サポート」(協賛者)または、これと類似の文言で承認する。しかし、認定プログラムはこれらの組織が自社の製品、サービス名の中に認定プログラムの名称、SO マークを使用する許可をしてはならない。

###### (2) イベントの名称

認定プログラムは企業スポンサーや支援団体の組織名や製品名などを大会、トーナメント、デモンストレーション、トレーニングなどに使用させてはならない。

###### (3) 資金調達イベントの名称

認定プログラムのために宣伝活動や資金調達イベントを行う企業スポンサーや支援団体は、その組織名や製品名を使い自社のイベントであることを明確にすることができます。さらに、そのイベントが認定プログラムのためであることを表示することができる。しかし、統一基準の条件に従い名称を使用する。SOI は SO マークがこれらの組織や認定プログラムにより使用される場合、スペシャルオリンピックスの支援である旨を公表する権利を持つ。

#### 7. 04(G)

##### スポンサーとの協力

すべての認定プログラムはセクション 7.05 に定めるスポンサーシップに従うものとする。



## 7. 04 (H)

### 家族からの寄贈

認定プログラムはアスリートの家族などとの間で寄付を要請または受けることができる。ただし、当該拠出金と引き換えに、利益、優遇措置、競争決定、選考を行うことはできない。

## 7. 04 (I)

### 地区組織による資金活動

SOI は地区組織の地域内で資金活動の権限を文書により与える。それはゼネラルルールと統一基準などに従うもので、認定プログラムは資金活動について地区組織を直接監督、管理し、その資金活動についてすべての責任を持つ。

## 7. 04 (J)

### 独立団体設立の禁止

認定プログラムは SOI の文書による事前許可なしに他の法人、組合、財団、信託基金、支援団体、その他いかなる団体も設立してはならない。

## 7. 04 (K) 免税に関する考慮事項

各認定プログラムは税金控除が受けられるよう、その所管内の条件に合せた資金活動を企画する。各認定プログラムはその資金活動を合法的に組立て、組織しなければならない。それにより売上税、利用税、物品税などの税金が免除されるか最小限になるよう務める。

## セクション 7.05 SOI の公式(独占的)非公式(非独占的)スポンサーの指名

### 7. 05 (A)

#### 定義

本条で用いる用語の意味は次の通りとする。

- (1) 「独占スポンサー」とは、SOI のスポンサー、LOC のスポンサー、または SOI および/または LOC が、本第 7.05 条の要件に従い、特定のカテゴリーの商品またはサービスを SOI、LOC、地域競技大会またはワールドゲームズのサポートとして独占的に認めることに合意したマルチ管轄スポンサーを意味する。または、認定プログラムの全世界、地域、または複数の管轄区域のスポンサー。
- (2) LOC「商品カテゴリー」とは、SOI または LOC が指定する独占スポンサーが独占的に認められている商品および/またはサービスの特定のカテゴリーを指す。
- (3) LOC「非独占的スポンサー」とは、SOI のスポンサー、LOC のスポンサー、または SOI(または関連する LOC または関連する LOC がそのスポンサーの製品またはサービスカテゴリーで独占権を約束していない世界、地域、または複数の管轄区域のスポンサー)を意味する
- (4) 「マルチ管轄スポンサー」は2以上の中の認定プログラムのスポンサー、または、その可能性のあるスポンサー、複数州、国際における1以上の認定プログラムのために金銭的または内面的支援を提供するスポンサーを意味する
- (5) 「複合企業スポンサー」とは複数の異なる分野を持つ企業スポンサーを意味し、特別な同類の製品、サービスの分野と関連はない

### 7. 05 (B)

#### SOI の公式スポンサーと国際スポンサーの指名、認定プログラムの義務

SOI のみが公式スポンサーを選択し、契約する権限を持つ(または、LOC に公式スポンサーを選択、契約する権限を与える)。SOI は公式スポンサーの選択、契約締結に関し、次項に定める手順に従う。また、SOI は、単独で国際スポンサーを選択、契約する権限を持ち、これらの国際スポンサーを公式スポンサー(セクション 7.05(c)の手続き上の条件をみたす)か、非公式スポンサーのどちらかに指名する権限をも持つ。SOI が公式スポンサーとして指名すると、各認定プログラムは公式スポンサーとの独占契約条項を尊重し、スペシャルオリンピックスが公式スポンサーの支援を受けていることを認識する。認定プログラムは、また、非公式スポンサーについても同様の認識をする。



## 7. 05(C)

### 公式スポンサーの指名手続き

SOI は公式スポンサーを選択、契約するとき次の手続きに従う。

#### (1) 認定プログラムへの通告

SOI はセクション 7.05 に従い SOI と LOC の指名した全公式スポンサーをすべての認定プログラムに通知する。公式スポンサーとは SOI、LOC、世界大会、リージョナル大会、国際、複合企業スポンサーを言う。独占スポンサーを指名する場合、SOI(または該当する場合は LOC)は、その独占スポンサーが独占的に認められた製品カテゴリーの認定プログラムに通知するものとする(ただし、当該スポンサーが複数の業界スポンサーであり、したがって指定された製品カテゴリーがない場合を除く)。

#### (2) 公式スポンサー選択の基準

LOC 独占スポンサーの選定基準。SOI は、すべての独占スポンサーの身元、数、製品カテゴリー、および各独占スポンサーに付与される独占権の地理的範囲を決定する独自の裁量権を持っています。ただし、独占スポンサーに全世界での独占権を付与する前に、SOI は認定プログラムの意見を求める、IAC および地域リーダーシップ評議会と協議して、特定のスポンサーとの独占契約の提案に関する認定プログラムの意見を取得し、検討する。また、SOI は IAC および地域リーダーシップ評議会と協力して、スペシャルオリンピックス運動にできるだけ多くのレベルで利益をもたらす可能性が最も高いスポンサーシップの取り決めを特定する。一般に、SOI は、独占スポンサーを指定するかどうか、またどのような条件で指名するかを決定する SOI の最終的な権限を条件として、独占スポンサーに全世界での独占権を付与する前に、そのスポンサーが SOI に提供するサポートに加えて、地域的または全世界を問わず、認定プログラムに対してサポートを提供する準備ができている程度を検討する。LOC、またはワールドゲームズまたはリージョナル・ゲームズ、およびそのスポンサーとの独占契約が、セクション 7.06(a)の要件に基づき、認定プログラムに対して多額の財政的または現物支援を提供する影響を受ける製品カテゴリーの競技者とのスポンサーシップ契約を不当に制限する範囲。

## セクション 7.06 スポンサー承認の要件

本項で定める通り認定プログラムは、SOI と LOC に独占権を与えていたる公式スポンサーや非公式スポンサーの支援を承認する。

## 7. 06(A)

### 公式スポンサーの承認

認定プログラムは SOI または、LOC によって指名されたすべての公式スポンサーを次の事項により認める。

(i) 本項 (B) の定めにより公式スポンサーとして承認する。

(ii) SOI が文書で事前に権限を与えていなければ、第三者団体との間でいかなるスポンサーシップ、関連の市場活動、また、他の資金活動、宣伝活動について承認しない。その他の資金活動、宣伝活動の承認とは、製品分野の中で公式スポンサーと競争相手となる第三者団体により認定プログラムの支援、提携を公に承認することを要求することである。

## 7. 06(B)

### 公式スポンサーに合わせた認識させる方法

すべての認定プログラムは公式スポンサーがスペシャルオリンピックスを広報、広告、支援していることを一般に認識させなければならない。公式スポンサーを認識させる方法を次に示す。

#### (1) 名称(表示)

認定プログラムはスポンサーシップの名称として「世界規模スポンサー」「世界規模パートナー」「広域国際地域スポンサー」または、SOI の定める公式スポンサーであることが確認、認識できる他の名称を使うことを認める

#### (2) 名称の掲示

認定プログラムは公式スポンサーの旗などで名称を掲示することを認める。その標識は SOI、公式スポンサーどちらかの費用で作成する。標識は認定プログラムの競技やイベント会場では最小限の掲示とする。前述は実行できるかぎりすべてのゲームとイベントの会場で、必要なスポンサーの表示は最小限とすることを認定プログラムに要求する。また、関連の大会会場や閉会式会場、アスリートが大勢競技する



競技会場でも同様である。認定プログラムは関連の地区組織にも大会、イベント会場での標識の掲示を求める

#### 7.06 (C)

##### 7.06 (C) 非公式スポンサーの承認

認定プログラムは非公式スポンサーの製品、または、サービス分野でスポンサーと競争関係にあるとき、事前調整を前以て行い、それに該当する非公式スポンサー(SOI または LOC のどちらかのスポンサーの場合)は優先権を申し出る。それは認定プログラムが非公式スポンサーの競争相手とのスポンサーシップ、または、宣伝活動の調整に入る前に認定プログラムのスポンサーシップ、または、宣伝活動を提供し実施するためである。この優先権は非公式スポンサーにも以下の項目を認めることにより適用する。

認定プログラムを支援するためのコードマーケティングの機会またはスポンサーシップの存在を適切な期間事前に示す文書。この場合、文書をスポンサーへ提出する21日前までにSOI(またはLOC)へ文書の写しを提出する。

その支援を提供するための公正で妥当な期間。認定プログラムは、既存のスポンサーと今後スポンサーとして可能性のある組織などと取引する際の要件に従う旨の文書を提供する。

さらに、認定プログラムは競争の調整はしなくとも、独自の権限で非公式スポンサーがスペシャルオリンピックスに行う支援を一般に認識させる。本項と同様に適用し、その認定プログラムが非公式スポンサーとのスポンサーシップ協議を行う。本項の条件は認定プログラムには適用されない。それは SOI、LOC の非公式スポンサーの主体性を SOI が書面による通知で準備し、製品やサービスの分野でスポンサーと競合する複合産業スポンサーについてはゼネラルルール 7.06(d)の定めている以外は、本項の条件に従う。

#### 7.06 (D)

##### 7.06 (D) 複合企業スポンサーの認定

SOI と LOC は、複合企業スポンサーと公式、非公式スポンサーの基準(セクション 7.05)にてらしスポンサーシップ契約をすることができる。認定プログラムは SOI から SOI か LOC が複合企業スポンサー指名の通知を受けたら複合企業スポンサーをスペシャルオリンピックスの支援者と認め、その複合企業スポンサーと同じ製品または、サービス分野を他の複合企業スポンサーと別のスポンサーシップ提携を結ぶかどうかをそれぞれ自身の権限で判断する。

#### セクション 7.07 SOI の契約方針

認定プログラムが企画するすべての資金活動の協定は、文書により締結し、その契約を保護するために次の事項を含まなければならない。もし、それができないときは、SOI の文書による事前承認を必要とする。

#### 7.07 (A)

##### 7.07 (A) 第三者団体の SO マーク使用の同意

認定プログラムはすべての媒体(広報活動のライセンスや商品など)の使用を事前に文書により承認する権利を持ち、個別に具体的に実施する。それは認定プログラムの名称を使う第三者団体、SO ロゴマーク(それは認定プログラム名と共に使う)、SOI が認定プログラムに使用許可した他の SO マークによりその名称を展開し貢献させるためである。その合意の過程で認定プログラムは、第三者団体が SO マークに対する SOI のすべての所有権をグラフィック・スタンダード・ガイド、統一基準などを適用させなければならない。

#### 7.07 (B)

##### 7.07 (B) 認定プログラム資産としての保有権

認定プログラムは SO マークの使用、利用を通して第三者団体が使用、展開する現在、過去の全寄贈者のリストと記録などを保有し、それが認定プログラムの資産であり、優先保有権があることをすべての第三者団体に明確に認めさせる。

#### 7.07 (C)

##### 7.07 (C) 財産記録の査察

認定プログラムは合意にもとづき第三者団体のスペシャルオリンピックスの業務に関するすべての書類、記録、



その他の財務文書の査察、会計監査を事前に通知したうえで行い、また、認定プログラムのためのプロジェクトからの収入についての第三団体の財務記録を提出させる権利を持つ。

#### 7. 07(D)

##### 料金と出費

認定プログラムがプロジェクトに関してどれだけ金銭的な負担をしなければならないかは、契約書に明記し、それには認定プログラムと直接契約している第三者団体の下請や他の団体の負担も含み、金銭的支払いについて第三者団体への義務と責任から SOI を明確に保護しなければならない。

#### 7. 07(E)

##### 保険契約

認定プログラムと契約している第三者がプロジェクトに関し活動のための十分な保険契約を締結することを契約書に盛り込まなければならない。それは、認定プログラムにとり金額が十分で、寄付者名簿、認定プログラムへの現金の寄付、または、他の認定プログラムの有形、無形の資産に関係し認定プログラムを保護する条項を制限なしに含むものとする。

#### 7. 07(F)

##### 法律とボランティア活動指針の遵守

契約書には第三者に対し認定プログラムと合意で行う活動が適用される法律や規則を遵守するよう明確に要求する。もしできれば、寄付の勧誘、市場活動の契約を管理する認定プログラムの権限についての法律、すべてのボランティア活動の指針(セクション 5.11)が認定プログラムの権限に該当するのであればそれも同様に含む。

#### 7. 07(G)

##### 補償

契約書には認定プログラムが第三者により損害、経費、出費、契約のもとでの第三者団体の義務違反、または、SO マークの不正使用を防止のために認定プログラムに対し起こすかもしれない異議申立ての弁護士費用も補償することを要求する。

#### 7. 07(H)

##### 契約期限と終了

第三者団体との契約は、その期限と時期を明確にする。また、認定プログラムが文書による通知で契約を終了する可能性のある時期と状況を明確にしなければならない。もし、第三者団体に契約の不履行があるならば、直ちに認定プログラムは契約を終了できることとする。

#### セクション 7.08 LOC の資金調達の義務

資金活動に関する LOC の権限と責任は、SOI と LOC との契約書に明確にする。契約書に記載なければ、LOC はリージョナル大会、世界大会、または、SOI が承認した大会のための資金活動中でセクション 7.06 に定めるスポンサーシップの条件に応じる義務がある。

#### セクション 7.09 認定プログラムの義務の報告

認定プログラムは、すべての資金活動の契約書をその満了の時から少なくとも 3 年間、または、法律が定める期間よりも長く保管する。もし、SOI が要求するとき、認定プログラムはスポンサーシップ、関係市場の広報活動、店頭活動、あるいは、他のタイプの資金活動の契約の写しを SOI に提出する。ただし、法律により禁じられている場合、またはかかる情報がプログラムと契約相手先当事者との守秘義務違反になる場合を除く。SOI はいつでも本条の基準に従っているかどうかを確認するために認定プログラムとのすべての資金活動を査察する権利を持つ。

#### セクション 7.10 SOI が配布する資金活動の広報

SOI はすべての認定プログラムと LOC に SOI の企業のスポンサーシップ、市場の広報活動、その他の活動を定期的に通知する。それはセクション 7.06 のスポンサーシップの条件に応じ、かつ、セクション 7.04(c)で認定プログラムが要求する協力を提供できるようにするためである。

#### セクション 7.11 SO マークと SOI 所有の他の知的財産保護協力

本条で許可するすべての資金活動を計画し実行する上で、すべての認定プログラムと LOC は、いかなる第三者に対しても、SO マークの無許可使用を防止するため最善の努力を払わなければならない。また、SO マークを



スペシャルオリンピックスの社会的イメージと世評に合う資金活動のみに使用することを確約し、すべての著作権、登録商標、サービスマーク、他の形式で SOI が所有している知的財産の価値と所有権を保護しなければならない。

## セクション 7.12 第三者所有マークの使用の回避

認定プログラムはそれぞれのマークの所有者から明確に事前文書で同意を得ていない限り、他の団体が所有しているいかなる名称、ロゴマーク、登録商標、サービスマーク、デザイン、他の形式の知的財産(以下「マーク」)を無断使用したり不正使用をせず、また、承知の上でそれをスポンサーや第三者に許可したりしてはならない。期限にかかるわらず、認定プログラムは米国特許・商標局(USOC)に登録しているいかなるマークも使用したり

第三者にもそれは許さない。SOI はそのマークが USOC に登録しているかどうかを認定プログラムが確認する援助をする。

# 第8条 財務管理の整備、財務の責任、保険

## セクション 8.01 財務管理基盤

LOC と認定プログラムは、健全な財務管理について本項セクション 8.01 の定めに従わなければならぬ。しかし、SOI は設立間もない認定プログラムには、特別の事情により現在規準を達成できていないが、近く達成できると確信が持てるとき、柔軟に対応する。

### 8. 01(A)

#### 資金の保全

認定プログラムは資金保全の手続きを文書にし、理事会の承認を得なければならない。できれば、認定プログラムの資金は、全額、現預金、その他の資産とする。

### 8. 01(B)

#### 資金の使途

認定プログラムは統一基準などに従い、その定める範囲内で、専ら、スペシャルオリンピックス運動の遂行と運営のためにその資金を使用しなければならない。認定プログラムまたは LOC は他の奉仕活動や商業活動、団体などの利益になることや支援に、SO の名称のもと、あるいは SO の利益のために調達された資金などを使用してはならない。特に、認定プログラムと LOC は、スペシャルオリンピックスまたは LOC のための資金を、どんな名目であれ、知的障害のある人たちが参加するプログラムやスペシャルオリンピックス・プログラムが公認していない競技のために使用してはならない。

### 8. 01(C)

#### 会計管理

認定プログラムは資金の收支について確実な内部管理体制を確立しなければならない。この管理体制は、権限外の行為や不正行為に対し十分機能するものでなければならず、財務管理及び意志決定の目的のために、理事会と信頼できる第三者の会計監査の承認を得る。

### 8. 01(D)

#### 会計基準に準拠すること

認定プログラムおよび LOC は一般的な会計原則と基準に準拠し、会計担当の部署を常設しなければならない。なお、会計原則と基準は、隨時、国や国際調査機関、公認会計士協会などから提示される。

### 8. 01(E)

#### 銀行口座による分離勘定

SOI が承認しない限り、その認定プログラムの名称のもとに調達したあるいは受け取った金銭の働きをする為替類全ては、その認定プログラムの理事会の文書による指示に従い、口座開設を委任した他の認定プログラム名義の新しい銀行預金口座に預けなければならない。これらの会計帳簿類と資金の支出や預金や口座へ振り出す小切手、為替手形へのサインは、その認定プログラムの理事会が文書により指名した役員や職員のみが行う。この口座の預金や引き出しは、GAAP に従い認定プログラムの帳簿に記録を正確に記入する。

認定プログラムは地区組織のそれぞれの経理、会計をチェックする権限を持つ。これは、その認定プログラムが



セクション 7.04(K)(地区の資金活動)の定めや他の地区組織を運営する際、同じ基準で各々の会計報告書を提出させるためである。

#### 8. 01(F)

##### 法律の遵守

すべての認定プログラムは、それぞれ所管の税金、課税免除、会計報告、事業や資金活動などにかぎらずすべての法律や規則を遵守しなければならない。

#### 8. 01(G)

##### 利益相反

すべての認定プログラムはセクション 5.13(利害対立の回避)の紛争防止策に従う。

#### 8. 01(H)

##### 地区組織の会計報告

SOI が改定しない限り、認定プログラムの帳簿や決算報告書には、各地区組織の報告の実体を反映した認定プログラムの会計と各地区組織の会計を連結した結果を記録する。

#### セクション 8.02 会計年度

各認定プログラムと地区組織の会計年度は、SOI の改定がない限り、暦年とする。

#### セクション 8. 03

##### ストラテジック年間計画と予算

#### 8. 03(A)

各認定プログラムは、SOI のストラテジックプランと優先順位に沿った複数年計画を作成するよう努め、スポーツ、事業、管理、資金目標などの計画及びグロースプランなどの包括的な目標を定めた各年度の運営計画(以下「年間計画」)を書面にて立てなければならない。

各戦略計画は SOI 所定の形式と内容で指定期日までに提出する。

#### 8. 03(B)

年間計画は年間に見込むすべての収入と支出の予算を詳述した予算書を含む。年間計画とそれに伴う予算書は、事前に理事会の承認を受け、年度始までに SOI に提出する。また、認定プログラムの適正な会計運営、あるいは認定の条件として必要と認める範囲に限り、SOI は認定プログラムに計画の修正や、計画と予算を再提出させることができる。

#### セクション 8.04 財務報告書

認定プログラムは会計基準を遵守し、正確な会計報告書を所管国の通貨で継続的に作成しなければならない。認定プログラムは少なくとも 4 半期ごとに会計報告書を作成し、予算書にてらし検討、承認する。認定プログラムは会計基準を遵守し、それぞれの会計年度の年間財務報告書を作成する。年間財務報告書はセクション 8. 06 に定める報告事項の1部とし、SOI で保管する。

#### セクション 8.05 決算報告

#### 8. 05(A)

##### 一般事項

認定プログラムの年間財務報告書は、プログラムの所管内の独立の公認会計士、または、同業者間で社会的に認められている独立の会計の専門家により決算する。

#### 8. 05(B)

##### 決算結果

セクション 8. 05 に定めるすべての決算の結果は、文書で理事会に報告する。各認定プログラムの財務、経理、会計組織は、外部の会計監査機関が、認定プログラムのすべての財務状況を反映し、信頼できる文書であると確信が持てるものでなければならない。SOI は、会計監査が、ある会計年度のその認定プログラムの財務検査に関し、無条件で承認できないとき、その認定プログラムにその後の認定を継続させるかどうかを再審査しなければ



ならない。財務状況が悪いとき、その認定プログラムの理事会は、会計監査が承認できるよう直ちに欠陥の効果的な改善策を講じなければならない。その結果、外部の会計監査機関が承認したとき、認定プログラムの理事会は、直ちにそのことを SOI に報告し、同時に、前に会計監査の否認の原因となった個所を改める詳細な実施計画やその日程も合わせて通知しなければならない。

## 8. 05(C)

### 会計検査資格の例外

SOI の書面による事前の承認により、認定プログラムは、監査の費用が認定プログラムの総収益の 4%を超えると合理的に予想される場合、監査ではなく独立した公認会計士による財務レビューの形で財務報告のレビューを手配することができる。

#### 8.05(c)(1)

##### 監査要件の放棄

収益が 100,000 米ドル未満。現金収入の合計が 100,000 米ドル未満のプログラムは、リクエストを行わなくても自動的に監査要件の免除を受ける。SOI は、影響を受けるプログラムに書面で通知を送信することにより、この自動的な免除を撤回し、監査済みの財務諸表を要求することができる。

#### 8.05(c)(2)

##### 収益が 100,000 米ドル以上の場合

現金収入の合計が 100,000 米ドルを超えるプログラムの場合、財務監査の取得が重大な困難を引き起こす場合は、コンプライアンスの免除が要求される場合があります。免除のリクエストは、書面で、プログラムの地域の組織開発担当者に直接、またはオンラインの認定システムを通じて提出する必要があります。各権利放棄の要求には、(1)権利放棄が必要な理由、(2)要求された権利放棄の期間、および(3)権利放棄期間の終了までに監査要件を満たすためのプログラムの計画を含める必要があります。免除は、地域社長が推奨し、最高法務責任者(以下「CLO」)および最高財務責任者(以下「CFO」)が承認する必要があります。

#### 8.05(c)(3)

##### 未監査の声明

監査要件が免除された場合、財務諸表は、免除中に一般に認められている会計慣行と可能な限り一致する必要があります。

## セクション 8.06 SOI への報告

### 8. 06(A)

#### 定期報告

SOI は、認定プログラムが一般規則に基づく義務を履行し、認定基準に準拠していることを SOI が確保できるように、認定プログラムに対し、SOI に財務および財務業務に関する定期的な報告を合理的な間隔で提供するよう要求する場合があります。

### 8. 06(B)

#### 年間報告

各認定プログラムは SOI に対し、年間報告書を各会計年度末後 6 カ月以内、または、6 カ月を過ぎた場合には、法律で定める「年間納税申告書」「財務報告書」、その他の形式による財務報告書の提出期限までに提出しなければならない。なお、その年間報告書は、SOI が隨時要求する書式と認定基準にさだめる段階により次に該当する記録のコピーも含むものとする。

##### (1) 認定プログラムの会計検査済の財務報告書

「貸借対照表」「収支報告書」「資金の均衡を保った取引報告書」「財務状況における取引報告書」「基本支出報告書」

##### (2) 「以上の注釈書」必要があれば会計監査の伝達事項、取扱い要領に正確な理解と現状が把握できる前述以外の説明資料を加える。

##### (3) 年度末の収支報告書

該当会計年度開始前に、セクション 8.03 の定めにより SOI に提出した予算案と実際の収支の比較。



#### (4) 資産目録

その認定プログラムの理事会で承認した正確な目録で、その認定プログラムが責任を負う全資産(銀行口座、賃貸借契約、契約書、個人資産、不動産、無形資産、および GAAP の管理下にある他のすべての資産を含み、これに限らない)およびそれらの賃貸状況の一覧。

#### (5) ストラテジックプラン及び年間計画で設定した認定プログラムの事業目標、運営目標、次の会計年度までの資金目標の結果の報告書。これには目標を到達できなかったときの理由も説明する。

#### (6) 税や他の財務を管理する認定プログラムが提出した年間税金返還申請書か納税申告書のコピー。

### セクション 8.07 地区組織の財務管理

各認定プログラムはそれぞれの認定の状況に応じて、すべての地区組織は財務管理と本条の基準に従い、それぞれの任務遂行の保証をしなければならない。また、SOI 直接の指導か、認定プログラムの管理で実施しているか、いずれの場合も、SOI は特定の地区組織の財務事項や財務状況の実体を検査する権利を持つ。

### セクション 8.08 認定料金

SOI は全認定プログラムに、認定料を課し、そのプログラムが認定基準を維持できる範囲内で、支払可能な時期に、認定料の全額支払を要求できる。SOI は認定プログラムから、SOI 理事会で承認され各認定プログラムに通知の統一基準に従い、認定料を計算、査定し、徴収する。

### セクション 8.09 保険の要件

#### (a) 一般的な保険の要件

すべての認定プログラムと LOC は、第三者の潜在的な義務による危険や認定プログラムと LOC の財産への損失や損害から自らを守るために、適当な保険に加入することが求められる。認定プログラムおよび LOC によって行われるすべての保険手配は、SOI の継続的な承認および本第 8.09 条の要件の対象となる。

### セクション 8.10 データのプライバシーとセキュリティ

このセクションは、SOI の法務部門とそのチームが提出した、データのプライバシーとセキュリティに関する新しい推奨事項のためのものです。SOI は、SOI プログラムにデータのプライバシーとセキュリティに関するガイダンスと推奨事項を提供し、データの安全性と現地の法律への準拠を確保するためのプログラムを要求する。

## 第9条 ゼネラルルールの解釈

### セクション 9.01 代替え用語

国でその言葉が認められていることを条件として、ゼネラルルールの「知的障害(Intellectual disability)」の代わりに「知的障害(mental handicap, mental disability, mental retardation)」という用語、あるいは SOI が承認する他の用語を使っても良い。認定プログラムおよび LOC がそれらの代替用語(過去の文章に使用されていた用語または他の用語)を使用する場合は、書面にて適時 SOI に報告をしなければならない。なお、それ以外の用語を使うときは、SOI の文書による事前承認を必要とする。

### セクション 9.02 見出し語について

ゼネラルルールの条文や項目に使用する「見出し語」は、文体や構成を明確にし、容易に参照できるようにするために使用し、この見出し語は本来の意味を変更しようとするものではない。

### セクション 9.03 第三者団体の権利

SOI は発行したゼネラルルールを隨時改定することができる。改定の目的は、スペシャルオリンピックス運動に秩序を与える、認定プログラムに対して各々の認定プログラムがそれぞれの権限で運営を任せられたスペシャルオリンピックス活動を適切な運営ができるように、また、SOI に承認され認定基準を維持する条件を文書として伝えるためである。しかし、ゼネラルルールは第三者団体に対しては、いかなる権利も生ぜず、通告する意図は持っていない。従って、この規則は SOI や認定プログラム、その他、スペシャルオリンピックスの委任した組織やスペシャルオリ



ピックスの職員や役員に適用されるもので第三者団体に対しては適用されない。

#### **セクション 9.04 任意放棄の禁止**

SOI はゼネラルルールの個別の事項に対する適用や施行に關し疑問が生じたときは、独自に対処し、解決する。SOI の一部で特別な問題が発生したり、特別な状況にある認定プログラムに厳しく守るよう主張し、認定を撤回したり、ゼネラルルールの条項に違反したとして認定プログラムに対し賠償を請求することを怠ってはならない。つまり、ゼネラルルールであれ、ある特定の場合に対してであれ、ゼネラルルールにもとづく SOI の権利を放棄することは許されない。

#### **セクション 9.05 翻訳**

各認定プログラムは自分自身で、ゼネラルルールを英語以外の言語に翻訳することができる。しかし、その英語版と翻訳との間に意味や解釈に相違が生じたときは、英語版に優先権があるものとする。

#### **セクション 9.06 規則の適用と優先**

このゼネラルルールは「米国ゼネラルルール」「国際ゼネラルルール」など、今までのスペシャルオリンピックスゼネラルルールのすべての版に優先する。



## 第10条 用語の定義

### セクション 10.01 用語の定義

ゼネラルルールで使用する用語の意味は次の通りとする。

#### 認定(許可)証 Accreditation License

スペシャルオリンピックス・プログラムの新規、更新認定許可証申請書として、それぞれの認定プログラムが作成し SOI に提出する書類。

#### 認定基準 Accreditation Standard

認定プログラムの認定証書を交付、更新するために SOI が定めた書面による基準。SOI はこの基準を隨時改訂する。

#### 認定プログラム Accredited Program

プログラム、地区組織、その他 SOI が指定した所管内でスペシャルオリンピックスのトレーニングや競技会を運営、開催する組織を言う。ゼネラルルールで具体的に定めがない限り、「認定プログラム」は国際プログラムと米国プログラムの両方を指すが、地区組織を含む場合もある。

#### 理事会/プログラム委員会 Board of Directors/Program Committee

国内でひとつの独立した法的主体として運営される認定プログラムの理事会、または、独立した法的主体として運営されていない認定プログラムの業務管理上最高責任を持つ委員会や協会を指す。

#### エグゼクティブ・オフィサー/プログラム・ディレクター Executive Officer/Program Director

セクション 5. 02 (e)で定める認定プログラムの日常業務を執行する権限と責任を持つ人。

#### 設立準備委員会 Founding Committee

認定プログラムが未設立の国、地域において認定プログラムを設立するために設置される委員会。

#### 大会 Games

SOI、LOC(組織委員会)、認定プログラム、その他スペシャルオリンピックスの名称を使い、あるいは、スペシャルオリンピックスの主催で行うことを SOI が認めた団体のうちのいずれかが主催、運営するもので、3 つ以上の公式競技を含むスペシャルオリンピックス夏季大会と冬季大会。

#### 大会組織委員会 LOC (Local Organizing Committee(s)

SOI から SOI の主催する世界大会、あるいは、その他 SOI が公認するすべてのイベントを組織、財務管理、運営の権限を与えられた委員会。

#### グラフィックス スタンダード ガイド Graphics Standards Guide

「グラフィックス標準ガイド」とは、すべての認定プログラムの使用のために SOI が定期的に発行する「グラフィックス標準ガイド」と題された出版物、およびその後 SOI が承認したグラフィックス標準ガイドの修正または補足を意味する。

#### 知的障害 Intellectual Disability and Intellectual Disabilities

スペシャルオリンピックスの目的においては、知的障害の定義はセクション 2. 01 に定めており、スペシャルオリンピックスで伝統的に使用してきた「精神遅滞」という用語と同一の意味とみなされる。セクション 9.01 に記載の通り、SOI が認める代替の用語はスペシャルオリンピックスにおいて「知的障害」(たとえば「精神遅滞」と同一の意味を持つ)。

#### MATP Motor Activities Training Program

セクション 3.12 で定める。



### 複数プログラムによる大会 Multi-ProgramGames

SOI または SOI の認めた主催者か、SOI から優先的に権限を与えられた 2 つ以上の認定プログラムが、地域や世界レベルではなく複数国間で開催、運営する夏季大会と冬季大会。

### プログラム委員会 Program Committee

セクション 10.01 で定める理事会/プログラム委員会。

### プログラムゲーム Program Games

プログラムにより複数の所管で開催、運営する夏季大会及び冬季大会。

### 準公式競技 Recognized Sports

セクション 3.04 (d)で定める。

### プログラム Program

ゼネラルルールで定める所管国(の国、州、あるいは都市)の内部で活動することを SOI が認め、権限を与えた認定プログラム。

### スポーツルール基準 Sports Rule Criteria

スペシャルオリンピックスがスポーツを表彰するために用いる 4 つのレベルの基準を意味する。

### 事前承認スポーツ Pre-approved Sports

SOI 承認が必要なスポーツを意味する。

### リージョナル大会 Regional Games

SOI または SOI が認可した主催者か、SOI から優先的に権限を与えられた 2 つ以上の認定プログラムが、世界レベルではなく複数国間で開催、運営する夏季か冬季大会(以下リージョナル大会)。従って、そのリージョンのすべての認定プログラムを招待する。

### リージョン Region(s)

複数国(の国、州、あるいは都市)の内部で活動することを SOI が認め、権限を与えた認定プログラムをリージョン(地域および地区)またはサブリージョン(小地区)に分けたもので、セクション 1.04 で定める通り SOI が隨時認可する。

### スペシャルオリンピックス国際本部 Special Olympics Inc. (SOI)

セクション 1 で定める。

### SOI 会長 SOI's Chairman

SOI 理事会の最高責任者。

### SOI スポーツルール SOI Sports Rules

「スペシャルオリンピックス公式スポーツルール」と題するスポーツルールで、SOI が認定プログラムと LOC 用に発行し、各公式競技のトレーニングと競技を運営する際の規定を定める。隨時 SOI が改定する。

### SO ロゴ SO Logo

SOI とスペシャルオリンピックスが定める公式ロゴ、マーク、図形などすべてを言う。SO ロゴは、「グラフィックススタンダード ガイド」に明示し、SOI の公式ロゴおよび商標として米国特許商標局に登録している。

### SO マーク SO Mark(s)

- (1) 使用方法や呈示方法にかかわらずすべての「スペシャルオリンピックス」のマークと名称を言う。特に、その名称だけで使うか、SOI の名称と共に使うかにかかわらず、認定プログラムの名称、LOC の名称やロゴ、スペシャルオリンピックス競技の名称すべてを指す
- (2) SO ロゴ
- (3) すべての競技会や LOC のロゴ、SOI、LOC または認定プログラムが使うスローガンやテーマ
- (4) ユニファイド・スポーツ®



- (5) スペシャルオリンピックスの法執行機関の聖火ランナー
- (6) 公式競技のシンボルとして SOI や LOC が使用する図形やロゴのすべて
- (7) その他、SOI がスペシャルオリンピックスに関連して使用許可したすべてのマーク、名称、ロゴ、エンブレム、スローガン、モットー、記事や表現。

これらを保護するため、SOI は米国特許商標局とその他あらゆる商標登録機関に所有権登録している。さらに、スペシャルオリンピックスのプログラムや競技で繰り返し使用されることによりスペシャルオリンピックスと分かれるか連想させるのもの。

#### スペシャルオリンピックス(SO)またはスペシャルオリンピックス運動

#### Special Olympics or Special Olympics Movement

ゼネラルルールに修正や制限条項がない限り、トレーニングや競技会、SOI が管理運営する世界規模のスペシャルオリンピックス活動の総称。

#### 地区組織（サブプログラム） Sub-Programs

認定プログラムの所管内に設置する地区や地域社会のプログラム。ゼネラルルールに従い認定プログラムや SOI が、地区、地域社会のプログラムを認定し、認定プログラムの所管内の指定地区におけるスペシャルオリンピックス・プログラムの管理運営の権限を与える。

#### 地区（サブプログラム）大会 Sub-Program Games

地区組織がその所管で主催、運営するすべての夏季大会と冬季大会。

#### トーチラン Torch Run

- (1) スペシャルオリンピックスの「ローエンフォースメントトーチラン®」。前回開催都市から（世界大会の場合はギリシャ、アテネ市から）認定プログラムが開催する大会の開会式を行う場所まで、あるいは、それが認められれば、リージョナル大会や世界大会の開会式会場まで聖火が運ばれる間のリレー。
- (2) スペシャルオリンピックスの「ローエンフォースメントトーチラン®」の後援のもとで行う募金活動と SO の広報活動。

#### トーナメント Tournament

SOI、LOC、または、認定プログラムが主催、運営する公式競技1ないし 2 種目（2 種を超える場合は、不可）までのスペシャルオリンピックス大会。

#### ユニファイド・スポーツ® Unified Sports®

セクション 3.11 で定める。

#### 統一基準 Uniform Standards

ゼネラルルール、SOI スポーツルール、世界・リージョナル大会憲章、グラフィックス スタンダード ガイド、認定基準、認定基準で定める責務、これらの規約の変更事項や追加事項、および、その他、SOI が該当する認定プログラムへ文書で通知した方針などを言う。

#### 世界大会 World Games

SOI または LOC が世界レベルで主催、運営する夏季大会と冬季大会。

#### 世界・リージョナル大会憲章 World/Regional Games Charter

SOI が「スペシャルオリンピックスの世界・リージョナル大会憲章」と題する文書と改正版を言う。



## スペシャルオリンピックス ゼネラルルール 補則 一 スペシャルオリンピックス米国限定ルール

### はじめに

本スペシャルオリンピックスゼネラルルール 補則は、米国認定プログラムに限定して適用されるゼネラルルールを記載している。本補則はゼネラルルールとあわせて解釈しなければならない。

## 第3条 スポーツトレーニングと競技会

### セクション 3.07 表彰

#### 3. 07(B)

##### 賞の入手

米国プログラムは大会で授与する賞を SOI がアスリート表彰のメダルなどの供給者として文書で指名した業者のみから入手する。(第 3 条)。SOI は SOI スポーツルールにより、大会などに使うメダル、リボン、その他のアスリート表彰物品すべての大きさ、デザイン、組合せ、質などを決定する。SOI は、特定のエリア内での公認供給業者を指名していない場合は、プログラムがメダル、リボン等の表彰物品を選択し入手するが、この場合はメダル、リボン等の賞品は SOI が隨時定める明細事項に従うものとする

### セクション 3.09 SOI 認定大会の運営

SOI はリージョナル大会、複数プログラムの大会、米国多州大会の組織と運営のすべてを決定する。SOI が定めていない事項は、次の一般方針を適用する。

#### 3. 09(A)

##### 頻度

SOI が定める日程通り開催するリージョナル大会、複数プログラムの大会などは世界大会の前後6カ月以内にならぬよう開催する。

#### 3. 09(B)

##### 開催地

大会の開催場所は SOI が決定する。SOI はまた、組織、財務管理、大会の運営を SOI 認定の LOC、または、大会を開催とその計画の責任が負える認定プログラムを選び、契約を締結する。SOI は世界・リージョナル大会規定の手続きと基準に従い大会の開催地を決定する。

#### 3. 09(C)

##### 管理規定

この大会はすべて SOI の承認と SOI スポーツルール、世界・リージョナル大会規定、統一基準などに従い運営する。

#### 3. 09(D)

##### 大会に参加する代表アスリート

SOI はこの大会に参加する認定プログラムを決定し、第 2 条以外のアスリートの参加条件を定める。SOI のみがセクション 3.08 (d) の定めにより認定プログラムが大会に派遣するアスリート、コーチその他の選手団の規模と構成を決定する。

### セクション 3.13 ボランティア

すべての認定プログラムと LOC はゼネラルルールに反しない限り、できるだけいろいろな場でボランティアを活用する。認定プログラムはボランティアを採用、訓練、監督する手続きを文書で定め、実施する。米国プログラムとそのサブプログラムは、必ず、本項 3.13 のボランティア利用規定に従わなければならない。米国プログラムとすべての LOC は次の事項に従う。



#### (a)米国プログラムボランティアの分類

米国プログラムのボランティアは機能的に次の3つに分類する。

(1) クラス A ボランティアの中でコーチ、ドライバー、宿泊ホストのようにアスリートと常に身近な身体的な接触やその可能性のあるボランティア。または、管理、経済上の権限を持つか、その可能性のあるボランティア

(2) クラス B 委員会委員や役員のようにアスリートと単に形式的、限定的な接触を持つかその可能性のあるボランティア

(3) クラス C 特定のイベントや1日だけのボランティアでアスリートと限定的に接触するボランティア

#### (b)米国プログラムボランティアの登録規定

米国プログラムはすべてのボランティアが参加前に米国プログラムに登録する。登録の手続きは、ボランティアのクラスにより異なり次の通りとする。

(1) クラス C は参加当日に登録できるが、その活動前に氏名、住所、電話番号、参加している市民団体、法人スポンサー名を提出する

(2) クラス A と B のボランティアは上記(1)の他に次の事項を記載する

- i) 運転免許証か学生証などの写真による確認
- ii) 氏名、住所、電話番号、家族以外の 2 人の紹介
- iii) 次の質問に書面による回答をとる

- (A) 「あなたは違法薬物を使用していませんか？」
- (B) 「あなたは今までに刑事犯で有罪判決を受けたことはありませんか？」
- (C) 「あなたは今までに怠慢、暴行、乱暴などで責任を問われたことはありませんか？」
- (D) 「あなたは今までに運転免許証の停止や無効処分を受けたことがありませんか？」

(3) クラスAでは、さらに、(1)と(2)に加え、犯罪の背景をチェックするため該当する行政府か地元の警察当局と連絡をとる

#### (c)身元調査

米国プログラムでは前項(2)(iii)の質問のどれかに「ある」と回答したボランティアの身元をさらに調査する手続きをする。さらに、米国プログラムはボランティアの採用と監督に関し、その地域の法律、規則に従う。法律が認めるなら米国プログラムは前項 (b) (3)の権限を使いスペシャルオリンピックに参加する前にクラスAボランティアの身元を調査することができる。

#### (d)オリエンテーションとトレーニング

すべてのボランティアは活動に参加する前に米国プログラムが準備したボランティアの一般的な責任と正しい行動規範についての文書を貰い、熟読する。さらに、クラスAとBのボランティアは米国プログラムのスタッフによる個々のオリエンテーションとトレーニングを受ける。SOI はボランティアの募集とトレーニングで使用するすべての資料を審査し承認する権利を持つ。



## 第4条 SOI のスペシャルオリンピックスに対する管理体制

### セクション 4.18 SO マークの登録と保護

#### 米国プログラムへの影響

米国プログラム(又はゼネラルルールに基づき US プログラムにより認可されたサブプログラム)とサブ・リージョン、及び米国を本拠地とする諮問委員会は、スペシャルオリンピックスに関連するか関係して使用する SOI が所有する SO マークや著作権などを登録することはできない。また、どのような NGO や州、地方自治体、米国特許庁でも、SOI の事前の文書による同意がなければそれらを登録することはできない。さらに、米国プログラム、そのサブプログラム、サブ・リージョン、あるいは、米国に本拠地とする諮問委員会は、SO マークやスペシャルオリンピックスに関する知的所有権が、悪用、侵害、誤用などされたことのクレームについて、SOI の文書による事前同意がなければ告訴、起訴することはできない。

## 第5条 認定プログラムの統括と運営

### セクション 5.01 組織上の要件

#### 米国プログラム

各米国プログラムは別個にそれぞれの州法のもとで NPO 法人として、アメリカの米国歳入法第 501(c)(3)により税金免除の資格を得る。SOI は、第5条により SOI が米国プログラムを認定更新するとき、それぞれ米国プログラムの組織の形式やタイプを認可する。

#### (1) 米国プログラムのサブプログラム

米国プログラムのサブプログラムは、個別に法人化することはできない。各サブプログラムは、認定権を持つ米国プログラムがその1部門か1支部としてそのサブプログラムの財務と運営全般にわたる十分な管理と保証のもとで運営する。

### セクション 5.11 ボランティア活動指針の遵守

SOI はベタービジネス局のような特定のチャリティモニターグループが米国で公にしている NPO 活動と資金活動指針を遵守する。米国プログラムはこれらボランティア活動指針を遵守することに最大限の努力を払う義務を負うと共に、NPO の運営管理、財務責任、公的責任、資金調達について、同種の組織が取り決めたその他の基準も、独自の米国プログラムの権限内でこれを遵守する。(総称して「ボランティア活動指針」) 認定プログラムも同様に、NPO の倫理的で能率的な運営を監督し、展開していくため、米国以外で公布するボランティア活動指針をそれぞれの権限内で遵守する。SOI の方針は、すべてのスペシャルオリンピックス・プログラムによる、責任能力のある運営管理、財務責任、公的責任、倫理的な募金活動を促進するため、米国内外の同様のボランティア活動指針を遵守する。ただし、これを守ることにより認定プログラムが統一基準を侵すときはこの限りではない。

## 第7条 資金活動とその展開

### セクション 7.02 SOI の総合的権限

SOI は次の資金活動におけるすべての法的、総合的な権限を持つ。

#### (c)複数地域にわたる資金活動

企業スポンサー、関連製品販売事業、資金活動のための企画などすべての資金活動を企画する(ただし、この範囲に限らない)。これらの企画は2つ以上の米国プログラムの広域で実施する多数州の規模で実施される。

#### (i)計画的延べ払い寄付

一般からの計画的延べ払い寄付の要請と管理に対する統一指針(「SO 延払い寄付取扱い指針」)を作成し、



2以上の認定プログラム間で最終的に分配するために複数州または複数プログラムの要請で積立てた寄付金を扱う独立の財団や信託に権限をあたえる。(カミングル基金)

SOI は認定プログラムの基金使用許可に関する指針「SO 延べ払い寄付取扱い指針」を作成し、発行すると、その申請が必要条件を満たしていれば、いかなる認定プログラムもその所管内で計画的延べ払い寄付を要請することができる。この際、こうした業務に経験のある認定プログラムからの代表を含みプロジェクトチームを編成しその協力のもとで実施する。

### (j)米国、国際ダイレクト市場の活動 ダイレクトメール活動

SOI やスペシャルオリンピックスは、国際間、米国プログラムや複数プログラム規模でのダイレクトメールとテレフォンショッピングなどの資金活動の直接取引すべての権限を与える。

米国内では SOI が SOI と米国プログラムのために国内のダイレクトメールプログラム(CDMP)を実施する。米国プログラムはそれぞれではダイレクトメール活動を行わず、CDMP に任意に参加する。SOI は国、国際的、地球規模で同様のダイレクトメール活動に認定プログラムが任意に参加するように実施できる。

### セクション 7.03 認定プログラムの権限

認定プログラムは次の事項を遵守し資金活動をすることができる。



(d) ダイレクトマーケティング活動

認定プログラムの管轄区域内の企業または一般市民に対して、評判が良く経験豊富な第三者の募金活動を実施すること、または許可すること(ただし、プログラムが SOI と書面による契約を結んでおり、それを通じて SOI が実施する国内、地域、または国際的なダイレクトマーケティングプログラムに独占的に参加することに同意している場合を除く)。

#### セクション7.04 認定プログラム資金調達の責任

#### (o) 税金の控除についての配慮

すべての認定プログラムは、税金の免除を維持するための管轄区域の要件に準拠した方法で、すべての資金調達活動を実施するものとする。法的に許容され、実行可能な場合、各認定プログラムは、売上税、使用税、物品税、または同様の税金の支払いを回避するか、少なくとも最小限に抑えるために、資金調達活動を構成するものとする。

## 第8条 財務管理の整備、財務の責任、保険

## セクション 8.09 保険の要件

### (b)米国プログラムの SOI 保険プログラムへの参加

すべての米国プログラムは、SOI の統一保険プログラム(スペシャルオリンピックス保険プログラム 以下 SOCIP)に参加する。SOCIP を通して、SOI は次の事項に保険を適用し、適切な代理店と連帯して責任を負う。普通の商業的義務、責任はないが自動的に負う義務、職員の身体的損害、総括的責任、行事参加中の事故による医療費、ボランティア参加中の医療の不良措置、管理者や役員の負う賠償義務、SOI に対するスペシャルオリンピックスの職員による犯罪や不正など、保険が適用されるべき事項について米国プログラムに対して責任を負う。米国プログラムは SOCIP の申込みにすべて応じ、SOI の定める統一基準に従い各々の保険料を支払う。同時に、全米国プログラムは、SOI の引受人や損害管理人と協力して、このプロジェクトのもとで発生するすべての申し出を受け、SOCIP の中に含むべき保険事故の種類や保証限度額などを定める。



## 第9条 ゼネラルルールの解釈

### セクション 9.07 多様性、公平性、包括性の要件

スペシャルオリンピックスは、すべての人々の間にある「結束という価値」を促進することを目指している。とりわけ、知的障害のある人々を、当団体のあらゆる運営およびプログラムの分野に包摂することを志向している。この理念に基づき、スペシャルオリンピックスは、米国プログラムが認定を取得・維持するため、主要な業績評価指標(KPI)を満たすことを求めるものとする。これには、以下の事項が含まれる。

- 1) スペシャルオリンピックスのアスリートを、常勤または非常勤の職員として雇用するよう努めること。  
アスリートを職員として雇用することができない米国プログラムは、認定更新申請時にその理由を説明するとともに、本目標を達成するための計画を提示しなければならない。
- 2) 一人ひとりの違いを尊重し称えると同時に、私たちすべてを結びつける崇高な精神を認識するという、当該プログラムのコミットメントを反映した方針およびミッション・ステートメントを採択すること。
- 3) ボランティア、取引先、職員およびアスリートの各層において、多様な背景を持つ人々を参画させるための真摯な取組を示すこと。
- 4) 年次の認定申請書類とともに、SOI(Special Olympics, Inc.)が認める様式による年次状況報告書を提出すること。当該報告書には、以下の内容を含めなければならない。
  - a) 違いを尊重し称えると同時に、私たちすべてを結びつける崇高な精神を認識するというプログラムのコミットメントを反映した、理事会により採択された方針の証拠
  - b) 年次状況報告書に含める事項
    - ・ 理事および職員の人口統計データ
    - ・ 可能な範囲における、ボランティア、アスリートおよびユニファイド・パートナーの人口統計データ
    - ・ 当該プログラムの管轄地域における一般人口の人口統計データ
    - ・ 知的障害(ID)のある有給職員の人数
    - ・ 知的障害(ID)のあるボランティアの人数
    - ・ 本条第 9.07 項(2)に定める方針およびミッション・ステートメントを実施するための目標に関する記述
    - ・ 本条第 9.07 項(2)に定める目標の進捗状況に関する自己評価
    - ・ 英語が第一言語ではない可能性のあるコミュニティへのアウトリーチに関する自己評価

## 第10条 用語の定義

### 米国多州大会 U.S. Multi-State Games

国レベルではなく米国内複数の州単位で SOI か SOI が認可した主催者、あるいは、SOI が優先的権限を与えた2つ以上の米国プログラムが主催、運営する夏季大会と冬季大会。

### 米国プログラム U.S. Program

ゼネラルルールの定めにより SOI が認可し、米国の特定州か特定地域内でスペシャルオリンピックスのプログラムを運営する権限を与えた認定プログラム。

### 米国プログラム大会 U.S. Program Games

米国プログラムが国レベルで提供、運営する夏季大会と冬季大会。